

令和5年12月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第1号 11月30日	頁
会期日程	3
議事日程	4
出席欠席者名	5
開会	7
事務報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
市長の提案理由説明	9
決算審査特別委員長報告	14
(質疑・討論・採決)	19
散会	23
◎会議録第2号 12月4日	
議事日程	27
出席欠席者名	27
開議	29
質疑・一般質問	29
3番 中野洋一議員	29
1 小中学校における熱中症対策について	29
2 ふるさと納税について	31
3 立岡自然公園の管理について	33
4 子育て世代の移住・定住について	34
4番 浦本晴美議員	37
1 男女共同参画社会の推進について	37
2 防災計画の進捗と防災訓練について	41
5番 佐美三 洋議員	45
1 職員数について	46
2 地区別職員数について	49
3 職員居住地の偏り（東多西少）への対応	50
4 根本的に少ない職員数の改善について	53

7番 今中真之助議員	56
1 学校教育について	57
2 学校以外の教育機会の確保に対する取組について	60
3 歴史の継承について	66
散会	70

◎会議録第3号 12月5日

議事日程	73
出席欠席者名	73
開議	75
質疑・一般質問	75
10番 宮原雄一議員	75
1 網田地区での総合防災訓練について	75
2 避難行動要支援者等支援体制について	77
3 備蓄倉庫及び備蓄品の整備について	80
12番 樫崎政治議員	82
1 高齢者支援対策	82
2 職員等の交通事故防止対策	84
13番 野口修一議員	95
1 図書館の活用	95
2 郷土史と地域学	101
3 国際性・多様性	107
散会	112

◎会議録第4号 12月6日

議事日程	115
出席欠席者名	115
開議	117
質疑・一般質問	117
18番 福田慧一議員	117
1 物価高騰対策について	117
2 水道事業の経営改善について	118
3 国民健康保険について	120

4	保育所の利用状況と職員の処遇改善について	126
1 番	土黒功司議員	129
1	宇土市のこれまでの行政視察受入実績から見る、他市町村から見た宇土市の特徴について	129
2	自治体DXの取組について	132
3	自主防災組織の取組について	138
	常任委員会に付託（議案第85号から議案第111号）	140
	常任委員会に付託（請願・陳情）	141
	散会	141

◎会議録第5号 12月15日

	議事日程	147
	出席欠席者名	148
	開議	150
	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告	150
	（質疑・討論）	152
	各常任委員長報告	152
1	総務市民常任委員長報告	152
2	経済建設常任委員長報告	155
3	文教厚生常任委員長報告	158
	（質疑・討論・採決）	160
	請願・陳情について	164
	（質疑・討論・採決）	164
諮問第 4号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	165
諮問第 5号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	165
	（討論・採決）	166
	委員会の閉会中の継続審査並びに調査について（採決）	166
	（追加日程）	
	議案第112号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第6号）について	167
	（質疑・討論・採決）	167
	閉会	168
	署名	170

第 1 号

1 1 月 3 0 日 (木)

令和5年12月宇土市議会定例会会議録 第1号

宇土市告示第91号

令和5年12月宇土市議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年10月31日

宇土市長 元 松 茂 樹

1. 期 日 令和5年11月30日
2. 場 所 宇土市議会議場

1. 会期日程

(会期16日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
11月30日	木	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長の提案理由説明 決算審査特別委員長報告 質疑・討論・採決
12月1日	金	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
12月2日	土		休 会	(市の休日)
12月3日	日		休 会	(市の休日)
12月4日	月	10:00	本会議	質疑・一般質問
12月5日	火	10:00	本会議	質疑・一般質問
12月6日	水	10:00	本会議	質疑・一般質問 委員会付託
12月7日	木	10:00	委員会	総務市民常任委員会
12月8日	金	10:00	委員会	経済建設常任委員会
12月9日	土		休 会	(市の休日)
12月10日	日		休 会	(市の休日)
12月11日	月	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
12月12日	火		休 会	議事整理
12月13日	水		休 会	議事整理
12月14日	木		休 会	議事整理
12月15日	金	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

2. 議事日程

令和5年11月30日（第1号） 午前10時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 85号 宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 86号 宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 87号 宇土市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 88号 宇土市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 89号 宇土市廃棄物等の減量化、再資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 90号 宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 91号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 92号 宇土市老人ホーム条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 93号 宇土市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 94号 辺地総合整備計画について
- 日程第13 議案第 95号 指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第 96号 指定管理者の指定期間延長について
- 日程第15 議案第 97号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第 98号 令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第 99号 令和5年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第100号 令和5年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 諮問第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第 2 1 議案第 1 0 1 号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 1 0 2 号 宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 1 0 3 号 宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 1 0 4 号 宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 1 0 5 号 宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 1 0 6 号 令和 5 年度 網津第 2 排水機場整備工事（ポンプ設備）請負契約の締結について
- 日程第 2 7 議案第 1 0 7 号 令和 5 年度宇土市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 2 8 議案第 1 0 8 号 令和 5 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 9 議案第 1 0 9 号 令和 5 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 3 0 議案第 1 1 0 号 令和 5 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 3 1 議案第 1 1 1 号 令和 5 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 報告第 1 9 号 専決処分の報告について
- 専決第 1 1 号 損害賠償額の決定について
- 報告第 2 0 号 専決処分の報告について
- 専決第 1 2 号 損害賠償額の決定について
- 報告第 2 1 号 専決処分の報告について
- 専決第 1 3 号 損害賠償額の決定について
- 日程第 3 2 決算審査特別委員長報告（質疑・討論・採決）

3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

4. 出席議員（16人）

1 番 土 黒 功 司 君

2 番 杉 本 寛 君

3 番 中 野 洋 一 君

4 番 浦 本 晴 美 さん

5番 佐美三 洋 君
8番 西 田 和 徳 君
10番 宮 原 雄 一 君
13番 野 口 修 一 君
15番 藤 井 慶 峰 君
17番 村 田 宣 雄 君

7番 今 中 真之助 君
9番 園 田 茂 君
12番 檜 崎 政 治 君
14番 中 口 俊 宏 君
16番 山 村 保 夫 君
18番 福 田 慧 一 君

5. 欠席議員（2人）

6番 小 崎 憲 一 君

11番 柴 田 正 樹 君

6. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	太 田 耕 幸 君	総 務 部 長	山 口 裕 一 君
企画財政部長	光 井 正 吾 君	市民環境部長	小 山 郁 郎 君
健康福祉部長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	加 藤 敬 一 郎 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	野 口 泰 正 君
会 計 管 理 者	木 村 る み さん	秘 書 政 策 課 長	渡 邊 聡 君
総 務 課 長	上 木 淳 司 君	危 機 管 理 課 長	内 田 雅 之 君
企 画 課 長	三 浦 仁 美 さん	ま ち づ くり 推 進 課 長	中 山 好 美 さん
財 政 課 長	北 谷 太 示 君		

7. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	江 河 一 郎 君	次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	春 木 教 明 君
議 事 係 参 事	村 田 有 美 さん	庶 務 係 主 事	中 山 裕 輝 君

午前10時30分開会

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） ただいまから、令和5年12月宇土市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日、6番、小崎憲一君及び11番、柴田正樹君から欠席届が出ておりますので、御報告をいたします。

日程に先立ちまして、事務局長に事務報告をさせます。

事務局長、江河一郎君。

○事務局長（江河一郎君） 事務報告をいたします。

令和5年9月定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告として配布しておりますので御覧ください。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、8番、西田和徳君、10番、宮原雄一君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（藤井慶峰君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月15日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から12月15日までの16日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第 3 議案第 85号 宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 86号 宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 87号 宇土市印鑑条例の一部を改正する条例について

- 日程第 6 議案第 88号 宇土市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 89号 宇土市廃棄物等の減量化、再資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 90号 宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 91号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 92号 宇土市老人ホーム条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 93号 宇土市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 94号 辺地総合整備計画について
- 日程第 13 議案第 95号 指定管理者の指定について
- 日程第 14 議案第 96号 指定管理者の指定期間延長について
- 日程第 15 議案第 97号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 16 議案第 98号 令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 17 議案第 99号 令和5年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 18 議案第 100号 令和5年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 19 諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 20 諮問第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 21 議案第 101号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 102号 宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 103号 宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 104号 宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 105号 宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 26 議案第 106号 令和5年度 網津第2排水機場整備工事（ポンプ設備）請負契約の締結について
- 日程第 27 議案第 107号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 28 議案第 108号 令和5年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 29 議案第 109号 令和5年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 30 議案第 110号 令和5年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 31 議案第 111号 令和5年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 報告第 19号 専決処分の報告について
- 専決第 11号 損害賠償額の決定について
- 報告第 20号 専決処分の報告について
- 専決第 12号 損害賠償額の決定について
- 報告第 21号 専決処分の報告について
- 専決第 13号 損害賠償額の決定について

○議長（藤井慶峰君） 日程第3、市長提出議案第85号から、日程第31、議案第111号までの29件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 本日ここに、令和5年12月市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私共に御多用の中に御参集をいただき、誠にありがとうございます。

はじめに、先月15日に網田地区にて開催いたしました、宇土市総合防災訓練について御報告をさせていただきます。

この防災訓練は、市内全域における要支援者の安否確認要領を再確認するとともに、開催地区における避難経路、避難場所、自主防災組織の応急活動等の態勢整備を図り、広く普及することを目的に、宇城広域連合消防本部、宇城警察署、宇土市消防団等の協力のもと実施しております。

今回の訓練は、新たな取組としまして、宇土マリーナをメイン会場として、国民保護訓練及び防災ヘリによる救助訓練を行いました。

当日は、消防団をはじめ、地元行政区長会や振興会、自主防災組織、婦人会、民生児童委員、宇土市・防災士の会の皆様にも御協力をいただきました。この場をお借りして改めて御

礼を申し上げます。

全国各地で様々な災害が発生する中で、このような実践的な訓練を通して、防災に対する意識の向上、地域防災の啓発に努めてまいります。

次に、11月から新たに着任しました2名の宇土市地域おこし協力隊の方々について御紹介をさせていただきます。

このお二人は、地域課題の解決に向け、宇土市への移住や関係人口の創出、空き家活用、移住相談の窓口を担うとともに、外部の新たな視点や発想により地域の活性化に取り組んでいただきます。

次に、今月26日に開催されましたうと産業祭について御報告いたします。今年度は、昨年度に引き続き本町4丁目を会場に、地元農産品・特産物の販売やステージイベントなど多くの催し物が開催されたほか、100円商店街も同時開催され、約2,500人の方に御来場いただきました。

参加者からは、「商店街が多くの人でにぎわい楽しかった。」、「来年も開催してほしい。」という声も聞かれ、大変うれしく感じているところでございます。

このようなイベントの開催が、本市の経済活性化の起爆剤となってくれることを期待しております。

次に、うれしいニュースがありましたので御紹介させていただきます。

今月4日に開催されました第101回全国学生相撲選手権大会の個人戦において、本市出身で、日本大学4年生の草野直哉選手が見事初優勝を飾り、本市出身者5人目となる学生横綱に輝きました。また、この大会では、同じく本市出身で、近畿大学4年生の北野泰聖選手がAクラス団体戦で優勝するなど、本市出身の選手たちが目覚ましい活躍を見せてくれました。

また、本市出身で城北高校3年生の飯田菜瑠さんが、先月、韓国・ソウルで開催されましたチアリーディングのワールドカップにおいて、ポンダブルス部門で優勝し、世界一に輝きました。

最後に、2024ミス・インターナショナル日本代表選出大会が、28日に東京都内で開かれ、本市出身の植田明依さんが日本代表に選ばれました。

植田さんは、来年開催される第62回ミス・インターナショナル世界大会2024に日本代表として出場され、日本の「美と平和の親善大使」として世界一に挑まれます。

このように本市出身の方々の活躍を聞き、今後の更なる飛躍を期待するとともに、市民の皆様と一緒に応援してまいりたいと思うところでございます。

それでは、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今回は、議案書を三つに分けて提案させていただいております。

まず、議案その1は、予算関係4件、条例関係9件、人事案件2件、その他3件の計18件及び報告2件であります。

議案第85号、宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第86号、宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号を利用することができる事務を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第87号、宇土市印鑑条例の一部を改正する条例について。これは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、スマートフォンによるコンビニ交付サービスに対応するため、所要の改正を行うものであります。

議案第88号、宇土市手数料条例の一部を改正する条例について。これは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴う、スマートフォンによるコンビニ交付サービスに対応するため及び手数料の還付の規定を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第89号、宇土市廃棄物等の減量化、再資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、燃えないごみの収集方法変更に伴い、家庭系廃棄物の種別等を変更するため、所要の改正を行うものであります。

議案第90号、宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について。これは、花園小学校敷地内に新たに花園小学校児童クラブを創設するため、所要の改正を行うものであります。

議案第91号、宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第92号、宇土市老人ホーム条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市軽費老人ホーム（B型）芝光苑を令和6年3月31日付けで廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第93号、宇土市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について。これは、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第94号、辺地総合整備計画について。これは、辺地に係る総合整備計画を定めるた

め、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第95号、指定管理者の指定について。これは、指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第96号、指定管理者の指定期間延長について。これは、指定管理者の指定期間を延長する必要があるので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第97号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。補正額は6億8,133万3千円を増額するもので、補正後の総額は230億4,713万6千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、議会費では、国際交流事業経費（議会事務局分）の増額を行っております。

総務費では、政策推進一般経費の増額等を行っております。

民生費では、障害児施設給付サービス事業経費の増額等を行っております。

衛生費では、清掃総務費一般経費の減額等を行っております。

農林水産業費では、水産物供給基盤機能保全事業（国補正分）の計上等を行っております。

商工費では、マリーナ施設管理経費の増額を行っております。

土木費では、社会資本整備総合交付金事業（修繕）（国補正分）の計上等を行っております。

消防費では、避難所強化事業の増額等を行っております。

教育費では、学校管理費一般経費（学務・小学校）の増額等を行っております。

災害復旧費では、令和5年7月梅雨前線豪雨災害対策経費（史跡宇土城跡保存整備事業）の計上を行っております。

そのほか、繰越明許費について、政策推進一般経費ほか28件の追加を行っております。

債務負担行為については、地域活性化起業人事業に要する経費ほか14件の追加及び宇土市議会だよりの印刷製本に要する経費の変更を行っております。

地方債については、水産物供給機能保全事業債（国補正分）ほか5件の追加及び農地海岸保全事業ほか6件の限度額の変更を行っております。

議案第98号、令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。補正額は399万3千円を増額するもので、補正後の総額は45億6,627万3千円です。

これは、健康管理システム改修の増額を行っております。

そのほか、債務負担行為について、特定健康診査等業務委託に要する経費ほか1件の追加を行っております。

議案第99号、令和5年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は158万1千円を増額するもので、補正後の総額は39億4,309万7千円です。これは、介護保険システム改修の増額及び宇城広域連合負担金の減額を行っております。

議案第100号、令和5年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について。収益的支出における債務負担行為について、下水道汚泥収集運搬処分業務委託の変更を行っております。

諮問第4号及び諮問第5号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。これら2件は、人権擁護委員の任期が令和6年3月31日で満了となりますので、新たに委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

後任の委員の候補者には、継続して福成寺託真さん、中松裕子さんをそれぞれ推薦したいので、何とぞ、原案どおり答申いただきますようお願いいたします。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第19号、専決第11号、損害賠償額の決定について。報告第20号、専決第12号、損害賠償額の決定について。これら2件は、宇土市長の専決処分に関する条例第2条第1号で指定している事項について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告するものであります。

次に、議案その2は、条例関係1件及び報告が1件であります。

議案第101号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

報告第21号、専決第13号、損害賠償額の決定について。これは、宇土市長の専決処分に関する条例第2条第1号で指定している事項について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告するものであります。

続いて、議案その3は、予算関係5件、条例関係4件、その他1件の計10件であります。

議案第102号、宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について。議案第103号、宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。議案第104号、宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。これら3議案は、それぞれの条例において規定する期末手当について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員特別職の職員の給与改定に準じるため、所要の改正を行うものであります。

議案第105号、宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

これは、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員一般職の職員の給与改定に準じるため、所要の改正を行うものであります。

議案第106号、令和5年度 網津第2排水機場整備工事（ポンプ設備）請負契約の締結について。これは、予定価格1億5,000万円以上の工事の請負に関する契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第107号から議案第111号までは、いずれも、議案第102号から議案105号までの条例改正に伴う人件費の補正をその内容としております。

議案第107号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。補正額は2,672万6千円を増額するもので、補正後の総額は230億7,386万2千円です。

議案第108号、令和5年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。補正額は200万円を増額するもので、補正後の総額は39億4,509万7千円です。

議案第109号、令和5年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。補正額は40万円を増額するもので、補正後の総額は5億5,540万7千円です。

議案第110号、令和5年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について。収益的支出における補正額は300万円を増額するもので、補正後の総額は6億9,398万4千円です。

議案第111号、令和5年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について。収益的支出における補正額は60万円を増額するもので、補正後の総額は9億9,118万6千円です。

以上が、提出しております議案の概要でございます。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井慶峰君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

-----○-----

日程第32 決算審査特別委員長報告

○議長（藤井慶峰君） 日程第32、去る9月の本会議において付託し、閉会中の継続審査となっておりました、令和5年議案第57号から議案第63号までの令和4年度歳入歳出決算の認定7件について、決算審査特別委員長から審査の経過と結果について報告がおりますので、これを議題といたします。特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別副委員長、杉本寛君。

○決算審査特別副委員長（杉本 寛君） おはようございます。本日、小崎委員長が欠席のため、副委員長の私が報告いたします

ただいまから、9月定例会において決算審査特別委員会に付託されました、令和4年度宇

土市一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定に係る議案第57号から議案第63号までの7件について、審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

経過についてですが、まず執行部に対し、主要な施策の成果に関する説明書や各種資料の提出及びあらかじめ本委員会から抽出しておいた事項について説明を求め、また監査委員の意見書なども参考にしながら、7回の委員会を開催し、慎重に審査を行いました。なお、審査を行う際には、予算の執行に当たって、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われたか、また、その結果、見込んだとおりの行政効果を達成することができたかという点を重視し、更には、今後の行財政運営においてどのような工夫改善がなされるべきかという視点をもって審査を行いました。

まず、決算の概要について申し上げます。

初めに、一般会計について、歳入総額は233億8,177万円に対し、歳出総額は219億2,224万円で、差引き14億5,953万円の黒字となっております。また、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、12億8,253万円の黒字となっております。

財政指標につきましては、経常収支比率が93.8%で前年度より6.2ポイント悪化し、令和2年度と近似値となり、依然として硬直化した財政状況となっております。また、実質公債費比率は、前年度より0.5ポイント悪化し11.1%、財政力指数は0.52で前年度より0.01ポイント悪化しております。起債現在高は224億6,329万円で前年度末より15億2,288万円の増額、各種基金の年度末現在高は72億5,633万円で、前年度末より3億5,358万円の増額となっております。

次に、特別会計について、特別会計は全部で六つありますが、その合計で申し上げます。

歳入総額は87億6,284万円に対し、歳出総額は84億9,772万円で、差引き2億6,512万円の黒字となっておりますが、一般会計から四つの特別会計に10億9,677万円が繰り出されており、漁業集落排水施設整備事業特別会計では基準外繰入れが行われるなど、厳しい状況となっております。また、各種基金の年度末現在高は7億8,216万円で、前年度末より8,210万円の増額となっております。

以上が、決算の概要であります。

次に、歳入確保と予算執行について申し上げます。

一般会計の歳入総額は、庁舎建設事業経費の増加等により、前年度に比べ4.94%、1億69万円の増加となっております。自主財源については、前年度に比べ3億3,348万円増加しており、自主財源比率は前年度に比べ0.17ポイント減少の33.84%となっております。また、不納欠損額は、一般会計と特別会計を合わせて2,830万円となっております。前年度と比較すると832万円減少しております。

予算執行については、熊本地震からの復旧・復興事業及び新型コロナウイルス感染症関連事業の実施など、極めて厳しい財政状況の中で、議決の趣旨に沿って適正な運用が行われており、おおむね所期の目的を達成したものと認められます。

次に、審査の過程における議論の中から、各委員からの様々な意見や質疑について主なものを申し上げます。

まず、市職員の時間外勤務手当について、委員から「福祉、経済などの分野で少し多くなっているが、どう捉えているか。」との質疑があり、執行部から「福祉や経済部門では、コロナ禍による経済対策の事業などで増えていることを確認している。」との答弁がありました。また、別の委員から「毎週水曜日に取り組みされているノー残業デーに対して、職員から早く帰りやすくなったとの意見があったようだが、裏を返せば、今まで帰りにくかったということではないのか。管理職の方々は日頃の声かけなど、帰りやすい職場環境づくりをお願いしたい。」との意見がありました。

次に、地方路線バスについて、委員会から「多額の補助を出しているが、それだけの予算があれば、スクールバスの導入やコミュニティ交通の拡大ができるのではないか。」との質疑があり、執行部から「教育委員会とも連携し、どのくらいの児童が乗るかといった調査やどのくらいのコストがかかるかなどの分析を行っている。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「スクールバスだけの機能ではなく、地域の人も利用できるバスが運行されることを期待している。」との意見がありました。

次に、網田駅の網田レトロ館について、委員から「指定管理料以外の収入源は。」との質疑があり、執行部から「土・日・祝日に営業されている駅カフェイベントでの出張販売、網田駅に10分間停車するA列車で行こうへの地元産フルーツを使ったスムージー販売及び施設使用料などである。」との答弁がありました。また、別の委員から「まちづくり推進課が所管ということだが、商工観光課が所管する御輿来海岸や宇土マリーナなどと一体で観光PRはできないか。」との質疑があり、執行部から「網田駅の無人化による地域をどう守っていくかということから始まっているため、まちづくり推進課が所管している。商工観光課とタイアップして、PRに取り組むことは可能である。」との答弁がありました。これに関して、別の委員から「長部田海床路には多くの観光客が来ており、物産館のMOBAもできたので、観光地を回って特典が得られるような取組なども実施してもらいたい。」との意見がありました。

次に、マイナンバーカードの健康保険証利用について、委員から「どのくらいのマイナンバーカードに健康保険証を紐づけられているのか。また、利用できる宇土市内の医療機関はどのくらいあるのか。」との質疑があり、執行部から「国民健康保険被保険者の紐づけ率は10月6日現在で63%となっている。また、宇土市内で利用できる医療機関は19機関中

18機関である。このほか10か所の歯科医院と10か所の薬局で利用できる。」との答弁がありました。

次に、市税及び国保税の不納欠損処分について、委員から「処分理由の中では、5年の時効によるものが最も多いが、状況が把握できた段階で早めに執行停止などを行えば、担当課の経費の軽減や事務軽減につながるのではないか。」との質疑があり、執行部から「毎年財産調査を行っているが、換価可能な財産を発見できずに5年が経過してしまう状況もあるため、差押えの財産がないような場合には、滞納処分の執行停止などの取扱いを徹底していく。」との答弁がありました。

次に、違反ごみについて、委員から「最近、外国の方も増え、ごみ出しのルールが分からないまま捨てられていることもあると思うので、外国語表記の注意文を用意して啓発を行ってほしい。」との意見があり、執行部から「英語版のごみ出しルールのチラシをホームページに掲載しているほか、転入手続に来られた際の個別対応や不動産会社を訪問しての啓発も行っている。また、英語以外の言語にも個別に対応していく。」との答弁がありました。

次に、シルバー人材センター運営補助金について、委員から「シルバー人材センターの年間売上げが、企業、家庭で57%、公共で43%の内訳となっているが、公共関係ではどのような仕事の発注が多いのか。」との質疑があり、執行部から「遺跡発掘調査や草刈り、除草などが多い。ほかに側溝のさらい、マイクロバス運転などもある。」との答弁がありました。これに関連して、別の委員から「会員数が210人とあるが、減少しているのか。また、目標人数の設定はあるのか。」との質疑があり、執行部から「減少している。目標人数は把握していないが、募集チラシの配布を行い、新規会員の発掘に努めている。」との答弁がありました。

次に、児童センター費について、委員から「不用額が出ているため、もう少しいろいろな活動ができたのではないか。」との質疑があり、執行部から「近年の新型コロナウイルス感染症の影響で、イベント活動やサークル活動を縮小していた。今後は、そういった活動を再開していければと考えている。」との答弁がありました。これに関連して、別の委員から「児童センターは駐車場がないため、小さい子どもを連れての利用はしづらいと思うし、安全面での不安がある。建て替えや移転計画等はないのか。」との質疑があり、執行部から「今のところないが、施設改修・修繕を行いながら、今後とも使用する予定である。駐車場については、民間駐車場の借用などを検討していく必要があると考えている。」との答弁がありました。

次に、アサリ等緊急対策資金事業について、委員から「不用額の理由は何か。」との質疑があり、執行部から「金融機関による資金貸付の審査もあり、申請者がいなかったためである。」との答弁がありました。それに対して、委員から「一番収入がない時期に、返済しな

ければならない資金の借入れを決断するのは難しい。より活用しやすい事業となるようにしてほしい。」との意見がありました。

次に、住宅リフォーム助成事業について、委員から「事業の申請期間は。また、申請期間が短いとの話を聞いているが、いかがか。」との質疑があり、執行部から「通常の申請期間は5月中旬から8月末日までである。国の補助金を活用しており期間が制限されるが、今年度は少しでも申請がしやすいように、期間を1か月延長している。」との答弁がありました。それに対して、委員から「事業を知らずにリフォームしてしまい、助成対象とならなかったという話を聞いている。周知に努めてほしいが、いかがか。」との質疑があり、執行部から「ここ数年は予算に幾分余裕があり、助成対象となる方に少しでも事業を活用していただくために、広報紙での周知のほか、リフォーム業者等へのポスター掲示依頼など、啓発活動を強化している。」との答弁がありました。

次に、花いっぱい運動について、委員から「地区に配布する花苗を今年度から減らしたことで、増やしてほしいとの要望はなかったか。」との質疑があり、執行部から「要望があったので、花の苗を減らした分は花の種の配布を増やすなどの対応を考えている。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「環境美化が整っている場所は犯罪も少ないと言われているので、今後も花いっぱい運動は継続してもらいたい。」との意見がありました。

次に、下水道使用料の滞納について、委員から「下水道使用料の滞納世帯に対して、給水停止した件数は。」との質疑があり、執行部から「昨年度の給水停止数は112件である。今年度は対応を強化しており、1か月に30件程度行っている。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「滞納分を全額支払わなければ、給水停止は解除されないのか。」との質疑があり、執行部から「全額支払うことが原則であるが、世帯の収入状況を調べ、本当に困っている世帯については誓約書を提出してもらい、分納の対応をしている。」との答弁がありました。

次に、中央公民館の利用状況について、委員から「中央公民館が新しくなり、利用状況はどうか。」との質疑があり、執行部から「令和2年10月から供用を開始しており、それから2年間は新型コロナウイルス感染症の影響で伸び悩んでいたが、令和5年度になってからは非常に利用が伸びている。」との答弁がありました。これに関連して、別の委員から「中央公民館は、エアコン代を含めた使用料金の面で使いにくいという話があるが、どう捉えているか。」との質疑があり、執行部から「公民館の使用料は、平米数、利用時間に応じて条例上規定している。今後、公民館を含めた教育委員会所管施設の使用料については、実際の利用状況を確認し、見直しを検討していく。」との答弁がありました。

次に、授業用タブレット購入費について、委員から「児童生徒にタブレットが配備されているが、家に持ち帰っているのか。」との質疑があり、執行部から「教育委員会では、学校

に対し、タブレットの持ち帰りを推奨している。」との答弁がありました。また、それに対して、委員から「持ち帰るのには、重いのではないか。」との質疑があり、執行部から「写真などを撮るときに手軽には撮れない重さであることから、次期期末の見直しの際には、機種を考慮したい。」との答弁がありました。

以上が審査の過程において、各委員から出された主な事項であります。

最後に、本市の財政状況は、大変厳しい環境下にあると言えます。今後は、新庁舎建設事業等の市債残高が増加し、市債の償還が大きな財政負担となります。また、経常的な社会保障費の増加も見込まれるため、これまで以上の厳しい財政状況が続くと思われませんが、限られた予算の中にも、社会経済情勢の変化に対応した効率的、効果的な予算の編成及び執行に心がけ、健全な行財政運営に努めていただきたいと思います。

以上のとおり、本委員会は慎重に審議を重ねた結果、議案第59号、第61号及び議案第63号は全会一致で、議案第57号、第58号、第60号及び第62号については、賛成多数で原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 決算審査特別副委員長の報告は終わりました。

これより、決算審査特別副委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

18番、福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 決算審査特別副委員長の報告に対し、4議案に反対をいたします。

議案第57号、令和4年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。市の業務は、介護保険制度や後期高齢者医療制度の導入がされ、大規模災害も発生するなど、業務量が大幅に増えているのに、正職員の削減がされております。正規職員がしていた仕事を非正規職員が行うため、非正規職員は平成13年の68人から、現在では3倍の200名を超えております。非正規職員は令和2年度に会計年度任用職員制度が導入され、期末手当が出されるようになり、賃金は引き上げられましたが、正職員の30%程度であります。会計年度任用職員の70%が女性であり、安い賃金で市の業務を支えております。正職員を増やし、有給休暇を適切に取れるようにし、会計年度任用職員の賃金引上げと継続雇用を保障するなど、処遇改善をすべきとの立場から反対をいたします。

次に、議案第58号、令和4年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。国民健康保険の加入者は、年金生活者やパートなど、非正規の所得の少ない労働者の加入が増えております。そのため、年間所得200万円以下の世帯が80%を超え

ております。所得が少ないのに、中小企業の労働者が加入している協会けんぽに比べ、2倍程度の保険税の負担になっております。そのため、滞納世帯も増え、罰則として資格証明書や短期被保険者証を受ける人も出ております。同じ公的医療保険での格差は問題であり、改善が必要であります。また、全く収入がない子どもにも均等割が課税されていますが、均等割は廃止すべきであります。高い国保税に対し、全国知事会は国に対して1兆円程度の財政支援を行い、協会けんぽ並みの保険税にすべきと提言をし、国に要望をしております。国の財政支援を増やし、加入者の負担軽減に努めるべきとの立場から反対をいたします。

次に、議案第60号、令和4年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和4年度の介護保険特別会計の基金は6億6,700万円であり、翌年に繰り越す黒字は1億9,700万円、合わせて8億6,400万円となっております。令和4年度の介護保険料収入は7億2,200万円で、保険料収入を超える金額となっております。明らかに保険料の取り過ぎで、保険料の引下げが必要であります。高齢化が進み、介護を必要とする人は増えていますが、認定は厳しくなっており、改善が必要であります。介護施設の運営も厳しくなっており廃業するところも出ております。施設に対する介護報酬の引上げ、介護職員の処遇改善を行い、施設でも在宅でも安心して介護が受けられるようにすべきとの立場から反対をいたします。

議案第62号、令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてあります。75歳になれば、これまで加入していた保険制度から強制的に切り離され、一人一人が高い保険料を年金から天引きされ、負担しなければなりません。高齢者を医療の面からも、保険料の面からも差別するような制度は廃止をし、元の制度にし、国の財政支援を増やし、高齢者が安心して医療が受けられるようにすべきとの立場から反対をし、討論を終わります。

○議長（藤井慶峰君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第57号、令和4年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの委員長の報告は、原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第57号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第58号、令和4年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの委員長の報告は、原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第58号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第59号、令和4年度宇土市北段原土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第60号、令和4年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの委員長の報告は、原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第60号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第61号、令和4年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第62号、令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの委員長の報告は、原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第62号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第63号、令和4年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日12月1日金曜日、午前10時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしく願いいたします。

次の本会議は、12月4日月曜日に開き、質疑並びに一般質問を行います。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午前11時21分散会

第 2 号

1 2 月 4 日 (月)

令和5年12月宇土市議会定例会会議録 第2号

12月4日（月）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 中野洋一議員

- 1 小中学校における熱中症対策について
- 2 ふるさと納税について
- 3 立岡自然公園の管理について
- 4 子育て世代の移住・定住について

2. 浦本晴美議員

- 1 男女共同参画社会の推進について
- 2 防災計画の進捗と防災訓練について

3. 佐美三 洋議員

- 1 職員数について
- 2 地区別職員数について
- 3 職員居住地の偏り（東多西少）への対応
- 4 根本的に少ない職員数の改善について

4. 今中真之助議員

- 1 学校教育について
- 2 学校以外の教育機会の確保に対する取組について
- 3 歴史の継承について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 土 黒 功 司 君	2番 杉 本 寛 君
3番 中 野 洋 一 君	4番 浦 本 晴 美 さん
5番 佐美三 洋 君	6番 小 崎 憲 一 君
7番 今 中 真之助 君	8番 西 田 和 徳 君
9番 園 田 茂 君	10番 宮 原 雄 一 君

11番 柴田正樹君
13番 野口修一君
15番 藤井慶峰君
17番 村田宣雄君

12番 檜崎政治君
14番 中口俊宏君
16番 山村保夫君
18番 福田慧一君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	山口裕一君
企画財政部長	光井正吾君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	加藤敬一郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	野口泰正君
秘書政策課長	渡邊聡君	総務課長	上木淳司君
危機管理課長	内田雅之君	企画課長	三浦仁美さん
まちづくり推進課長	中山好美さん	財政課長	北谷太示君
子育て支援課長	湯野淳也君	商工観光課長	清塘啓史君
学校教育課長	本堀武史君	中央公民館長	赤澤憲治君
文化課長	淵上真行君		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係主事	中山裕輝君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

3番、中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 皆さん、おはようございます。公明党の中野洋一でございます。よろしくお願いをいたします。本日は、一般質問初日の1番目にこのように質問の機会をいただき、ありがとうございます。質問項目の説明の前に、本年6月議会において、本市が設置する無料相談窓口の更なる充実について、一般質問をさせていただきました。総務部長をはじめ総務部の皆様には、大変迅速に相談窓口充実のため、熊本県行政書士会と連絡を取り、協議を重ねていただいたようで、明年の令和6年1月から国家資格者である行政書士による無料相談窓口が毎月1回、第二金曜日に開設されると、広報うと12月号に掲載されておりました。迅速な無料相談窓口の開設、本当にありがとうございます。先日、熊本県行政書士会の櫻田直己会長とお会いする機会がございました。その際、「頼れるまちの法律家である行政書士として、宇土市民の皆様の安心・安全のために役立つ相談窓口にしていきたい。」とおっしゃっていらっしゃいました。市民の皆様への相談窓口の更なる充実が迅速に図られますことに、総務部の皆様、熊本県行政書士会の皆様に感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

それでは、先般の通告に従って、次の四つの質問をさせていただきます。まず一つ目が、小中学校における熱中症対策について、二つ目が、ふるさと納税について、三つ目が、立岡自然公園の管理について、四つ目が、子育て世代の移住・定住についてでございます。本日最初の一般質問でございます。執行部の皆様には、明快かつ前向きな御答弁をよろしくお願いをいたします。それでは、これより質問席より質問させていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） それでは改めまして、公明党の中野洋一でございます。よろしくお願いをいたします。まず通告の1番目、小中学校における熱中症対策について質問でございます。6月議会でも熱中症について質問をさせていただきましたが、近年の深刻な暑さと教育部長が御答弁の中でおっしゃっていらっしゃいましたように、毎年、夏の暑さは厳しさを増しております。そういった状況の中で、熱中症予防には5度から15度の冷水を飲むことで、体の内部の体温である深部体温を、体の中から下げることが効果的であると言われております。さら

に、冷水は胃にとどまる時間が短く、水を吸収する器官である小腸に速やかに移動するということで、脱水症状の改善にもつながるということでもあります。この5度から15度の水を供給するものとして冷水機があると思うのですが、現在、本市の小中学校の冷水機の設置状況はどのようになっておりますでしょうか。教育部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） おはようございます。御質問にお答えします。

本市における小中学校の冷水機設置については、現在、小中学校全てにおいて未設置の状況となっております。

各小中学校においては、家庭からの水筒持参を推奨することと併せて、体育などの屋外活動時には給水時間を設けるなど、こまめな水分補給を指導することで、児童生徒の熱中症予防に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。現在、本市の小中学校には、冷水機の設置はないという御答弁でした。家庭からの水筒持参を推奨しているとのことでしたが、この3か月ぐらいまで続いていた、あの暑い夏を思い出してみたいのです。暑い夏、朝から子どもたちは水筒に氷と水、麦茶などを入れて、学校へ向かいます。その水は冷たくて喉の渇きも収まり、深部体温の温度も下げられると思います。しかし、子どもたちが持参する水の量は、十分に足りているのだろうかという疑問に思い、子どもたちに話を聞いてみたことがあります。すると、水筒の量では足りないことがあるとのこと、そのときは、学校の水道水を水筒に入れて飲むけれど、水がちょっと熱くなっているのに水筒に入っていた氷も溶けてしまい、ぬるい水を飲んでいるとのことでした。今、熱中症対策の一つとして、小中学校に冷水機を設置する学校が増えてきています。大阪府泉南市では、市内14の小中学校全てに冷水機を設置され、子どもたちからも保護者の方からも評判が良いとのこと。特に近年、感染症の防止や衛生面、またプラスチックごみ削減意識の高揚を図る教育的観点からも、水筒などのマイボトルへ給水するタイプの冷水機が設置されているようです。そこで、教育長にお尋ねをいたします。小中学校へのボトル給水型冷水機の導入について、いかがお考えかお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

ボトル給水型冷水機は、近年、ペットボトル使用抑制によるプラスチックごみの削減に寄与するため、市庁舎などの公共施設等への設置が増加しており、学校施設においては、他県になりますが、全小中学校にボトル給水型冷水機を設置している自治体もございます。

本市としましては、小中学校へのボトル給水型冷水機の設置は、プラスチックごみの削減意識啓発につながることはもちろん、登下校中に重い水筒を持つ児童生徒の負担軽減や約10度の冷水による水分補給で熱中症予防にも効果的であるなど、多くのメリットがあることを十分認識しているところでございます。

しかしながら、この冷水機を全ての小中学校に設置する場合、1台当たり65万円の機器代に、別途設置するための給排水工事、電気工事といった経費が必要となるなど一定規模の財源が必要となります。

このようなことから、本市におきましては、国等の有効な補助金がないか調査・研究を進め、他自治体の使用状況や導入状況などを検証し、小中学校へのボトル給水型冷水機の設置を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。ボトル給水型冷水機の設置は、熱中症予防にも効果的であり、登下校に重いランドセルやバックを持った上に、大きな水筒を持つ児童生徒の負担軽減、またプラスチックごみの削減意識啓発にもつながるといふ趣旨の御答弁であったかと思っております。財源や他自治体の導入状況を調査・検証していただき、近年の深刻な暑さの中で大変な思いをしている小中学生の皆さんの熱中症予防のために、ボトル給水型冷水機の設置について、前向きに御検討をよろしくをお願いいたします。

次に、通告の2番目、ふるさと納税についてお尋ねしたいと思います。テレビや雑誌などでふるさと納税の特集などが生まれ、目にする機会も大変多くなっております。そんな中、ふるさと納税の返礼品について、令和5年10月から運用基準の改正がございました。そこで、現在、登録されている返礼品の数や種類、登録事業者数について、経済部長にお尋ねいたします。また、10月1日の改正後の状況も併せてお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

令和5年11月末時点で、ふるさと宇土応援寄附金に登録されている返礼品数は593品、それを取り扱う登録事業者数につきましては126事業者となっております。

返礼品の種類としましては、肉、米などの食品、加工品、菓子類や果物類、工芸品など多岐にわたりますが、鶏肉（焼き鳥）、牛肉などの肉類が最も多く選ばれており、次いで海苔や果物類が選ばれております。

また、令和5年10月1日から、寄附金の受領証の発行費用や業務に携わる職員の人件費等を含めた全ての経費を、寄附額の5割以下とする基準や地場産品の基準などが、より厳格化されることとなりました。結果として、同じ返礼品であっても、10月1日以降、寄附金

額を引き上げなければならない状況となっております。

9月には、10月1日の運用基準改正による寄附金額引上げを見越した、いわゆる駆け込みでの寄附が多数寄せられており、現在、年間を通じた寄附金額の推移を注視しているところでございます。

運用基準改正後の返礼品数、登録事業者数につきましては、共に今までと変わらず、大きな増減はあっておりません。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。大変多くの返礼品数があるということが分かりました。しかし、体験型の返礼品はないようです。あるふるさと納税の仲介サイトによりますと、体験型の返礼品数は令和5年6月時点で約1万5千、直近3年で約1.8倍に増加、寄附件数実績も約1.6倍に増加しているとのこと。ふるさと納税経験者へのアンケートで、体験型の返礼品を受け取ったことがある人は33.2%、受け取ったことはないが関心はあると回答した人は44.1%と、体験型ふるさと納税への関心が非常に高いということが分かるかと思えます。また、体験型返礼品を実施後に、観光で訪れる人の数が増加をした自治体も多く、その地域を再訪問するリピーターも多く、地域が好きになった、また来たいと、継続的にふるさと納税を行ったり、移住に興味を持つ寄附者の方もいて、自治体内で新規創業し、新たな事業者としてふるさと納税の返礼品の提供者となった事例もあるということです。そこで、体験型ふるさと納税を通して、本市の良さや親近感を持っていただくことで、交流人口や関係人口の拡大、また移住の増加にもつながるのではないかと考慮いたしますが、体験型ふるさと納税について事業者の方への協力を促すことはできないか、経済部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

現在、本市では、残念ながら体験型の返礼品を準備することができておりません。過去に、市長が案内する宇土市内お宝見学ツアーを返礼品としましたが、寄附に至らなかった経緯がございます。

そのほか、これまでに幾つかの事業者と体験型の返礼品について協議してまいりましたが、実現するまでには至っておりません。

議員がおっしゃられるように、体験されることにより、本市に興味を持っていただくことで、移住につながることも考えられます。

市内で活動されている個人や団体、事業者の方々と協働し、体験型で本市の魅力を存分に楽しんでいただける企画を盛り込んだ返礼品の開発に向け、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。これまでも登録事業者等の皆様に企画を持ち込み、体験型返礼品の依頼をされたが都合が合わず、準備ができなかったとの御答弁でございました。今後も登録事業者の皆様と協働しながら、本市に興味を持っていただけるような体験型返礼品の開発に向けて、取組を続けていただければと思います。よろしく願いをいたします。その際には、市長が案内する宇土市内お宝見学ツアーについても、ブラッシュアップをして再登場することを期待いたしております。

次に通告の3番目、立岡自然公園の管理についてです。立岡自然公園は、県内有数の桜の名所として有名であります。桜の開花時期には、テレビや雑誌等で紹介をされ、多くの方が訪れ、立岡自然公園の美しい桜に心を癒されていらっしゃるかと思います。このようにきれいな桜を毎年咲かせるには、除草作業やてんぐ巣病などから、桜の木を守るという大変な作業や管理をなさっているかと思います。しかし、立岡自然公園には桜だけではなく、ツツジも多く植樹されております。桜が散った後、ツツジの開花の時期を迎えます。そのツツジですが、現地を確認してみたのですが、低木であるため雑草が伸びていて、その中に埋もれるような状態になっているところがあり、きれいなツツジの花の開花に影響が出ているのではないかと感じております。除草することにより、3月下旬の桜の開花から、5月中旬のツツジの開花まできれいに咲くようになり、花を鑑賞に来られる方は増え、本市への交流人口もさらに増えるのではないのでしょうか。

そこで、立岡自然公園の除草等を含めた日常の管理状況についてお伺いをいたします。また、「桜やツツジの開花時期の屋台やキッチンカーがもう少し増えると、さらににぎやかになるのではないか。」とのお声をいただくことがございます。公園内での出店について、もう少し出店数を増やすことができないか、経済部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

立岡自然公園の維持管理につきましては、一年間を通じ、シルバー人材センターに委託し、全体の除草作業やトイレ清掃等を定期的に行っております。ツツジや紫陽花等の花が咲き終わった後を目途に、年1回のせん定等を行っており、法面の除草については危険性があるため、専門業者へ依頼しております。そのほか、雑草、樹木の枝等について、車両の通行や利用者等の安全確保のために必要な場合は、適時に除草やせん定を行っております。加えて、公園内の菖蒲園周辺につきましては、地元の花園クリエイティブクラブ様が、年中、維持管理をボランティア活動で実施されております。

しかし、公園内全体の管理が、隅々まで行き届いていないのが実情ですので、今後、公園

の維持管理を行う都市整備課と協議し、調整してまいります。

次に、キッチンカーにつきましては、駐車場内に出店していただくこととなりますが、桜の時期には、駐車場が満車となるため、駐車場やキッチンカーを利用されるお客様の安全を確保することができません。さらに、駐車台数を減らすこととなりますので、公園内におけるキッチンカーの出店を現在、許可しておりません。

これに比べて公園内の空き地に設置できる屋台につきましては、キッチンカーのような問題も生じないため、宇土市自然公園管理条例に基づき、許可申請書を提出していただき、所定の手続を経た後、排出されたごみの回収や火災予防などの複数の条件を付し、出店を許可しているところでございます。

今後は、1店舗でも多くの屋台に出店していただけるように、本市の飲食業組合や観光物産協会等の会員様に、屋台を出店することが可能であることを再度周知してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。公園の除草などの維持管理について、都市整備課との御協議をいただき、屋台の出店についても地元の事業者の方へ再度の周知をお願いいたします。

次に、通告の4番目、子育て世代の移住・定住についてです。市民の皆様とお話をさせていただく中で、もっと活気ある宇土市にしてほしい、もっと元気な宇土市になってほしいという言葉が出てきます。「具体的にはどういうことでしょうか。」とお尋ねをすると、若い人たちがもっと増えてほしい、子どもたちも増えてほしい、働くところをもっと増やしてほしいということのようであります。

そこで、本市において子育て世代に向けた移住・定住につながる子育て支援の施策について、現在、様々な取組が行われているかと思いますが、具体的にどのような施策が実施されているか、健康福祉部長にお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

本市では、第6次宇土市総合計画・後期基本計画における重点戦略の一つとして、「思いやりあふれる子育て安心ふるさとづくり」を掲げ、第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画を推進し、個別施策を展開しているところです。

まず、少子化対策や子育て支援策に関しては、不妊治療費助成事業や育児負担軽減のための産後ママサポート事業のほか、他自治体より支援内容の充実した事業として不育症治療費助成事業を実施しております。

また、経済的な施策としては、小中学校の保護者を対象とした給食費等の就学援助や、現

在、中学生までとしている医療費自己負担分の無償化事業の対象者を、令和6年1月診療分から高校生相当までに拡大して実施することとしております。

さらに、多子世帯の経済的負担を軽減するため、保育料や保育所の副食費、放課後児童クラブの利用料などの減免制度を設けているところです。

そのほかにも、小中学生が県代表として、九州大会や全国大会出場に対する際の費用補助や、子育て世代を含め定住人口の増加を図ることを目的に、新築住宅に対する市独自の固定資産税の減免制度も実施しております。

しかし、大きな課題として、保育所の入所待機児童の増加が挙げられます。令和5年度当初の待機児童数は7人でしたが、今年1月1日現在では55人となっており、特に0歳から1歳児が多くを占めております。原因としましては、年度途中で子どもが1歳の誕生日を迎えて育児休業から職場復帰する方や、転入等による申込者数が多く、また、各保育所とも保育士不足により、児童の受け入れを制限せざるを得ないことが一番の要因です。そのため来年度以降に、特に待機児童が多い0歳から2歳児の定員増に向け、民間主体による小規模保育所の新規開設についての協議を進めているところです。

今後も、子育て世代への包括的な支援により、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを行っていくとともに、これらの支援策を幅広く伝える効果的な情報発信に努め、子育て世代の移住・定住促進を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。子育て世代の移住・定住についてのボトルネックとなっている保育所の待機児童の問題にもしっかりと対応し、問題解決に向けて着実に前へ進めていただいていることもよく分かりました。子育て世代への包括的な支援により、宇土市は安心して子どもを産み育てることができるという環境づくりを今後も行っていきながら、その情報を市内外へ効果的に発信していただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

さて、首都圏に住む子育て世代の方に行った移住に関するアンケートによれば、約4割が「地方移住に興味がある。」と答え、自治体独自の子育て支援制度がある子育て支援の手厚い自治体が、移住先として選ばれる傾向にあるようです。そこで子育て世代が、移住そして定住をしたくなるような思い切った本市独自の子育て世代への支援制度の拡充や創設、子育て環境の整備について、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

先ほど健康福祉部長が答弁しましたとおり、本市では、令和2年度から6年度までを計画

期間といたしました第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画に基づいて、妊娠期から子育て期にわたる包括的な切れ目のない支援を推進しております。

この計画は、「宇土っ子のゆたかな心と元気な体を育む」を理念としまして、一つ目に、元気な心と体を育み、自立を支えること、二つ目に、子育て家庭をみんなで支えること、三つ目に、ゆたかに育つ安心・安全のまちをつくることを基本目標としております。

この計画に基づき、子ども医療費の無償化対象年齢の拡充や放課後児童クラブ施設の新設などに取り組み、計画どおりに進捗している施策もありますが、保育所の待機児童問題については、今年度は解消しておらず、子育て世代に選ばれるためには、この問題が喫緊の課題であると認識をしております。

特に、待機児童の大きな原因の一つとなっております保育士不足という問題がございますけれども、何とかして行政として有効な手立てを講じてまいりたいと思っております。

本計画は、来年度に計画期間が満了するため、現在第3期の計画策定に着手をしておりますが、この計画においては、市民アンケートなど各種調査、推計により子育て世代のニーズを把握し、市独自の支援制度の拡充や創設、子育て環境の整備などについて盛り込みたいと考えております。

これらの子育て支援策以外でも、年度当初において、本年度は、未来を見据えた攻めの行政に大きくかじを切るため、その一つとして、市外の方の移住・定住の候補地として、選ばれるまちとなるような政策を打ち出すことを目標として掲げたところでございます。まず、全庁において、移住・定住促進に関連する事業の新規立案又は拡充を検討しております。また、子育て世代に魅力を感じていただけるような取組として、網田地区の小中一貫教育において、特色ある教育プログラムの構築も進めているところでございます。いずれも、これから次年度の実施に向け精査が必要ではございますが、子育て世代に選んでいただけるような施策を引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。全庁挙げて移住・定住促進に関連する事業の新規立案や拡充を検討していただいていること。また、宇土市発展の大きな鍵を握る西部地区の網田小・中学校において、子育て世代に魅力を感じていただける特色ある教育プログラムの構築も進めていただいているということ、元松市長から直接お伺いすることができ、大変安心をいたしました。そして、未来を見据えた攻めの行政へ大きくかじを切りたいという言葉、元松市長の強い意志を感じました。これからも宇土市が選ばれるまちとなるよう、市長のリーダーシップのもと、思い切った施策を打ち出させていただきますようお願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合上、暫時休憩いたします。10時40分から再開いたします。

-----○-----

午前10時35分休憩

午前10時39分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

4番、浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） 皆様、おはようございます。会派、風の浦本晴美でございます。本日は一般質問の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。本日、私が質問いたしますのは、男女共同参画の推進について、そして防災についての2点でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、質問席に移ります。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） それでは、早速質問に移らせていただきます。まず、質問の1番、男女共同参画をしていくための質問をいたします。まず、熊本県では11月10日から12月10日を入権月間と定めており、この1か月間には映画上映会、小中学生による人権作品の展示、人権擁護委員による人権相談、講演会、シンポジウム、ステージ発表等が県内各地で開催されております。男女共同参画社会基本法の基本理念の一つは、男女の人権の尊重です。互いを尊重し、認め合うことが理念に掲げられています。そこで、今年度、男女共同参画に関する講座等が少ないのではと感じております。昨年調査された男女共同参画に関する市民意識調査報告書の結果を踏まえて、今後どのような施策に取り組んでいけますでしょうか。総務部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

男女共同参画に関する市民意識調査は、令和4年度に市民2千人を対象に、男女共同参画の意識、家庭生活、子育て・教育、女性の働き方や社会参画等の項目について調査を行いました。調査は、886人から回答があり、44.3%の回収率となっております。

調査の結果では、男女共同参画社会という言葉の認知度や、男は仕事、女は家庭など、性別によって役割を固定する考えに同感しない割合が前回と比べ高くなるなど、少しずつではありますが、男女共同参画に対する意識が浸透してきた結果が見られています。

しかし、調査の結果では、家庭生活、職場、政治の場などで、男性が優遇されているとい

った認識が強く残っている結果も出ております。

また、意識が浸透してきた反面、「男女共同参画社会という言葉を見たり聞いたりしたことがない。」と回答した方の割合が3.5%、「性別によって役割を固定する考えに、同感する・どちらかというと同感する。」という割合が18.7%となっている状況もあり、更なる制度の周知や啓発が必要と感じております。

本市では、現在、平成31年度に作成した第3次宇土市男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進しているところです。

本計画では、あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大のため、各種審議会・委員会等への女性登用や、意識改革のための広報・啓発活動の推進のため、講演会、講座の実施、家庭における男女共同参画の推進のための事例紹介や啓発など、具体的な施策を86項目掲げており、全庁的に推進に取り組んでおります。これらの施策を継続して確実に進めていくことが重要であると考えております。

特に、意識改革のため、施策を進める上で基本となる広報、啓発活動、講座の実施に関しては、さらに力を入れ、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） 丁寧な御答弁ありがとうございます。今回のアンケート結果について、市民の皆さんにはどのような形で目に留まるのでしょうか。アンケートに回答いただいた方は、貴重な時間を使って回答してくださっていると思います。市のホームページなどで紹介はなされておりますが、アンケート結果に行き着くにはとても大変でした。たどり着くのがとても難しかったのです。ですので、是非簡単に目に付く方法で、市民の方がこのアンケートの結果を御覧になれるように、工夫をお願いしたいと思います。女性が働く、働かなければならない時代になっております。アンケートの結果、男女共同参画に対する意識は確実に上がっていることが分かる一方、働いている女性にとって結婚、出産というもので、自分の負担が増えてしまうのではと感じてしまい、二の足を踏んでおられるような印象を受けました。是非、講座や対話集会などで視野を広げ、意識を前向きに変えていけるように、力を尽くしていただければと思います。

では、次の質問に移ります。質問の2、女性の活躍が声高に叫ばれる中、2023年のジェンダーギャップ指数が世界125位で過去最低という数字が出ました。私は、女性たちは既にそれぞれのポジションで活躍をしていると感じていますが、女性の活躍とは何をもって活躍と思われまうのでしょうか。総務部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

ジェンダーギャップ指数とは、男女の格差を教育、健康、政治、経済の4分野ごとに評価しランク付けした、国際的な指標となります。

日本は、教育・健康の分野については、世界トップクラスであります。政治・経済の分野において、順位が低くなっている状況です。

評価項目となっている指標の中で、政治においては、国会議員の男女比等、経済においては、賃金の男女格差、管理的職業従事者の男女比等の差が大きいことが、順位が低い要因となっております。

このような状況の中で、あらゆる分野において、男女共同参画の視点を浸透させていくことが求められているものと考えております。

女性の活躍について、本市においては、第3次宇土市男女参画推進計画の重点目標として、「あらゆる分野における女性の活躍推進」を重点目標の一つとして掲げ、市の組織においては各種審議会、委員会等への女性の登用の促進、市女性職員の役付き職員への登用の促進、各種団体等への女性登用の啓発等の取組を行っております。

なお、これらの取組が、計画における評価指標となっておりますが、それだけで女性の活躍を計ることはできないと考えております。

また、女性の活躍とは何かと一言で言い表すことは、大変難しいところではあります。職場だけに限らず、女性が様々な場面で、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できることが活躍の一つであると考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） 御答弁ありがとうございます。先ほどお話いただきましたが、この図を見ますと、おっしゃるとおり経済・政治の部分がとても弱いことが分かります。ここでは、経済・政治においては確かにこの目線で見ると、まだまだ格差があります。しかし、この目線を少し変えてみたいと思います。私の周りの女性たち、そういう目線で見ますと、地域や家庭で非常に頑張っておられます。地域や家庭で活躍しているのは断トツ女性であると言えます。暮らしの目線を持って誰かのために、地域のために頑張ってくださいているのです。小さな社会ですが、今を支えている女性たちの活躍にも焦点を当てるべきではないかと思えます。出産後の子育てや自宅での介護は、24時間体制です。大変な思いをしながら子育てに奮闘する人、家族の介護に奮闘する人、この命を守る努力はもっともっと認められ、称賛されるべきものだと思います。地域の日常を支えているのは、女性の割合が多いと思います。地域で支え合う活動、子どもを見守り応援する活動、子育てや介護、どれ一つをとっても誰かが担わなければならない大仕事です。もっと身近なところで活躍し、社会を支えている人たちに目を向け、リスペクトしていくことが大事であると感じております。

では、次の質問に移ります。質問の3、熊本県が推進しているよかボス宣言。放送作家で脚本家の小山薫堂氏が名付け親で、県が推進するよかボス企業の登録は、安心して仕事ができる環境の整備につながるものです。現在、県内1,026の事業所の代表者が、よかボス宣言を行っています。このよかボス活動を市内の企業に広げることが、男女共同参画社会の推進につながると考えております。元松市長もよかボス宣言をなさっておられますが、この制度について、市から企業へ積極的に参画の働き掛けなどを行っておられますでしょうか。元松市長に伺います。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

熊本県では、働く社員や職員、従業員等の仕事や結婚、子育て、介護等、生活の充実を応援する企業の代表者であるよかボスがいる、よかボス企業の登録を推進しております。仕事と子育ての両立支援や働きやすい環境づくりに取り組もうというような趣旨でございます。

本市におきましても、私が市長として、平成30年によかボス宣言を行い、職員の仕事と生活の充実を応援しております。

市役所内での職員の仕事と生活の充実のための具体的な取組としましては、ノー残業デーの実施、年休の取得促進、男性職員の育児休業の取得推進等により、ワークライフバランスの充実と働きやすい環境づくりを推進しているところでございます。

現在、市内の事業所においては、16の事業所がよかボス企業として登録をされておりますが、宇土市として、また市長として、市内の事業所への働き掛けについては実施ができていない状況でございます。

男女共同参画に関する市民意識調査の結果におきましても、女性が職業を持ち続ける上での問題として、育児休業や介護休業が取りにくい雰囲気がある、育児休業や介護休業の制度が不十分という意見が多く挙がっております。

先ほど総務部長の答弁にもありました女性の活躍という点からも、数値でなかなか表せない部分になると思うのですが、働きやすい職場環境の整備は、本市における男女共同参画の推進に重要な事項になるため、よかボス企業の登録についても、今後、事業所への周知等、働き掛けを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） 登録の働き掛けについて、前向きな御答弁ありがとうございます。

企業の代表が男女共に働きやすい環境づくりを行うことで、子育てをしながら働く人たちの負担を減らすことを努力していく必要があると思います。どこの事業所も人手が不足しているという話をよく耳にします。そのような状況の中、子育てしやすい環境を整備するという

ことは、大変なことであろうと思います。しかし、若い女性たちは今、結婚・出産に対し大きな不安を感じておられるようです。結婚することで仕事に加えて、家事・育児の負担のしかかってしまうからです。これは女性に限ったことではなく、男性にも家事・育児の負担はあります。それは、アンケートの集計結果にも見られたことです。よかボスのもとで安心して仕事ができる環境があるとするならば、働く人たちはもっと結婚や子育てに積極的になれるのではないかと思います。また、県内就職を希望する若者も増えてくるのではないのでしょうか。そして、さらにまちのよかボス活動という取組が、令和3年から始まっております。結婚・子育てを応援したい、まちをより良くしたい、盛り上げたいと思う人たちに地域の核となってもらえるものです。まちのよかボス養成講座受講後、県が任命します。この事業は、よかボスクラブ推進センターが行っています。私は、「まちのよかボス」という言葉に出会ったとき、「宇土には既によかボスはいっぱいいる。」と思いました。各地区の婦人会、老人クラブ、読み聞かせの団体、まちづくりの団体、防災や災害支援の団体等々で活躍する人たちが思い浮かびました。この事業を推進し、企業のよかボスと地域のよかボス、そして行政がつながり合って、安心・安全で心豊かなまちに発展していくことを願っております。このよかボス企業は、県の子ども未来課のFacebookやホームページで紹介されています。担当課が子ども未来ということから、このよかボスの取組は、子どもの明るい未来のためにつくられているものであることが分かります。先日、文教厚生常任委員会の視察研修先で出会った子どもから大人へのメッセージを最後に読ませていただいて、男女共同参画についての質問を終わります。子どもから大人へのメッセージ。「まず、おとなが幸せにいてください。おとなが幸せじゃないのに、子どもだけ幸せにはなれません。おとなが幸せでないと、子どもに虐待とか体罰が起きます。条例に『子どもは愛情をもって育まれる』とありますが、まず、家庭や学校、地域の中で、おとなが幸せでいてほしいのです。子どもはそういう中で、安心して生きることができます。」川崎市子どもの権利条例策定子ども委員会。これは、本当に子どもからのメッセージです。川崎の子どもが思うことは、宇土の子どもが思うことと同じだと思います。まず、私たちが幸せになるということ、それが子どもの未来へつながっていくと思います。

では、次の質問に移ってまいります。質問の1、防災計画の進捗と防災訓練について質問をいたします。防災・復興の政策方針を決定する場面で、男女が参画することの必要性が言われております。現在、防災に関する政策・方針決定の場である防災会議への女性参画については、どのような状況となっていますでしょうか。総務部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

市では、災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき、市長の諮問に応じて地域に係る

防災に関する重要事項を審議するため、防災会議を設置しております。

防災会議の委員の定数は30名、任期は2年となっており、令和5年度の委員の構成は、男性28名、女性2名で、女性登用の割合が6%程度と低い状況でございます。

その理由としまして、委員は、宇土市防災会議条例第3条において、委員の職指定の規定があります。現在、その指定された役職及び組織の代表者に女性が少ないことが挙げられます。

しかしながら、女性委員の割合を高めることは、男女の人権を尊重した市民の安全・安心が確保できることや、避難所における性別や年齢の違いに配慮した災害対応が行われることにつながるものと認識しております。

また、令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画においては、市町村防災会議の委員に占める女性の割合を早期に15%以上とし、さらに2025年までに30%を目指す目標が定められております。

このため、更なる男女共同参画を推進し、更なる防災・減災、災害に強い社会を実現するため、宇土市防災会議条例第3条第5項第11号「自主防災組織等を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者」の規定の中で、女性の積極的な採用や現行の職指定の規定についての見直しなどを検討し、女性委員の割合を高めるとともに、地域防災計画の作成に関する政策・方針決定の過程において、男女共同参画の視点を反映させてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） 御答弁ありがとうございます。国の方針としては、2025年までに女性の登用率を30%目指すとのことですが、会議の委員に女性が少ない要因として、先ほどもおっしゃいましたように、充て職であることや指定される各機関の長がほぼ男性であるということが挙げられております。ほぼ男性という理由の一つには、これまで女性が役職に就きたがらない傾向にあったということも言えると思います。一方、県レベルになりますが、福島県の地方防災会議における女性比率は、令和2年度で46.9%と全国首位です。平成26年に条例を改正して、委員の定数を20名増員し、積極的に女性を登用しておられます。地方公共団体の課長の男女共同参画推進に向けた強いリーダーシップのもと、各々が女性委員を増やす工夫をしておられるとのこと。平常時から地域で活躍する女性リーダーと連携されているため、県からの防災会議委員の要請を断る女性はほとんどいないそうです。また、答弁にもありましたけれども、防災会議に女性委員が増えたことにより、災害対応における女性の課題について聞き取りやすくなり、女性や要配慮者のニーズに配慮した避難所運営ができるなどの効果が表れているそうです。女性は生活の視点を持ち、虫の目を持

っていると言われております。男性の目線、女性の目線、どちらもが災害時には必要です。2025年までにはあと2年しかありませんけれども、ここでも男女共同参画の目線を持って対応をよろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。質問2、先日、宇土マリーナで開催された防災訓練については、日頃の訓練の成果が感じられる大変すばらしい訓練でした。一方で、市民の方数名から「知らなかった。」、「参加したかった。」というお声をいただきました。関係団体の訓練ということで、一般市民は対象ではなかったのでしょうか。また、9月1日は、全国的に防災の日。10月には防災訓練が実施されますが、宇土市防災の日を設ける計画はございませんでしょうか。総務部長に伺います。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

総合防災訓練は、毎年1回、市内7地区を持ち回りで開催しております。安否確認訓練は要支援者を対象に市内全域で実施しており、各種訓練の参加者は、開催地の地元住民と防災関係諸機関とさせていただきます。

本年度は、網田地区を対象に宇土マリーナにおいて開催しましたが、会場周辺の駐車台数や全体スケジュールの時間を鑑み、各種訓練においては、網田地区の各行政区から5人以内と人数制限をさせていただきます実施したところです。

今後も、各地区で開催する予定でございますが、会場等の広さや駐車場の問題等の条件をクリアしながら、できるだけ訓練への参加者が多くなるように、開催地の訓練対象者への働き掛けを工夫したいというふうに思っております。併せて、市公式ホームページ、LINE、Facebookなどを利用し、市民の皆様に対しても、気軽に見学や参加などをしていただけるようにPRしていきたいというふうに思っております。

次に、9月1日の防災の日につきましては、関東大震災の甚大な被害を受けて、政府、地方公共団体等防災関係諸機関をはじめ、広く国民が、台風・豪雨・地震等の災害についての認識を深め、これに対処する心構えを準備するという趣旨で、1960年6月11日の閣議で、9月1日を防災の日とすることが了解されております。

なお、市で新たに防災の日を設けることにつきましては、現在のところ考えてはおりませんが、市民の皆様には、国が定めた9月1日の防災の日に合わせて、ハザードマップや避難経路の確認のほか、常に一定量、これは最低3日分程度になりますけれども、食料等を家庭に備蓄しておくローリングストック法や備蓄用非常食の試食など、少しでも各御家庭で取り組んでいただけるようお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） 御答弁ありがとうございます。今回の宇土マリーナでの防災訓練では、防災士の会に加えていただき、災害食の試食と配布をお手伝いさせていただき、大変勉強になりました。私は、4月から約半年間、熊本県女性防災リーダー育成講座を受講し、7月には二泊三日の東北視察研修に参加いたしました。その際の経験をどこかでお伝えしたいと考えておりました。市の女性消防隊長から、「東北視察の話を知りたい。」とお声かけがあり、9月1日に視察報告会を市役所の会議室で行いました。その際、女性防災士の方、一般からの参加もあり、大変有意義な交流ができました。このようなことから、宇土の防災の日を設けるのはどうかと考えるようになりました。9月1日の防災の日に合わせてという、大変前向きな答弁をいただきました。それぞれの家庭での防災の日の取組が進んでいくことを期待しております。ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。質問の3、最後です。本市地域防災計画書の中で、「熊本地震では既存の災害時マニュアル等では対応ができず、多くの課題が明らかとなった。」とありました。多くの課題を解決し、新しいマニュアルは作られているのでしょうか。また、どのような課題があったのかを総務部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

熊本地震の発災直後、直ちに職員が招集されましたが、避難所の開設と運営、被害状況確認、被害への直接対応、救援物資の調達・配送など、数えきれないほどの緊急業務が発生し、その都度、空いている職員が対応せざるを得ない状況ともなり、圧倒的に職員が不足いたしました。

また、市役所の庁舎は損壊し、立入禁止となったことで、通信機器、事務用品の不足、情報共有の難しさが露呈し、地域防災計画に準じた各課の対応業務は十分に機能しませんでした。

このため、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた業務継続計画（BCP）を策定しております。

また、その業務の実施に当たり、他の自治体などから業務応援を必要とする場合がありますので、その受け入れ体制を円滑かつ迅速に実施できるよう宇土市災害時受援計画も策定しております。

さらに、災害が発生した際に、職員が適切な行動が取れるよう、職員が取るべき行動の概要をまとめた職員初動マニュアルについても、平成31年3月に作成しております。

なお、業務継続計画（BCP）及び職員初動マニュアルについては、年1回実施する職員非常参集訓練において、各課で見直しを図り、各課の実情に沿った内容となるよう努めている

ます。

そのほかに、毎年度、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の修正事項を踏まえ、市の地域防災計画も修正し、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に対し、万全を期するよう努めております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） 7年8か月前のあの日、あの時を思い出し、職員の皆さんの御苦労がどのようなものであったのかを改めて考えさせられました。御答弁ありがとうございます。自然災害は突発的で、何一つとして同じものはありません。臨機応変さが問われることも多いと思います。熊本地震の経験を経て、業務の執行体制、災害時受援計画などの策定、職員初動マニュアルの非常参集訓練では、各課の実情に沿った内容に努めておられるとのこと、これからも市民の安全・安心な暮らしのため、尽力くださいますようお願いをいたします。市民で防災士の資格を取得された方、防災に関心のある方も増えております。また、熊本地震から市役所内を花で飾ってくださっている、花一輪の会というボランティアさんがおられるのを御存じでしょうか。1階のお手洗いを利用しますと、いつも小さな花瓶に花が飾ってあって、とても心が和みます。このような活動も防災の仲間の一組ではないかと思います。市民で防災士の資格を取得されている方、防災に関心のある方々、このような仲間をなお一層巻き込んで、連携を図っていかれることを期待しております。

これで、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時25分から会議を開きます。

-----○-----

午前11時18分休憩

午前11時25分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

5番、佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） 改めまして、おはようございます。無所属の佐美三です。本定例会におきまして、質問の機会をいただきましてありがとうございます。今回は他自治体と比較した宇土市の職員数の現状について、そして職員の居住地の偏りについて、またその偏りに伴う網田・網津地区における影響と問題点について質問をいたします。それから私事ですけども、恐縮ですが、発言時に咳込むことがあり、マスクを着用しての質問といたします。お

聞き苦しい点もあるかと思いますが、どうか御了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。それでは、よろしくお願ひします。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） 私は、総務市民常任委員会に所属しておりますが、今回の質問は全庁的な観点での質問ということで、一般質問という形を取らせていただきました。それでは、執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願ひいたします。

では1点目です。宇土市職員の定員適正化計画について。まずは、第6次宇土市定員適正化計画の達成状況についてお尋ねをいたします。計画期間中の職員数の推移、具体的には年度別の新規採用者数、また退職者数についてもお答えをいただきたいと思ひます。この退職者数については、定年退職者と中途退職者に分けてお尋ねをいたします。また、この中途退職者につきましては、採用後5年未満の退職者数、主幹以上の退職者数、それ以外の退職者数ということで分けてお尋ねをいたします。それから併せて、メンタル面の不調による休職者数についてもお答えをいただきたいと思ひます。山口総務部長、よろしくお願ひします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、第6次定員適正化計画は、平成31年度から令和4年度までの4年間を計画期間とし、職員数の目標を269人と定めたものであります。

その達成状況につきましては、令和5年4月1日時点での職員数が267人となり、計画目標としていた269人までの増員は達成できておりません。

期間中は、計画的な採用と優秀な人材の確保に努めてきましたが、増加した定年退職以外の早期退職者を各年度の採用計画に盛り込むことが困難であったことや、最終合格発表後に採用を辞退する者があったことなどがその要因となります。

次に、計画期間中における職員数の推移についてですが、こちらは議場のモニターかタブレットのほうを御覧いただきたいと思ひますが、この表は、各年度別の新規採用者数、定年退職者数、採用後5年未満での退職者数、主幹以上の退職者数、それとメンタル不調による休職者数についてまとめたものになります。

まず、新規採用者数ですが、平成31年度が17人、令和2年度が7人、令和3年度が6人、令和4年度が14人となっております。

次に、退職者数ですが、その内訳として、定年退職者数が、平成31年度が4人、令和2年度が2人、令和3年度が0人、令和4年度が1人となっております。

次に、定年退職者以外の中途退職者になりますが、採用後5年未満での退職者数が、平成31年度が4人、令和2年度が4人、令和3年度が0人、令和4年度が1人となっております。なお、この人数には、任期付職員の任期満了による退職や、教育委員会に在籍している

指導主事が教育現場に戻られた人数は含まれておりません。

主幹以上の退職者数が、平成31年度が2人、令和2年度が1人、令和3年度が2人、令和4年度が5人となっております。

それ以外の中途退職者は、表のほうで上記以外の退職者としておりますけれども、平成31年度が1人、令和2年度が3人、令和3年度が4人、令和4年度が3人となっております。

よって、定年退職以外の中途退職者数の合計は、平成31年度が7人、令和2年度が8人、令和3年度が6人、令和4年度が9人となっております。

最後に、メンタル面の不調による休職者数ですが、平成31年度が5人、令和2年度が3人、令和3年度が5人、令和4年度が7人となっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三洋君） 詳しくありがとうございます。次に、第7次宇土市定員適正化計画の概要について、これも総務部長にお尋ねします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、第7次定員適正化計画は、先ほど答弁しました第6次計画に引き続き、令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とするもので、その目標とする職員数は、職員数から育児休業者及び休職者を除く実稼働職員数を269人とするものとなります。

これまで策定してきた定員適正化計画でも、効率的かつ効果的な行政運営と安定した行政提供を図るため、本市の状況に合った職員の適正数を定めてきたところです。

しかしながら、近年全国的に頻発する台風や水害などの自然災害をはじめ、新型コロナウイルス感染症への適切な対応や社会情勢の変化による住民ニーズの多様化など、職員個々の業務量や責務が増加している状況にあります。

加えて、定年退職者以外の早期退職者、休職者や育児休業者等の増加等により、先ほど答弁しましたとおり、第6次定員適正化計画では職員数269人までの増員を達成することができませんでした。

このようなことを踏まえ、繰り返しになりますけれども、第7次定員適正化計画においては、職員数から休職者や育児休業者等を除いた実稼働職員数を269人まで引き上げることを目標としております。

具体的に申し上げますと、例えば休職者や育児休業者が10人見込まれる場合は、実稼働職員数269人に10人を加算した279人を職員数とすることとなり、職員を増員し実稼働職員を確保することで、職員が働きやすい職場環境の充実と職員の負担軽減につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。本年度から令和8年度までの4年間の計画になります第7次の計画については、実稼働職員数269人と目標を掲げての取組ということでもあります。この実稼働職員数ということの考え方については、これまでの取組にはなかった手法であろうと思います。大変有意義な計画の設定ではなかろうかなというふうに思います。

ではここで、他の自治体と比較した宇土市の正規職員数の現状についてお尋ねをいたします。まず、全国市町村の人口規模や産業構造別に分類する類似団体における職員数の状況について、本市が属するグループの中で職員数が多いのか少ないのか、住民1万人当たりの職員数でお答えをいただきたいと思います。また、熊本県下14市役所における宇土市の職員数の位置について、これも住民1万人当たりの職員数を基にお答えをお願いします。またそれと併せまして、宇城管内、宇土市、宇城市及び美里町の3市町における正規職員と会計年度任用職員、以前は非常勤職員というような呼び名であったと思いますが、その比率についてお尋ねをします。総務部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） ではまず、類似団体における人口1万人当たりの正規職員数についてお答えをいたします。

類似団体とは、人口と産業構造による分類によって同じグループとなった全国の市町村のことではありますが、総務省が公表しております令和4年4月1日時点での類似団体別職員数（I-1）によりますと、普通会計における本市の人口1万人当たりの正規職員数につきましては64.24人となっており、全国の類似団体129団体中2番目の少なさとなっております。

また、県内の類似団体である阿蘇市、上天草市と比較しますと、阿蘇市が105.10人、上天草市が110.32人となっており、本市が一番少ない状況となっております。

次に、県下14市における人口1万人当たりの正規職員数について報告をしたいと思えます。こちら議場のモニターかタブレットのほうに表示しております資料を御覧ください。

先ほど申し上げました阿蘇市、上天草市を含め、多い順に並べております。最も多いのが熊本市で121.60人、類似団体である上天草市は2番目で110.32人、同じく類似団体の阿蘇市は4番目で105.10人、近隣の宇城市は12番目で66.57人、本市は13番目で64.24人となっております。

最後に、令和5年4月1日時点での宇城管内3市町における正規職員と会計年度任用職員の比率についてでございます。宇土市が正規職員267人、会計年度任用職員172人で、

合計439人となり、その比率は、正規職員が60.8%、会計年度任用職員が39.2%となります。なお、会計年度任用職員の人数には、小中学校で勤務する講師など60人は含んでおりません。

宇城市が正規職員432人、会計年度任用職員148人で、合計580人となり、その比率は、正規職員が74.5%、会計年度任用職員が25.5%となります。なお、別に会計年度任用職員として学校勤務、調理員91人の任用がございます。

美里町が正規職員150人、会計年度任用職員が25人で、合計175人となり、その比率は、正規職員が85.7%、会計年度任用職員が14.3%となります。なお、別に会計年度任用職員として学校勤務、調理員26人の任用がございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。この件については、後ほどまた触れたいと思います。

それでは、ここで視点を変えまして、宇土市の正規職員の居住実態の状況について、どの地区にどれだけ実際に職員が居住しているのか、各地区別の居住実態に基づく数について、また宇土市外に居住する職員数も併せてお尋ねしたいと思います。総務部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 令和5年11月9日時点での居住実態に基づきます職員数についてお答えをいたします。

まず、市内、市外での居住実態につきましては、市内が160人、市外が107人となっております。

次に、市内に居住する職員の地区別の内訳につきましては、宇土地区が87人、花園地区が27人、轟地区が18人、走瀉地区が8人、緑川地区が7人、網津地区が7人、網田地区が6人となっております。

これは、あくまでも本人からの届出を基に、総務課で把握している居住地で算出したものとなります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。ただいまの答弁によりますと、現在正規職員数267名のうち、宇土市内に居住する職員数は160名、宇土市外に居住する職員数は107名ということであります。したがって、宇土市内の居住者が全体の約6割、宇土市外の居住者が約4割ということであります。また、宇土市内居住者160名の地区別の内訳については、宇土地区が87名、これは全体の職員数に占める割合でいきますと約33%に

なります。花園地区が27名、これは約10%、轟地区が18名、これは約7%、走潟地区が8名、緑川地区が7名、そして網津地区が7名、これはいずれもパーセントにしますと3%ということになります。そして、網田地区が6名ということで2%ということであります。市が定義しているいわゆる西部地域、緑川、網津及び網田の3地区を合計しても267名の職員数の中で、僅か20名がこの3地区に居住しているということで、パーセントで言いますと7%になります。これは、まさしく職員の居住における偏り、東部方面に多く住んで、西部方面が極端に少ない。東多西少という言葉で表されるのではないかなと思います。中でも網田地区と網津地区は、本市の総面積の半分強を占める広さで、当然ながら面積が広いだけに、集落の数も他の地区よりもがぜん多く、広く点在しております。そこで、現在居住する市の職員が網田地区が6名、網津地区が7名、両地区合わせて13名ということであります。特にこの網田地区の6名の職員さんですが、私が知る限りでは、皆さん勤務年数20年を超える係長以上の役職に就くベテラン職員ばかりだと思います。つまり裏を返せば、10代、20代、30代の若手職員が全くいないということであります。地域において市職員の存在は、大変重要であります。言うまでもなく市の職員は、国民、住民の公僕、全体の奉仕者でありますし、日頃から率先して地域に溶け込み、PTA活動や消防団活動、婦人会活動、体育会活動、まちづくり活動等々における地域コミュニティの牽引者としての役割や使命を担う、地域においての存在意義は大変大きいものがあります。また、近年の自然災害の状況を見ても、想像をはるかに超える災害が発生しております。このような災害時の対応において地元精通した職員がいるといないとでは、雲泥の差があります。職員が当該地域に居住することの重要性、ただいま申し上げました地域においての役割、災害時の対応等々を考えた場合、網田・網津両地区の職員数はあまりにも少ない。大変不安を感じるわけであります。

そこで元松市長にお尋ねをいたします。地域の担い手として、市職員が当該地域に居住することの重要性について、見解をお聞きしたいと思います。また、職員の居住地の偏り、いわゆる東多西少という状況をどう認識しておられるかについてお尋ねをいたします。併せて、この地区別の偏りを解消するための取組についてお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

まず、職員が当該地区に居住していることの重要性につきましては、地域行事などにおける担い手の1人であること、また災害時の緊急対応など重要な役割を担う存在であることは認識しております。また日頃から、多くの職員が各地域で頑張ってくれていることも承知しております。

その中で、先ほど総務部長から答弁がありましたとおり、市内在住者160人のうち、1

14人が宇土地区、花園地区に居住しており、網津、網田地区の居住者は13人と職員数に占める割合が少ないことも把握しております。いろいろ原因は何だろうなと思って考えていくと、やはりもともと網田出身、網津出身の方が東部に移住してきている方が多数おられるというのがまず1点あります。それと最近におきましては、少子化の影響があつて、そもそも市役所を受験する人が極端に少ない、西部の方がですね。そういった部分もあるのではないかなと感じているところです。

先ほど申しました地域活動などに関しましては、地域住民の結び付きが強い地域ほど、昔との違いを感じられる場面は多いでしょうし、今後の影響を心配されることだと思います。

ただ、職員の居住地につきましては強要できるものではございません。職員やその御家族、様々な事情があつて決定されたものだと思いますので、その点については御理解をいただきたいと思っております。

なお、職員に対しましては、地域活動への参画や有事の際の早急な対応など、市内居住の重要性について理解してもらうことも重要であり、可能な範囲での市内への居住、そして地域活動での貢献について、引き続き働き掛けを行っていきたいと考えております。網田地区でボランティア活動とかがある場合に、やはり家が宇土地区だったり、花園地区だったりする網田地区の出身者が進んで参加してくれていること、こういったところもありがたいなと思うところがございますので、そういったところは是非御理解いただきたいと思っております。

最後に、職員に限定して、この地区別の偏りを解消することは難しいものがありますが、職員がまずそこに住み続けたいと思ってもらうこと、またそこに住んでみたいと思われるようなまちづくりをすること、これが非常に重要だろうと思っております。そういう意味で、特に西部地域の活性化を目指した取組については、力を入れていかなければならないものという認識をしております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。どこの自治体においても、中心部と周辺部における職員の居住地の偏りは、これは大なり小なりそういう傾向にあるんだろうと私も思います。しかし、宇土市の場合、とりわけこの網田・網津地区は、半島部分にかかる地理的、地形的な要因もあります。また、住環境・利便性等の要因も大きく関係し、ただいま市長がおっしゃったとおり、職員のみならず住民の流出は続いております。特に、本市はそういうこともあつてか、現実的にもこの偏りが顕著ではないかなというふうに思うわけであり、全国的には1,741自治体あります。このような職員の居住地の偏りの問題について、対応、取組をしている自治体も私はあるのではないかなというふうに思うわけですね。そういうような事例を是非とも執行部におかれましては調査・研究をしてもらって、偏りの

緩和を真剣に考えてもらいたいなというふうに思うわけでありませぬ。

ここで視点を交えて、空き家対策について若干触れさせていただきます。網田・網津両地区には、たくさんのおき家があります。これまでもおき家対策については一般質問をしてきたところでありませぬが、網田地区を例にとりますと、昨年11月から半年間かけて、県が主催する地域課題解決プロデューサー人材活用事業と称する勉強会が実施されました。参加者の合意のもと、おき家対策一本に絞って計9回の討議を行いました。地域のまちおこし団体や若手の後継者等で真剣に議論を交わしたわけでありませぬ。市からもまちづくり推進課の中山課長がアフターファイブにもかかわらず、進んでオブザーバー参加をしてくれました。そのようなことで熱意が伝わったのか、元松市長の御理解のもと、今年に入り10月から西部地区の活性化に向け、起業ノウハウを地域の魅力向上につなげるため地域活性化起業人の方が、さらには11月から移住やおき家活用等を担うため、新たに地域おこし協力隊をお二方、計3名のスペシャリストを配置してもらっております。なお、地域おこし協力隊の1人は既に網田地区に住んでいただいております。大変ありがたく思っております。おき家対策に本腰で取り組もうという市の気概を感じる所でありませぬ。まずは、これまで全然できていなかった貸し手の掘り起こし、おき家バンクの登録物件を精力的に増やすことが最も重要ではなからうかというふうに思ひます。このような中、前回の一般質問でも提案しましたが、おき家対策の円滑な運営を行うには、市の力だけでやろうとしてもうまくいかないと思ひます。他の成功例においても、地域住民と自治体が一体となって進めることで成果が上がっております。そのためには、地元の住民を巻き込むこと、前回提案をしましたが、例えば住民による仮称、おき家バンクサポーターといった制度を設けて、そういう地元の人たちの協力を得て、そういう工夫もしてもらいたいなというふうに思ひます。官民一体で進めることが是非とも大事ではないかと思ひますので、その点よろしくお願ひしておきます。

話がそれたように思われたかと思ひますが、そこで私から一つ提案をさせていただきます。おき家対策については、掘り起こし、登録物件数の拡大が至上命題であることは、今も申し上げたとおり言うまでもありませんが、登録者数を増やす。つまり貸し手が、貸す物件がなければ話になりませぬ。次に、住んでもらう人。つまり借り手のあっせんも大変重要でありませぬ。双方が成立して居住につながるわけでありませぬが、その際、一般の移住者を募るだけでなく、市の職員さんにも積極的に網田・網津地区に住んでもらう。そういう取組、この辺も是非とも市長やっただきたいというふうに思ひます。先ほど市長がおっしゃったとおり、基本的人権の一つに、職業選択の自由がうたってあります。能力に関係のない部分で就職の機会を奪ってはいけないということだろろうと思ひます。そういう点を、先ほど市長も答弁の中でおっしゃったと思ひますが、これについては大変難しい点があるかと思ひます。だから手が出せない、何もできないということではなくて、強制することはできませんから、

強制しない方法でやらなければならないというふうに思います。本市の正規職員の約4割が、宇土市以外に居住しています。そして、私が一番注目するのは、今後採用していく職員さんであります。新卒者もいますが、近年の採用状況を見ると、採用者の年齢幅も大幅に広がっており、家族連れの職員さんが多くなってきているように見受けられます。空き家貸出しの準備が整えば、田舎暮らしをやってみたい、古民家に住みたい、子どもを自然豊かなところで育てたい、少人数の学級で学ばせたい、このような職員さんがいれば、納得の上で網田・網津地区に住んでもらえるのではないかと思います。さらにこの家賃等優遇措置を設ければ、なおいい制度になると思います。このような些細なことでもいいと思います。どうか網田地区や網津地区に、1人でも多くの職員が住んでもらえるような試みをやってもらいたいというふうに思います。また、先ほども言いましたけど、他の自治体もいろいろな取組をやっているところがあると思いますので、是非とも調査・研究してもらいたいなというふうに思います。ちなみに、先ほどの中野議員の一般質問においても出ていましたが、本市独自の子育て世代への支援制度の拡充策について取り上げられておりましたが、そういうことにも準ずることではないかなと思います。先ほどはそれに対し元松市長も、攻めの戦略、移住・定住で選ばれるまちを目指すというふうにおっしゃいました。その一つとして、これから網田小学校、網田中学校において特色ある取組を展開していくということで、前向きな答弁をいただいておりますので、大変期待をしております。どうかよろしく願いをしておきます。

それでは、最後の質問になります。根本的に少ない正規職員数の改善についてをお尋ねいたします。社会情勢の変化、住民ニーズの多様化、新規政策等に対応するためには、現在の正規職員数267名で本当に足りているのでしょうか。先ほどから総務部長から、本市の職員数の現状、他自治体との比較について答弁いただきましたが、全国の類似団体で宇土市が属するグループにおける住民1万人当たりの職員数について、宇土市は129団体中で2番目に少ない職員数とのことであります。また、同じく県下14市においても、下から2番目ということになっております。ただ、普通会計職員数だけの比較で見た場合は、14市中で宇土市は最も少ないというデータも出ております。それから、会計年度任用職員と正規職員との割合についても調べてもらったわけですが、宇城管内の宇城市、美里町との比較において、まず宇城市の会計年度任用職員の比率は25.5%、これは宇城市の職員の4人に1人が会計年度任用職員ということでありまして。美里町はもっと少ない14.3%、85%が正規職員ということでありまして。それに対して、宇土市の会計年度任用職員の比率は39.2%、つまり、宇土市全体の職員数の約4割が会計年度任用職員ということでありまして。近隣自治体と比べても、会計年度任用職員の比率はずば抜けて高いのが分かります。宇土市の会計年度任用職員さんは、正規職員と変わらないぐらい仕事をこなしておられる方もたくさんおられます。会計年度任用職員の皆さんの存在がなければ、宇土市の運営は成り立たない

と言っても過言ではありません。しかし、当然ながら仕事の多くは正規職員でなければできない、会計年度任用職員ではやれない業務がたくさんあります。このような中、正規職員の比率が全体の6割というのは余りにも少ない、大変厳しいと思います。それだけに仕事上のストレスも大きいのではないかなと思います。このようなことも影響しているのか分かりませんが、メンタル面の不調で休職している正規職員も年々増えているようであります。また、もう一つ気になるのが、中途退職者ですね。採用後5年未満の若手職員、そしてベテラン職員の早期退職も大変増えてきております。第6次の計画期間に、この4年間で計30名が市役所を途中で去っていきました。具体的な理由は定かではありませんが、転職の時代と言われる今日、もうこの転職の時代という言葉で片づけるわけにはいけないと思います。だからこそ、この働きやすい職場づくりが重要になってくるのではないかと思います。このような状況を踏まえると、現状の職員数では無理が生じているのではないかと感じます。現に、そういった声を複数の職員から聞いております。現場の声なき声は上層部にはなかなか言い出せない、タブーとされるところだろうと思います。

そこで、最後の質問ですが、他自治体と比較しても根本的に少ない正規職員数の改善を図るため、計画以上の増員、前倒しの必要性を適宜、柔軟に検討してもらいたいと思いますが、元松市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

近年、全国的に頻発します台風や水害などの自然災害をはじめ、DXの推進など、自治体を取り巻く社会情勢は大きく変化しております。それに伴う住民ニーズの多様化など、職員個々の業務量や責務が増加している現状は十分認識しております。特に、宇土市においては、7年前の熊本地震において大きな被害を受けました。庁舎をなくすような状況がある中で業務をやってきたところで、その後コロナもありましたけど、職員不足を私も痛感をいたしております。新たな事業に取り組もうとしても、人がいない状況が続いてきたところでございます。少し定員の見直しをしましたが、それでも全く足りないような状況でございました。

そのため、第7次定員適正化計画においては、育児休業者及び休職者を除く実稼働職員数269人というのを目標値として位置づけております。これに向けて、今年度における採用試験においては、大幅に増員しての人員確保を計画しております。実数で10人以上のプラスになるという計算でございますが、ただ、これが増えたからといって足りるかどうかも分からない。今後、取り組むような業務も多々あります。そういう意味で、計画期間中であっても、社会情勢や職員の業務量に変化があったり、対応できない場合は、当然、必要に応じて計画を見直そうということも記載をしているところでございます。

今回、議員からは市職員に関し、多くの視点から御質問をいただきました。特に若年層に

における中途退職、メンタル不調などは、市の人事部門における大きな課題であります。最近では、社会人枠採用というのを各自治体がするようになりました。昔は、中途採用ですけれども、中途採用をした場合は、当然、例えば10年民間で仕事をして役所に来たときに、役所に10年いた人よりも低い。例えば宇土市役所から県庁に行った場合も、経験年数をそのまま引き継ぐのではなくて、どうしても給料としては下に格付けするというような制度だったのですが、今はこれがなくなっておりまして、宇土市役所に10年いて県庁に転職した場合、県庁10年の給料という位置づけになっているんです。そういう意味で、これはどこも言えることなのですが、小さい自治体ほど相当抜かれて、大きな自治体に職員を抜かれている。特に専門職、うちで言ったら土木、保健、建築とかですね、こういった部分がそういう傾向にあるということが非常に苦しい部分でございます。ただ、うちもよそから抜いてきている部分もありますので、どっちもどっちだと思うのですけれども、これは仕方がないことなのかなと。今、民間も含めて非常に就職をしたい人、売り手市場になっているのももうお分かりのとおりだと思います。終身雇用にも強くこだわらないし、転職が当たり前のような時代になってきたという背景もあろうかと思えます。ただ、職員が減ったりとかいろんな状況、マイナス状況もありますけれども、大事なものは市役所の業務を停滞させないことだと思います。そういう意味で、地元の若者が働きやすい、働きたいと思えるような職場を目指すことも非常に重要ではないかなと考えております。

今後も、定年延長制等がございますし、若い職員も多いものですから、育児休業者等の状況あるいは会計年度任用職員も非常に多いという御指摘もいただきましたが、これらあたりとのバランスも勘案しながら、適正な人員確保を目指して、働きやすい職場環境づくりも強く意識しつつ、職員採用の面からも選ばれる自治体となるように力を尽くしていく所存でございます。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。今、市長からの第7次の目標をお聞きした中で、こだわることなく、その状況次第ではそういう前倒しもあり得るというようなことで答弁をいただいたと思います。また小さいところは、やはり大きいところに抜かれていくというようなお話もありました。やはりその抜かれていくには、そういう理由があると思います。やはり職員数が少なければ、それだけ仕事量は増えます。そういうことになると、よそを見てしまうところも出てくるのではないかなというふうに思います。そういうところで、是非とも職員の皆さんも一生懸命頑張っておられるので、そういう点で配慮をお願いしたいと思います。新しい庁舎も完成しまして、プレハブ庁舎とは比較にならない職場環境が整ったわけではありますが、言うまでもなく、館ではなく中で仕事をする職員の皆さんが、本当の

意味で精神衛生上の観点も含め、働きやすい環境づくりを実現することが一番大事なことだろうというふうに思います。職員の増員については、即、義務的経費の増嵩、經常収支比率を押し上げる要因になることも重々承知をしております。なかなか簡単な話でないことも十分分かっております。しかし、他自治体と比較しても少なさは歴然としております。この状況下、職員の皆さんは少数精鋭で本当に頑張っていると思います。全国の自治体の中でも、宇土市の職員が一番仕事をやっているのではないかと私は思っております。職員が生き生きとマンパワーをさらに発揮し、住民サービスの更なる向上につなげるためには、職員数の増員について適宜、柔軟に対応していただきたいというふうに思います。それから、職員数の問題と併せまして、職員の居住実態の偏りについても問題提起をしました。この職員の偏りについては、令和元年12月議会でも一般質問をしておりますが、その後もそう大きく取り上げられるわけでもなく、現在に至っております。この問題は誰も騒ぎませんが、本市にとっては本市における大きなウイークポイント、弱点ではないかと私は思います。地域コミュニティの牽引者である職員の居住の偏り、それらは西部地区の住民自治にも少なからず影響することの重大さを執行部も議会も同じ目線で認識し、本気で考える時期に来ているのではないかというふうに思います。

今回は、市職員の現状について、少ない職員数、居住地の偏りとその影響について質問をいたしました。元松市長におかれましては、是非ともできることから前向きに取組をさせていただきますようよろしくお願いいたします。今回の一般質問で、対応いただきました執行部担当の皆さんには、資料の作成、提供等、本当にお世話になりました。これを持ちまして、私の一般質問を終わります。どうも喉がかれまして申し訳ありませんでした。御清聴ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） ただいまから昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時15分から会議を開きます。

-----○-----

午後0時14分休憩

午後1時13分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

7番、今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 皆さん、こんにちは。宇土市政研「志」の今中です。今回は大きく三つのことについて質問させていただきます。一つは、教育について、もう一つが、歴史の継承についてでございます。以降は、質問席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

します。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） それでは早速質問に入らせていただきます。まず、学校教育についてです。「中学校は諦めました。」本市中学校に通う子を持つ母親の言葉です。我が国の昨年度の不登校が過去最多となり、不登校の小中学生は30万人、前年度比22%の大幅増で、今年度中はさらに増えてくるのではないかとされています。そもそも不登校は、我が国では平成2年代に急激に増加し、平成14年以降は横ばい、平成25年頃から再び上昇に転じて10年連続増加傾向にあります。不登校問題を解決するに当たって、文科省や教育行政は、これまで不登校になった後の対応を充実させようとして、各自治体は独自の教育支援センターや校内教育支援教室、フリースクール、オンライン授業等々の取組を行い、対処しております。本市もほぼ同様でございます。しかしながら、年々右肩上がりが増えてきている現状は、それらの対処療法が功を奏していないとも言え、抜本的に見直すことも必要ではないかと考えます。「中学校は諦めました。」このような衝撃的な言葉がなぜ出てくるのか。私は、根っこは我が国が抱える問題が潜んでいると思います。そもそも不登校の主な要因は、平成2年代当初から、不安、無気力が最も多くて、およそ半分の割合を占めているそうです。そこで、なぜ小中学生が不安、無気力を感じるようになったのか。この不登校問題の本質的な問題を究明し、不登校を未然に防ぐ抜本的な解決策を考えることこそが大切ではないでしょうか。不登校が病気であるとは決して思いませんが、病気で例えますと、病気になれば何がしか対処をします。安静にしたり、医療にかかったり、薬を飲んだり、手術したり。しかしその病気は、病気になった原因があります。例えば、痛風。きちんとした食生活をしていれば、まず痛風にはなりません。私も予備軍なので大きいことは言えませんが、元があってその事象があるわけです。ここに関しての持論は最後に触れますけれども、大切なのは未然に防ぐこと。そして次に起きてしまったことに対処していくこと。今、100名弱いると言われている本市の不登校又はそれに近い子どもたちに対処して、1人たりとも取り残さず、一人前の人として成長していただき、小中学校を良き思い出として卒業してもらうこと。それを願うわけでございます。

それでは質問に入ります。学校教育についてです。不登校についてまず述べましたが、学校には来れるが在籍している教室に入れない子ども、学校に来れないがほっとスペースやフリースクール等何らかの学びの場所に通う子ども、学校や何らかの学びの場所にも通わず家庭にいる子どもたちと、大きく分けられると思いますが、学校内で対応できることとしては、学校には来れるが在籍している教室に入れない子どもへの対応を、学校内ではしっかりとすべきだと思います。在籍している教室に入れない子どもたちに対する本市の状況と課題、またその課題に対する取組をお尋ねいたします。教育長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えします。

近年、様々な要因により全国的に不登校の児童生徒が急増していますが、不登校の児童生徒だけでなく、学校には来れるが教室に入れない児童生徒についても増加傾向にあり、本市においても同様の状況となっております。このような児童生徒に対し、学校では、保健室や図書室など、教室以外での居場所を確保できるように努めているところでございます。

しかし、教室に入れない児童生徒の原因も多様化し、学校の取組だけでは支援が難しい部分が出てきております。そこで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理の専門家や福祉の関係機関との連携を図り、対象となる児童生徒を支援する取組も併せて行っております。

また、現在抱える課題としまして、教育環境の整備が挙げられます。これまでの保健室や図書室での居場所を確保するだけでは、子どもたちが落ち着いて学ぶ教育環境としては不十分だと考えております。

国の方針の中にも、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境の整備が示されております。そのため、子どもたちが学びたいと思ったときに、いつでも落ち着いて学ぶことができる教育環境の確保を検討しているところです。

その対策の一つとして、空き教室を活用して教室に入れない児童生徒をサポートする校内教育支援センターの設置が挙げられます。

現在、鶴城中学校にサンシャインルームとして既に設置されておりますが、今後は他の大規模校にも拡充していくことを検討しているところでございます。

今後ますます、学校には来れるが教室に入れない児童生徒は増加することが懸念されます。そのため、本市としては、子どもたちが安心して学べる学習環境の充実、強化にこれまで以上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 教育長、御答弁ありがとうございます。子どもたちが落ち着いて学ぶ教育環境としては、不十分だと認識されているようです。いつ頃から不十分だと認識されていたのでしょうか。本人にとっては、小学校は僅か6年間、中学校は僅か3年間です。例えば、中学校1年の途中で教室に入れなくなりました。別室もそれがその子に合っていない。さあ、どうしよう、1年経ち、2年経ち、さあ準備ができたよとなっても、あっ、すみません、もう私卒業なんですよと、お世話になりましたと。このような子どもたちを毎年卒業させてしまっているのではないのでしょうか。それから、やはり学校は楽しくないといけないと思うんですね。校内教育支援センターは、是非楽しい教室にしてほしいです。それぞ

れ子どもたちによっては趣向が違ふかもしれませんが、ただ単に好きなことをやらせるのではなくて、意欲を持って何かに取り組めるような環境にしてほしいです。サンシャインルームを見せていただいたことがあります。意欲を持っているような子は、私が拝見したときにはおりませんでした。意欲的な子はサンシャインルームにそもそも来ないのかもしれませんが、そんな子が意欲的になることがすばらしいじゃないですか。楽しく教育支援センターに通って、良き思い出を残してもらおう。もちろん中学生らしい成長を遂げることも必要です。併せて、通常学級も同様に、より楽しい教室を目指していくべきだと思います。今後の取組に期待しております。

次の質問です。学校の給食についてです。コロナ感染拡大が心配されていたときは、私も十分理解はしていた黙食です。5類になってはや半年、私の子どもや知人から聞く学校給食は、相変わらずの一方方向に机を並べての給食スタイル。友だちとしゃべれば注意を受けると、私から言わせれば拷問スタイルです。今の現状をどのような方針で給食時間を過ごさせているのか、また給食の意義をどう思っておられるのかをお尋ねいたします。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市では、国や県の方針に基づき、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の学校における対応方針について、本年5月2日付けで各小中学校宛てに通知しております。

その中で給食について具体的に申し上げますと、平時又は感染流行時にかかわらず、給食の際には黙食は必要とせず、平時では対面での給食も可能としており、感染流行時に限り、飛沫を飛ばさないように、適切な換気を確保する、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない等の対策を講じるようにしております。

5類に移行して半年以上が経過しておりますが、現在も新型コロナウイルス感染症に加え、インフルエンザなどの感染が流行していることや、給食の時間をより円滑に進めるなどの理由により、机を対面にせず給食を食べる学校もございます。

また、過度なおしゃべりや給食時の態度としてふさわしくない行為が生じた場合は、コロナ以前と同様に担任が指導する場合がありますが、基本的には黙食は必要としていないのが現状です。

給食は、子どもたちに食の楽しさや学びをもたらす場であるとともに、一緒に食事をすることで、楽しくコミュニケーションを図れる交流の場でもあります。そのため、教育委員会としましては、給食が子どもたちにとって有意義な時間となるよう、クラスの仲間や担任と和やかに楽しく食事ができるような環境整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。以前も同じような質問をさせていただいております。今回も質問しましたが、答弁は変わらないですね。黙食を勧めていませんという答弁なんです。でも現実には、黙食という僕の言い方がおかしいのかもしれませんが、一方方向の机のまま、静かに食べなさいという指導を受けていると、これは現実なんです。最後のほうに、和やかに楽しく食事ができるような環境整備に努めてまいると、是非これは教育長メッセージとして、もうコロナ前に戻していいんじゃないですかね。ただ、今はやるべきではないと思いますよ、インフルエンザ流行していますし、それは大変だと思います。そもそも私は、このインフルエンザの流行はコロナに起因すると思っています。過剰なコロナ対策。私はもう3年間ずっと過剰なこのコロナ対策について、いろいろ異議申立てをしておりましたが、肌感覚で、コロナワクチンを打った人とか、マスクを真面目にしているほどインフルにかかっていませんか、肌感覚です。ですから、今まで日本人は先人からの知恵で、これまでいろんな感染、風邪には立ち向かってきたんです。その都度、食を見直し、生活文化を見直し、和といわれる和文化があると思っています。なのに、強引に対策をして、小さなときに受けるべき風邪とか、そういうのも受けずに育てていくから、いろんな病気になりやすくなっているのではないかなということを懸念しております。ですから、インフルエンザも落ち着いたときにですね、もう一度再考していただいて、是非教育長メッセージとして各校の校長に、もう黙食はやめようじゃないかと、楽しく給食を食べてもらいましょうということを言っていたきたいと思います。もちろん現場は大変だと思いますよ。コロナ中に味わったと言ったら失礼かもしれませんが、静かに食べる雰囲気担任もいちいち注意をしなくてもいいことに慣れてしまっていますから、大変だと思いますが、それが子どもたちの教育じゃないですか、私はそう思います。家では会話をしながら食べて、大人も居酒屋とかに行って、わいわいがやがややっている。でも、子どもたちは学校で静かに食べている。おかしいでしょう。是非、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。学校以外の教育機会の確保に関してでございます。平成28年10月に公布され、翌29年に施行された、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法があります。これには八つのポイントとして、資料を添付しております。より良い学校づくり、不登校は問題行動ではない、社会的自立の尊重、民間との連携、学校内外の学びの場の整備、一人一人に合った支援ほか二つ、合わせて八つのポイントとして示されています。この法律が施行後7年経ちます。本市において、この法律に則った取組や不登校の子どもたちへの支援は、十分に行き届いているのかをお尋ねしたいと思います。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

不登校児童生徒への支援につきましては、各小中学校で様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきておりますが、不登校児童生徒の対応につきましては、その要因や背景が多様であり、市教育委員会及び各小中学校においても喫緊の課題となっております。

そのような中、平成29年に施行されました、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律においては、不登校児童生徒の教育機会の確保等に向けた施策の推進を図るよう定められております。

本市においては、この法律が定める基本方針を十分踏まえつつ、令和元年文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」を基準とし、市教育委員会としての不登校児童生徒に対する支援の考えや出欠の取扱い、評価についてのガイドラインを作成し、各小中学校に示しております。

このガイドラインに定める不登校児童生徒に対する基本的な考え方について、主なものを申し上げますと、一つ目が、一番大切なのは、出席扱いにするかどうかではなく、学びの保障をすること、二つ目が、学校外の施設や家庭でのICTを用いた学習を行う等、一所懸命、社会的自立に向けて努力している児童生徒を支援していくこと、三つ目が、不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮することが大切であること、四つ目が、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立すること、などを定めており、その実現のために、公的な教育支援センターほっとスペースの運営をはじめ、児童生徒が同センターやフリースクールを利用したり、ICTを活用したオンライン学習を受講した際に、一定の要件を満たす場合には出席扱いとする取扱いとし、指導要録や通知表などの評価にも積極的に反映できることとしております。

また、教職員の不登校に対する認識やフリースクールへの理解を深めるため、フリースクールの校長を講師として、教職員向けの研修会を開催し、市内でフリースクールを立ち上げようとされている方々にも研修会に参加いただくなど、連携強化を図っているところであります。

本市としましては、今後とも、誰一人取り残さない学びの保障に向け、児童生徒に適した支援や学びの場や居場所を確保できる体制を構築してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。様々な取組を通じて、法律違反はし

ていないように思いますけれども、この法律は子どもたちを救うために施されたものであると思いますが、不登校のために学校で勉強する機会を失ってしまった子どもたちに対して、学校への登校を強制せず、それぞれに合った学習環境を保障するという大目的が達成されていないように私は感じます。他自治体では、不登校特例校も開校いたしました。学校教育は無償であるはずなのに、不登校は問題行動ではないと明文化されているのに、ICTを活用したオンライン学習もフリースクールも出席扱いとなるのにお金がかかるわけです。経済的に余裕のない家庭は選択肢が狭まってしまいます。どこかに無理をしないとイケません。全てを一気にベストな状態に持っていけないと思いますけれども、子どもたちの学校における学びの時間は限られています。一日でも日々前進するように、一日でも多く子どもたちが楽しい日々を送れるような取組を期待して、次の質問にいきます。

不登校が問題ではないということが法律で明文化されているということは、今後、学校が単に面白くないから、特定の友だちやそもそも人に会いたくないからという特別な問題を抱えていない不登校の子どもたちも増えていくのではないかと懸念を、一方ではいたします。要は、親が子どもに教育を受けさせることが我が国の義務であるのに、自分の信念で学校を選択せず、家庭で学ばせる保護者が出てくるのではないかと懸念でございまして、現状そういう状態に近い家庭があるのではないかと懸念でございまして、いわゆるホームスクーリングのことですが、このことについて、市の対応や方針を伺いたしたいと思います。教育部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

我が国の義務教育につきましては、憲法第26条第2項において「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。」と規定されており、また、教育基本法第5条第1項において「国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。」と規定されています。

ホームスクーリングは、学校に通学させず家庭に拠点を置いて学習を行うことであり、アメリカでは法整備がなされ義務教育として認められておりますが、日本では現状認められておりません。

そのため、正当な事由なく義務教育を受けさせなければ就学義務違反となり、子どもが教育を受けたいと望んでいるにもかかわらず、保護者が受けさせない場合は罪に問われる場合もあります。

現在、本市においては、そのような家庭があることは把握しておりませんが、正当な事由なく義務教育を受けさせないケースが発生した際には、子どもの学びの保障のために、学校、教育委員会から保護者に対し働き掛けを行い、学校と連携し、ICTを活用したオンライン

学習などを家庭で受講できないか促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。さっきの質問時にも触れましたけれども、自宅オンラインの充実、学校と同じように無償でやるべきだと思いますので、今後の対応に期待いたします。また併せて、ホームスクーリングを選択する家庭を出さないよう、保護者への指導、そして何より行かねばならないからではなくて、行きたくなるような学校を目指してほしいというふうに思います。現状、宇土校区の方の普段の行動としては、フリースクールに行くか、ほっとスペースに行くか、そうでなければ家だと思います。ホームスクーリング予備軍の方が多くなっているのではないかと感じて、この質問を取り上げました。よろしく願いいたします。

次にいきます。ほっとスペースについてです。こちらは、前回土黒議員の質問時にも触れられておりますけれども、学校以外の教育の場として確かに設置されていますが、学ぶ意思がありながら、学校には行けない子どもたちのために十分な環境であるかということ、そのような状態ではないというふうに感じています。まず、スペースが狭いということ、ほかに人がいる状況が苦手な子に配慮されていないということ、普段活用する子どもが少ないからという理由なのか分かりませんが、指導員3人で対応されていますが、それはあくまでMAX状態で、二人体制もあるということ、多くの子どもたちを受け入れる体制はできていないということが課題ではないかというふうに思います。また、立地場所として学校が隣接している場所が適切なのか、昨今の様々な状況を抱えている子どもたちに対して、対応ができていないとは思いません。設立当初の狙いや背景が、今現在と変わってきていることも考えられるかと思えます。そこで、代替施設や施設の拡充などを検討できないかをお尋ねします。教育長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

現在、学校以外の教育機会の確保として、教育委員会が運営している教育支援センターとしてほっとスペースがございます。様々な事由により学校へ登校が難しい児童生徒が、安心して学ぶことができる居場所として設置しているものです。

ほっとスペースは、現在、教員OBである指導員3名が常駐しており、不登校児童生徒に対し、基礎学力を補充する学習指導や自学自習の支援を行うほか、不登校に悩む児童生徒、そしてその御家族への相談等も行っております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、ほっとスペースは学習スペースも狭く、相談室も確保できないため、当該施設を利用する保護者に対し定期的な面談を実施する際は、日中の利

用者がいない時間帯や利用時間終了後の時間帯を利用して対応しております。

議員御質問のほっとスペースの代替施設等の検討につきましては、現在、ほっとスペースは、鶴城中に近接して設置していることから、最も利用が多い鶴城中生徒の先生方にとっては、休み時間などを利用し、定期的に当該生徒と面談を行うことができるなど、立地場所としては最適であると考えております。

そのため、本市におきましては、現在のほっとスペースは維持しつつ、新たな場所に十分な学習スペースや相談室を備えたほっとスペースを追加設置できないか検討しております。

また併せて、先ほど答弁しましたとおり、大規模校への校内教育支援センターの設置についても検討しているところであります。

本市としましては、今後、これらほっとスペースや校内教育支援センターを不登校対策の中核としての機能を持たせることにより、学校と学校以外の場所において、児童生徒が安心して学ぶことができるような場を確保したいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。先日、八代市の教育支援センターくま川教室を視察させていただきました。現在10名の職員で対応され、子どもたちは30人ほどが在籍して、常時通学しているのは10人未満だそうですけども、たくさんの大人が関わっていくことの重要性を痛感いたしました。自治体規模は違えど、真剣に1人たりとも取り残さない思いで、子どもたちに対応されている体制がうらやましく思いました。卒業式の映像を見せていただきましたけれども、在籍する子どもの校長先生が全員出席してお祝いの言葉を述べられる様子は、八代市の教育センターに対する思い、また校長先生の意気込みなどを感じました。また、先ほどの答弁で、不登校に悩む児童生徒や保護者の相談を受けているとありましたが、ほっとスペースのみならず、スクールカウンセラー等に相談の予約をしても順番待ちで、順番が回ってくるのはずっと後になるということも伺っています。やつしろ子ども支援相談室というところがあり、担任や学校に直接相談できない人も利用できる窓口があるそうです。タイムリーかつ多角的に相談ができる窓口が、宇土市にも必要ではないでしょうか。また設立から15、6年経っていると思います。子どもたちを取り巻く背景も役割も明らかに変わってきたのではないのでしょうか。しかし、体制はそう変わっていないように思います。柔軟に対応していただきたいと思います。それから、立地場所が最適であると答弁がございました。それは答弁にあるように、先生方にとって都合がよいのであって、子どもたちにとってはいかがでしょうか。鶴城中学校に通って何らかの理由で学校に行けなくなった子が、時間帯は少し違えど、鶴城中学校校舎に隣接している場所へ通うことが果たして最適なのでしょうか。ほっとスペースの玄関が、鶴城中学校から隠れたところにあるま

す。それは、目隠しになっているという好意的な意見も伺っていますが、学ぶために隠れて通う子どもたちの姿は、果たして美しいのでしょうか。そういった観点を真剣に考えていただき、「中学校は捨てました。」と発せられる親御さんのような発言が二度と出ないように、いやむしろ、宇土市で中学時代を過ごさせて良かったと言っただけのような親御さんを増やしていけるような代替施設や拡充を検討してほしいと思います。

この質問の最後になりますけれども、冒頭申しました、なぜ小中学生が不安、無気力を感じるようになったのかについて、私の持論というか現在の見解を申し上げます。私の見解は、親の養育の問題と子どもの発達段階の未達成に影響があるのではないかとということです。一つ目の親の養育の問題とは、過保護、過干渉といった強い母性と、逆に余り子の教育に関わらない父性といった、母性と父性がアンバランスになったのではないかとということです。これにより、子どもは自立心の欠如や精神的な弱さ、無気力を生じるようになった。親の養育の問題は、三世代家族の減少や母子・父子家庭の増加など、家族形態の変化によるもので、子育てがうまくできない時代に入ったとも考えられます。コロナ禍でより顕著になったんだと思います。実は、子どもへの虐待が増加し始めたのも平成初期であり、不登校が急激に増えた時代と重なります。二つ目の子どもの発達段階の未達成とは、複雑な人間関係の中でもまれる経験が減って、子どもの人間関係能力や社会性、忍耐力が身に付かなくなったことを意味します。これは少子化やテレビゲームなどの登場による影響のもので、昔は当然行われていた地域の年の違う子ども同士で集団遊びをすることが減少して、一人遊びが増えたからではないでしょうか。このような親の養育の問題や子どもの発達段階の未達成によって抜け落ちた部分が、子どもが思春期になった頃に、不登校という形で顕在化することになったのではないかと考えるわけでございます。ということは、思春期になって問題が顕在化してからでは既に遅くて、その対応は対処療法でしかない。実は、不登校の要因は、脳の臨界期、人間の脳の発達の幼児期において、ある刺激が与えられたとき、その効果が最もよく表れる時期のことですけれども、その臨界期である8歳か9歳の頃までの教育がとても大切ではないかと思うわけでございます。では、解決策は具体的にどのように考えるのか。国や行政が中心となって、親の子育てに関する啓発活動である親の学びを行うことが、幼保・小学校が中心となって、学校低学年までに複雑な人間関係の中でもまれる経験を意図的に仕組むこと。このような取組が望まれると私は考えます。これらの解決策は、不安、無気力といった不登校の主な要因を解消させるだけでなく、そのほかの要因についても解決の一途を導くのではないかと考えます。例えば、不登校は平成25年頃から再び急激に増加し始めます。この要因は、子どものスマホ、ネットへの依存による鬱的な傾向や生活リズムの乱れ等です。これに関して、父親若しくはその役割の方が子どものスマホ、ネットの利用について、放置せずに指導していければ済むのではないかというふうに思います。ちなみにこの不登校問題とい

うのは、学校に行くか行かないかといったことだけが問題ではありません。その一部は、一生涯を通してのひきこもりへつながっているからでございます。今年3月の最新データ、ひきこもりに関する内閣府の調査結果によると、生産年齢人口15歳から64歳ですけれども、その年代におけるひきこもりは、何と推計146万人です。この数字はいかに我が国の教育が社会や学校、集団に適応できない人間をつくり出しているかを証明しています。しかも、今後我が国の労働年齢人口が大幅に減少するにもかかわらずです。まさに不登校問題は一つの教育問題にとどまらず、我が国における喫緊の重要課題だというふうに思っています。持論をつらつら述べましたけれども、これらが根っこにあって、根本的な問題があると捉え、今後その対応を長期目線で行きつらつ、既に起きている課題にスピーディに対応していくべきではないかと持論を申し上げ、この質問を終わります。

次に、歴史の継承についてです。古代船「海王」の維持について質問いたします。皆さん御存じのこととは思いますが、本市で平成17年7月に、大王のひつぎ実験航海事業が行われました。畿内地区で発掘されたピンク色をした石棺が、果たして本市馬門地区で発掘される馬門石なのかを検証する古代ロマンに挑んだ大検証事業でした。結果は、無事大阪の南港に就航し、石棺も無事聖徳太子の曾祖父である継体天皇が収められている今城塚古墳まで到達できたことで、宇土から畿内へ運んだことが証明されたわけでございます。恐らく、後にも先にもこのような事業は日本で存在しません。よって宇土が歴史上に誇れる日本一の大事業であるというふうに言えると思います。さて、そのような事業で制作された古代船「海王」と丸太台船「有明」と「火の国」、写真を見てほしいと思います。何とも言えない悲しい思いがすると思います。宇土マリーナの物産館より、ちょっと離れたところにあるんですけども、今の現状はこういう、これは「海王」ですね。石棺があって、これが丸太台船「有明」と「火の国」になります。もちろん、急にこういう状態になったんじゃないんで、年々海風にあってこのような状況になったんだと考えられます。何とも言えない本当に悲しい思いがするんですけども、これまでも数年ごとに修繕されてきましたが、現在このような状況になっています。過去には、市長や部長の答弁で、「現状の保存方法を検討する。」と答弁があつたようですけども、この18年間進展はしていないように思います。この関連した事業は将来的に宇土の遺産となるものであると確信しています。今だけを見るのではなく、数十年後、数百年後を見据えて、保管、展示方法を大王のひつぎ保存会と密に協議してほしいと思いますが、いかがでしょうか。教育部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

古代船「海王」は、馬門石製の復元石棺を宇土から大阪まで海路で運ぶ一大プロジェクト大王のひつぎ実験航海事業に伴い、平成16年に造られた木造船です。平成17年7月から

約1か月間かけて約1千キロを航海しました。現在、大王のひつぎ保存委員会が所有・管理しており、航海の出航地である宇土マリーナ内に覆屋を設置して屋外展示しています。

実験航海後の平成18年からは、本事業の意義や宇土の歴史の魅力をより多くの方々に知っていただくため、毎年7月に保存委員会主催による乗船・漕行体験イベントを宇土マリーナで開催し、多くの来場者でにぎわいました。

海に浮かべて実際に漕行できる復元古代船としては日本で唯一のものでしたが、老朽化やコロナ禍によるイベントの自粛等により、平成30年を最後に本イベントは行われておりません。

市としましても、「海王」は大変貴重な復元古代船と認識しておりますが、老朽化がさらに進むことが懸念されるため、保存委員会と連携し、今後の維持管理の方針等について協議を始めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。もちろん今後に期待はしますが、同様の答えを以前にもしていただいているんですね。決算委員会等々でもたびたび意見されています。よければ通告にはありませんでしたが、市長にもちょっと思いを聞かせていただきたいと思うのですが、よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 思いをということでございますので、お話をさせていただきたいと思いますが、この事業というのは、私職員時代だったんですけれども、職員としてではなく、一市民として少し関わらせていただいた経緯がございます。ですから、この船を設計する段階から私もちょっと関わっていたので、この「海王」への思いは人一倍のものがあるかなと思っています。現状ですね、マリーナのヨットのオーナー、ボートのオーナーの駐車場の奥に置いてありまして、これもそのままでは駄目だからということで、とりあえず覆屋を仮設的に付けたような状況で、パイプ式の覆屋が付いている状況になっています。実際、これを何とか活用できないかということで、これまでもいろんなことを検討はしているんです。形になっていないので、言い訳でしかないのですが、例えば「海王」だけでもマリーナのクラブハウスの中に入れられないかとか、あるいは宇土シティあたりをお願いして、あれをどこかに展示させてもらえないかとか、最近でいくと庁舎の中にどこか置くところはないかということも一応考えたのですが、とにかくあれは大きいんですね。写真で見られるとそんなに分からないと思うのですが、これは11.9メートルあるんです。11.9メートルというと、この議場の壁から壁までが12.8メートルあるんです。だから西田議員から土黒議員よりもっと幅があるんですね。ちなみに横幅が2.05メートル、ちょうど計ったら西田議員

から光井部長のこの間が2.05メートル。だから、この中にすっぽり収まるような船が「海王」なんです。それとあと二つ、台船があります、「有明」と「火の国」。「有明」が8メートル×2.2メートル、「火の国」が10メートル×2.4メートルという巨大な船なんです。何とかこれを生かしたいと思うと、もう施設を造る以外ないという結論に、私は実は至っております。ただ、簡単にそんな大きなものを造る場所とかも含めて難しいのかなと思うのですが、ただ、一つ言えることは、マリーナのもうちょっと目に触れるところに持っていかないと、目に触れないからやはり放置状態になってしまうのかなと思っていました。そういう意味では今後の活用の中で将来的には、例えば宇土マリーナを今後いろんな形でバージョンアップしていくときに、そういった施設を併設するだとか、その前に私はできるかなと、これは全然打ち合わせも何もしていないのですが、これはサッカーとかをされていたのであっちに持って行ってないのですが、やはり広い、子どもたちが遊べるようなところに持って行ってやらないと、なかなか目にかからないし、活用もしにくいのかなと。今、一番奥は、ほぼみんなが行かないところなんです。そういったところをまず何か建物を造って、あるいは既存の建物に入れようと思っても入らない。建物を造るといったらとんでもない大きな倉庫がいるような状況なので、まずは少しでも状態を維持しつつ、覆屋だけでもかけ替えて、目立つ場所に持っていく。その上で、将来的なマリーナあたりの活性化の中で考えていく必要があるのかなと感じているところでございます。なかなかすぐどうこうという話ができずに申し訳ないのですが、ただそのぐらい大きい物件であるということも、是非私は、議員の皆さんにも分かっていたらしくてお話をしたところでございました。いずれにせよ、活用したいという思いは変わりません。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 通告にありませんでしたが、御答弁ありがとうございました。感謝いたします。市長の今期の任期も残り2年半、どうにか今期中に最低方向性だけでも示していただいて、やり遂げていただくことを期待いたしまして、最後の質問に移ります。

寛政の大津波についてでございます。「島原大変肥後迷惑」と表現されることが多いですが、江戸時代の1792年5月21日、旧暦でいくと4月1日に、島原で発生した雲仙岳の火山性地震及びその後の眉山の崩壊とそれに起因する津波が、島原や対岸の熊本を襲ったことによる火山起因の日本史上最大の災害と言われています。1万5千人ほどの方が亡くなったと記録されておりますけれども、本市は当時は宇土郡ですが、1千人ほど亡くなられております。その痛ましい災害を後世に伝えようと、石碑が建てられています。写真のとおりです。私が小学校6年のとき、雲仙普賢岳が噴火したときがございました。今から33年ほど前ですね。津波がいつ来るか分からないから避難の準備をしておくと家でも学校でも指導を

されました。そのときに、理科や特別授業などで寛政の大津波のことを当時の方の石碑への思いなどを学んだことが思い出されます。私はなぜこの時期にこのような歴史を取り上げかと言いますと、10月10日から12月2日まで、もう終わりましたが、肥後の里山ギャラリー、肥後銀行本店の建物の中にあるギャラリーにおいて、寛政の大津波の被害を伝える展示会が行われたからです。私も先日出向きました。天草地域の自治体の協力で行われていましたが、先人たちの思いを胸にこういう災害を後世に伝えることは、極めて重要ではないかと改めて思った次第です。ちなみに、網田小学校4年、2年に通う我が子に尋ねましたが、このことは知りませんでした。その息子、娘の友だちに聞いても同様でした。地域においても伝え聞いておられた方が高齢となって風化されているように思えてなりません。そこで、現在、学校ではどう扱われているか。学校以外の生涯学習活動としてはどうか。肥後の里山ギャラリーで企画展が行われましたけども、研究者に講話いただいたり、このような企画を宇土でも行って継承すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず、学校での取組についてですが、現在、宇土市の郷土の歴史については、小学3年生及び4年生を対象として、市教育委員会が作成しました副教材「わたしたちの宇土市」に寛政の大津波の内容が盛り込まれており、この副教材を活用し、社会の授業を通して学んでいます。

具体的には、「雲仙普賢岳のふん火と宇土市」といったテーマを学ぶ際に、この副教材を活用しており、寛政の大津波については「約200年前のふん火の時に、津波がおこり、宇土市にも大きなひ害が出た」という内容で紹介されております。

また、避難訓練時など折に触れて、昔起こった大津波の話を学校で語ることもあり、授業のみならず、あらゆる機会を通して学校の子どもたちに伝えております。

次に、地域における寛政の大津波に対する継承への取組についてですが、現在のところ市民向け講座等は設けておりませんが、今後は、地域の方々へ継承していく場の形成に向け、検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。誤解がないように言いますと、戸口にもこの石碑が建っています。その石碑のところに、このように看板があるんです。これは令和5年10月に、教育委員会で立てられたものでございます。こういう古くなったから新しいものを立てる、こういうことも重要ではないかと。恐らく地域の御協力もあったのだろ

うと思います。当時を体感させることは難しいですが、副教材で紹介するだけでなく、地域から風化させることがないような学校や宇土市の取組が必要ではないかというふうに思いますので、その取組に期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は、明日5日火曜日、午前10時より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でございました。

-----○-----

午後2時05分散会

第 3 号

1 2 月 5 日 (火)

令和5年12月宇土市議会定例会会議録 第3号

12月5日（火）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 宮原雄一議員
 - 1 網田地区での総合防災訓練について
 - 2 避難行動要支援者等支援体制について
 - 3 備蓄倉庫及び備蓄品の整備について
2. 檜崎政治議員
 - 1 高齢者支援対策
 - 2 職員等の交通事故防止対策
3. 野口修一議員
 - 1 図書館の活用
 - 2 郷土史と地域学
 - 3 国際性・多様性

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（16人）

1番 土 黒 功 司 君	2番 杉 本 寛 君
3番 中 野 洋 一 君	4番 浦 本 晴 美 さん
5番 佐美三 洋 君	7番 今 中 真之助 君
8番 西 田 和 徳 君	9番 園 田 茂 君
10番 宮 原 雄 一 君	11番 柴 田 正 樹 君
12番 檜 崎 政 治 君	13番 野 口 修 一 君
15番 藤 井 慶 峰 君	16番 山 村 保 夫 君
17番 村 田 宣 雄 君	18番 福 田 慧 一 君

4. 欠席議員（2人）

6番 小 崎 憲 一 君	14番 中 口 俊 宏 君
--------------	---------------

5. 説明のため出席した者の職・氏名

副市長	谷崎 淳一 君	教育長	太田 耕幸 君
総務部長	山口 裕一 君	企画財政部長	光井 正吾 君
市民環境部長	小山 郁郎 君	健康福祉部長	岡田 郁子 さん
経済部長	加藤 敬一郎 君	建設部長	草野 一人 君
教育部長	野口 泰正 君	秘書政策課長	渡邊 聡 君
総務課長	上木 淳司 君	危機管理課長	内田 雅之 君
企画課長	三浦 仁美 さん	まちづくり推進課長	中山 好美 さん
財政課長	北谷 太示 君	市民保険課長	伊藤 誠基 君
環境交通課長	松下 修也 君	福祉課長	深田 徹 君
中央公民館長	赤澤 憲治 君	文化課長	淵上 真行 君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河 一郎 君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木 教明 君
議事係参事	村田 有美 さん	庶務係主事	中山 裕輝 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

本日、14番、中口俊宏君並びに6番、小崎憲一君から欠席届が出ておりますので、御報告いたします。

また、元松市長からは同じく欠席の連絡があっておりますので、併せて御報告いたします。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

10番、宮原雄一君。

○10番（宮原雄一君） おはようございます。六政会の宮原です。本日は、質問の機会をいただきありがとうございます。今回は、網田地区での総合防災訓練について、避難行動要支援者等支援体制について、備蓄倉庫及び備蓄品の整備状況について、3項目質問いたします。あとは、質問席より質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 宮原雄一君。

○10番（宮原雄一君） 昨日の一般質問の中で、浦本議員の質問内容と重複する点があるかもしれないですが、御了承ください。私たちの暮らしに突然牙をむく自然災害は、ここ数年各地で頻繁に起こるようになり、また激甚化する傾向にあります。災害の恐ろしさを忘れられないのが、平成28年の熊本地震。本市においても地震と大雨によって甚大な被害を受けました。あれから7年過ぎましたが、これまで大きな自然災害もなく、また新型コロナウイルス感染症拡大などにより、自然災害の怖さが薄らいでいる感じがします。大切な命を守るためにも、総合防災訓練は必要だと思います。10月15日に行われた網田地区での総合防災訓練の主な訓練の内容と、訓練成果及び今後の総合防災訓練の計画について、山口総務部長にお尋ねします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 皆さん、おはようございます。では、御質問にお答えします。

市の総合防災訓練は、ここ数年、新型コロナウイルス感染症拡大により、開催できない状況もありましたが、本年度は、宇土マリーナにおいて本来の規模で開催することができました。

主な訓練内容としましては、市内全域を対象とした安否確認訓練や、地元網田地区の住民など約150人が参加して、簡易担架作成訓練、救命訓練、水消火訓練など、災害時における初動活動に関する訓練のほか、ミサイル発射を想定した国民保護訓練を行っております。

また、網田地区は、地理的に海に面していますので、宇城広域連合消防本部北消防署及び県の防災航空隊による海難事故を想定した防災ヘリの救助訓練を実施し、訓練参加者にとりましては、大変貴重な機会となったのではないかと思います。

訓練以外におきましても、宇土市防災士の会が主体となって、市が備蓄する食料や保存水を来場者の皆様に提供をいただき、被災時の食や水に対する有用な疑似体験を行うことができたと思っております。

本訓練は、地元行政区長、宇土市地域婦人会連絡協議会、民生児童委員、宇土市防災士の会など、多くの関係機関の皆様方に御理解と御協力を賜り、充実した訓練内容になったものと実感しております。また、訓練に参加者した皆様におかれましても、自分たちで地域を守るという共助の意識と、災害に強い地域をつくり上げていくことへの意識の向上につながるというふうに実感をしております。

次に、今後の市総合防災訓練の計画としましては、令和6年度は花園地区、令和7年度は網津地区を予定しております。訓練の具体的な内容につきましては、災害時避難行動要支援者に対する安否確認訓練と自主防災組織にとって必要な基本的な訓練をさらに充実したものとしながら、今回の訓練で課題となった情報発信や災害時における協定を締結している企業等との連携により、保存食や防災グッズの展示ブースなどを設けるよう計画しているところです。また、せっかくの訓練でありますので、実施地区外住民にも参加いただけるよう開催内容についても見直しを行っております。

市の総合防災訓練を通じて、災害発生時に取るべき行動などの理解を深めて、災害への備えを確かなものにしていただけるよう関係機関等と調整しながら、地域の特性に沿った訓練内容としてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 宮原雄一君。

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。私も久しぶりに防災士として防災訓練に参加させていただきました。関係機関の訓練参加者も多く、訓練状況の資料写真を見ても分かるように、各訓練コーナーも十分な訓練成果で、特に熊本県防災ヘリによる救助訓練が見事であり、あんなシーンはなかなか見る機会もなく、訓練参加者は熱心に見学されていて、網田地区の特徴を生かした訓練であったかと思います。令和6年度は花園地区を予定してあります。今後の総合防災計画に対して、花園地区の特徴を生かした基本的な訓練となるかと思いますが、特に取り組んでもらいたいののが宇土市総合防災マップ東部地域を活用して、花園地区の危険箇所の確認、避難所や避難経路の確認、日頃からの災害の備えなど、総合防災マップコーナーなどの設置。また昨日、浦本議員の質問がありましたように、花園地区以外の一般市民が参加できるような防災コーナーを設けて、来場者の防災意識の向上に努めても

らいたいと思います。検討をお願いします。

次の質問に入ります。避難行動要支援者名簿の作成については、市は、地域防災計画の定めるところにより、防災担当部署と福祉担当部署との連携のもと、平時において、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとするとあります。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとあります。避難行動要支援者名簿の作成手順と、7地区ごとの避難行動要支援者登録者数と75歳以上の高齢者との割合を岡田健康福祉部長にお尋ねします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、避難行動要支援者名簿について御説明します。この名簿は、高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者を登録し、災害時、避難支援や安否確認などの支援等を実施するための基礎とするものです。平成25年に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務化されました。本市の場合、自ら避難することができないと申出があった方で、避難支援等関係者への情報提供について同意をされた方を登録しており、毎年、民生委員が更新の方の調査を実施し、最新の状況把握に努めております。

議員がお尋ねの7地区における75歳以上の登録者数及び75歳以上の高齢者数に占める割合をお答えします。タブレット掲載資料又はモニターを御覧ください。

今年度作成した最新の名簿では、宇土地区の75歳以上の登録者数は179人で割合が9.3%、花園地区117人で割合が8.6%、轟地区42人で割合が7.9%、走潟地区25人で割合が7.1%、緑川地区92人で割合が19.7%、網津地区129人で割合が18.3%、網田地区106人で割合が13.1%となっており、市全体では75歳以上の登録者数690人、登録割合は、75歳以上人口を分母としますと11.2%となっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 宮原雄一君。

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。どこの自治体でも、個人情報の提供に慎重な市民が増えていることなどから、災害時要支援者登録は伸び悩んでいます。本市においては、市全体で690名、75歳以上の高齢者に占める割合11.2%からの数値を見ても分かるように、登録者名簿に要支援者の方が漏れている可能性が高いと感じています。熊本地震のような大災害が起きた場合、警察、消防署、消防団は、災害時要支援者登録名簿を中心に安否確認や救助活動を行います。登録に漏れた要支援者が被災された場合、救助が遅れ、救える命が救えないことが考えられます。今後、高齢化社会が進むことで、要支援者に

匹敵する高齢者が増えることも予想されます。日頃から高齢者の見守りを担当する民生委員、区長さんたちの協力を得ながら、災害時要支援者登録を進めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。個人情報の取扱いには慎重な注意が必要ですが、地域防災計画に定めるところによる平常時の避難行動要支援者情報の提供状況と、どのような場面で情報を活用しているか。また、熊本地震のとき、どのように活用したのか、岡田健康福祉部長にお尋ねします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

避難行動要支援者の情報提供についてですが、適切な避難支援が実施されるためには、避難行動要支援者の情報を平常時から避難支援の実施に携わる関係者間で共有しておく必要があります。そのためには、情報を共有することに対する本人の同意を得る必要があります。ただし、災害時においては、人命優先の考えから、本人の同意がなくても情報を共有することができるようになっていきます。本市の場合は、避難行動要支援者名簿に登録されている方全員から同意をいただき、民生委員、行政区長、宇城広域連合消防本部、宇城警察署へ情報を提供しています。消防本部と宇城警察署とは、災害時要援護者名簿に関する覚書を締結し、名簿の適切な取扱いについて申し合わせをしています。

この名簿は、平常時の見守りや、毎年度の市総合防災訓練に合わせて同時開催している安否確認訓練の際に活用しています。安否確認訓練の内容としては、行政区長を中心に自主防災組織や民生委員が、名簿に掲載された要支援者のうち、当日御協力いただける数名のお宅を訪問し、体調や災害時の避難方法を聞き取り、7地区それぞれに配置した地区本部の市職員に安否確認をした人数を報告するというものです。

また、熊本地震の際には、この避難行動要支援者情報を、民生委員や県外から被災地支援に来ていただいた保健師チームによる住民の安否確認、行政区長や消防団員が地域の巡回活動に活用したという実績があります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 宮原雄一君。

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。熊本地震のような大災害の場合、警察、消防署、消防団は、被災者の救助を優先することや、避難行動要支援者の安否確認は民生委員、行政区長、自主防災組織が主体となってきます。避難行動要支援者から個人情報の提供の同意を得ているため、関係機関はスムーズな活動ができ、避難行動要支援者の安全・安心につながります。また、平常時からの避難行動要支援者の見守りや総合防災訓練による安否確認訓練は重要になってくるかと思えます。

次の質問に入ります。令和2年7月3日から4日にかけての県南部豪雨、球磨村の特別養

護老人ホームで14名が亡くなる甚大な浸水被害が起きております。本市においても、要配慮者利用施設が83施設存在していますが、その利用者は避難行動要支援者がほとんどであると思います。要配慮者利用施設の避難行動要支援者行動計画はどうなっているのかお尋ねします。この質問は、後の檜崎議員と重複する点があるかと思いますが、御了承ください。岡田健康福祉部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

水防法及び土砂災害防止法、正式には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律では、社会福祉施設、学校、医療施設等、防災上の配慮を要する者が利用する施設を要配慮者利用施設と規定し、水害や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の災害時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるものを、地域防災計画に定めることとなっています。

また、要配慮者利用施設の施設管理者は、発生の危険がある災害に応じた避難確保計画を策定し、避難訓練を実施しなければならないとされています。

本市の地域防災計画には、市内の土砂災害警戒区域内、洪水浸水想定区域内、高潮浸水想定区域内に立地している施設名を具体的に挙げるとともに、避難確保計画が確実に策定され、また避難訓練が実施されているかについては、高齢者施設であれば市の高齢者支援課、保育所であれば市の子育て支援課が行う社会福祉法人の指導監査や実地指導の際に確認しております。また危機管理課では、これらの要配慮者利用施設から相談があった場合は、避難訓練の指導を行うなどの協力を行っております。

今後も、法の規定に沿って地域防災計画を確実に遂行し、安心・安全なまちづくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 宮原雄一君。

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。国土交通省と厚生労働省が、球磨村の特別養護福祉施設で14人が亡くなった事態を受けて設置した、高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会の中で、主な問題点として、避難計画が水防法の定める最大規模の浸水を想定していなかったことや、野外避難先の設定が非現実的で、訓練も実施していなかったこと。そのほか避難計画では、夜間や休日は警報発表で園に駆け付ける職員を12名指定、さらに避難勧告、避難指示が出た場合、90人全員対応と定めております。しかし、7月3日午後10時20分に球磨村から避難勧告が発令された以降、計画どおり集まることができなく、2階への垂直避難に時間を要したことなどが指摘されております。施設側は、「斜面の土砂崩れを警戒して、あれほどの高さの浸水は想定していなかった。村から避難計画の策定に関

する指示などはなかった。」など弁明されております。本市において、今後このような悲惨な悲劇がないよう、今一度おさらいのため、社会福祉施設の災害予防計画を読み上げます。

「市は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。1、施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。2、国庫補助制度の積極的な活用等により、施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。3、施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。4、施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。5、施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。」以上のように計画されています。福祉施設の関係部署は地域防災計画を確実に遂行し、安心・安全なまちづくりに取り組んでもらいたいと思います。

次の質問に入ります。市は、地域防災計画の中で、「大規模災害発生時に食料・生活必需品の供給を確保するため、現在の備蓄のほか、流通備蓄及び日赤熊本県支部の備蓄等を活用するなど、調達先の多重化を行い、食料・生活必需品の確保に努めるものとする。」と示しています。現在の7地区の備蓄倉庫の整備状況と備蓄品の整備状況について、山口総務部長にお尋ねします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

災害発生時に指定避難所に避難される方に迅速に物資を提供するため、現在、宇土市役所裏駐車場敷地内、境目児童公園前、花園コミュニティセンターの隣、轟公民館の隣、宇土市防災センター敷地内、住吉中学校グラウンド内、網津防災センター敷地内、網田小学校体育館の隣、宇土市武道館内の合計9か所に備蓄倉庫を設置しております。

さらに、今年度、走瀉小学校、令和6年度に緑川小学校を予定しており、全11か所とする計画としております。

次に、備蓄品の整備状況につきましては、主に地区の備蓄倉庫に備蓄用非常食や保存水を基本として配備しております。その他、パーティションを174個、段ボールベッドを50人分、簡易テント154張、マットを280枚、扇風機80台、毛布3千枚、カセットコンロ100台のほか、ティッシュペーパーなどの生活用品を、各備蓄倉庫などに分散配備しております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 宮原雄一君。

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。最後の質問に入ります。熊本地震を機に市民の防災意識が高まり、台風や大雨など大きな災害が予想された場合、前もって食料・飲料水を準備する家庭が増えていますが、熊本地震のような甚大な被害が出る災害が起きた

場合、被災者の食料品や飲料水が不足することが予想されます。備蓄用の非常食品や保存水は、どの程度備蓄しているのか。また、賞味期限が近くなっている備蓄用非常食品や保存水はどのように取り扱っているのか、山口総務部長にお尋ねします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

熊本地震では、約8千食分を備蓄していた備蓄用非常食と保存水が1日で枯渇したことや最大避難者数が約6千人であったことを踏まえ、常に、備蓄用非常食6千人の3食分での合計で1万8千食分、保存水を500ミリリットル換算で1万8千本分を各備蓄倉庫に配備し、保管するようにしております。

次に、物資を円滑に供給するため、毎月、品目と数量、賞味期限等を把握し、不足することがないように管理しております。

また、期限切れとなる物資は、期限が切れる前年に調達することとしており、不足することがないようにこちらも管理をしております。

次に、賞味期限が近くなった備蓄用非常食及び保存水は、総合防災訓練をはじめ、各地区で実施される防災訓練又は小中学校での防災教育等の際に、備蓄用非常食と保存水を配布して試食・試飲していただくほか、備蓄用非常食においては、フードバンクへの提供など、いずれも、廃棄をせずに有効に活用しております。

なお、実際には熊本地震のような大規模な災害が発生した場合には、十分な量ではありません。そのため基本は住民自らが日常ある程度備えていただく必要がございます。

この点について、常に一定量の食料等を家庭に備蓄しておくローリングストック法などの啓発を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 宮原雄一君。

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。備蓄用非常食品や保存水は、賞味期限等の関係から適切な保存数量かと思えます。ある自治体では、賞味期限の切れた保存水を廃棄したことで、市民から非難された事例があります。本市においては、廃棄せずに有効に活用されており、市民の防災意識も高まるかと思えます。網田地区での総合防災訓練において、市と防災士の会が主体となって、非常食品の試食会が行われた際には、来場者からは大変おいしいと好評でした。今後も有効活用をお願いします。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。10時40分から再開いたします。

-----○-----

午前10時34分休憩

午前10時39分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

12番、檜崎政治君。

○12番（檜崎政治君） 皆さん、おはようございます。今から通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は、避難行動要支援者等支援体制について、そして公用車における交通事故防止対策、そして職員の通勤車両交通事故防止対策、3番目が委託業者における交通事故防止対策について質問させていただきます。それでは、質問席に移りまして質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 檜崎政治君。

○12番（檜崎政治君） まず初めに、避難行動要支援者等支援体制について伺います。この件は、宮原議員も避難行動要支援者支援体制の質問が上がっておりましたが、その中で、災害時、お年寄りや障がいがある人など自力で避難するのが難しい人については、一人一人の避難を支援する計画の作成が自治体に求められているわけではありますが、災害時、在宅の要支援者に対しどう対応するのか、誰か助ける人は決まっているのか、本市の状況はどのように避難対策を行うのか。また、茨城県常陸太田市では、災害時避難行動要支援者の避難について、その避難行動を支援する人の負担を軽減することを目的に、災害時の避難行動中に発生した交通事故に対して補償する損害保険会社と提携をし、移動支援サービス優先補償方式保険に加入予定であります。本市ではこのような保険の加入を検討できないか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、高齢者や障がい者など、自ら避難することが難しい方について個別に作成する個別避難計画について御説明します。令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務に位置づけられ、関係者と連携して計画を作成することになりました。内容は、氏名・住所等のほか、避難支援等を実施する者、避難先等を記載し、適切な避難行動支援等が実施されるよう、避難を支援する関係者などに提供することができます。その取扱いとしては、先ほどの宮原議員の御質問で答弁いたしました避難行動要支援者名簿と同様、平時は関係者への提供については本人等の同意が必要ですが、災害時は、人命優先の考えから、本人等の同意がなくても提供することができるよう定められています。

本市の場合、避難行動要支援者名簿に登録されている方全員に対し、個別避難計画を作成

しております。避難支援等を行う方は、協力員という位置づけで記載し、協力員には、災害情報の伝達や避難時の声かけ等の避難支援を、できる範囲で実施していただくようお願いしています。

次に災害時避難行動要支援者の避難行動中の事故に対する保険についてお答えします。

東日本大震災の発生を契機に、高齢者や障がいのある方など、自ら避難行動を取ることが難しい方の避難行動を支援する取組が進んでおり、損害保険各社から、避難行動を支援する住民が、安心して活動するために、避難支援活動中に要支援者にけがを負わせてしまった場合などに保険金を支払う保険が販売されております。

議員が御紹介されました茨城県の常陸太田市の事例は、地元住民が担う避難行動支援者が、災害時に自身の自動車に要支援者を乗せて避難している際に発生した事故に対して、運転者の保険ではなく、市が加入する保険で対応することにより、支援者の金銭的、精神的負担の軽減を図るものです。

なお、常陸太田市では、損害保険会社と、安心・安全な暮らしの確保、環境保全・SDGs、文化・スポーツ、子育て・教育、産業などの分野での連携協力を盛り込んだ包括協定を締結しており、今回の保険契約はその一環で契約されるものです。

このような保険への加入は、災害時における共助を促進して、人的被害の軽減につながるもので、安心・安全な地域社会の実現を促進するものと考えます。ただ、補償する損害賠償責任の範囲などは、各損害保険会社で様々であることから、保険の内容や本市での需要など、保険への加入の必要性も含めて、今後研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。4年前の台風19号で浸水し、大きな被害を受けた常陸太田市では、災害の訓練に1千人余りを対象に計画の作成を進めているとともに、避難訓練を行うなど備えを進めております。その計画では、近所の親戚などおよそ1,200人の住民が、支援が必要な人を自動車に乗せて避難所まで送ることが想定されておりますが、送っている最中に事故を起こした場合、運転した住民に修理費を負担しなければなりません。このため、常陸太田市では保険会社と連携し、来年度から災害者送迎の事故に備えた新たな自動車保険に市が加入をし、保険料を負担することになりました。費用負担は1台当たり800円から1,800円程度になると見込まれております。1年を通して避難に至る災害が起きなかった場合は、保険料は市に返還されるという仕組みであります。市では、こうした取組は全国的に自治体では珍しいと、住民に安心して避難の支援に当たってほしいとしております。避難の支援に必要な車の台数などを集計した上で、費用を来年度の予算に組み込む方針ということでございます。この移動支援サービス向け自動車保険は、優先補償

方式を採用しており、特長は避難に利用した台数だけ保険料として、あとは市に返還するという、これは私も保険のことは少し詳しいんですが、面白いと言いますか、利便性があるのではないかと考えております。本市でもニーズに合うのではないかと思います、質問させていただきました。是非、検討の価値があると思います。よろしくお願いいたします。

それでは、公用車における交通事故防止対策について、運行管理について質問させていただきます。職員が運転する公用車での交通事故に関する専決処分の報告が、今期中も1件提出されております。事故件数が一向に減らず、その事故の実態を踏まえて執行部の考え方を何点かお聞きしたいと思います。まず、車社会の必要性については、もう私も含めてですが誰もが通勤・通学、レジャー、買い物に毎日のように車を利用しており、またバスや電車、タクシーなどの公共機関とともに、利便性の高い乗り物であります。道路交通事情が刻々と変化していることから、県下においては交通事故や交通違反の報道を日常茶飯事のように、新聞・テレビなどで見聞しております。昨日も和水町の小学校の敷地内で、公務員の70歳の男性が運転する軽トラックが8歳の男子児童を跳ね、ドクターヘリで病院に搬送する交通事故が起きております。宇城署の発表によれば、令和4年宇土市の交通事故の発生件数は67件、死者1名、負傷者81名という数字になっております。このような毎日悲惨な事故は、運転者の不注意や規則違反など、無謀な運転ミスが原因の事故、交差点内で避けられない出会い頭の事故が頻繁に多発しております。この中に公務中の職員の運転による公用車の事故が若干含まれていることは、安全運転の模範を示すべき公務員にとってどうなのかと思うわけでございます。

そこで、市職員が交通事故に対して認識を深め、率先して安全運転をしていただくことを願いつつ、交通事故防止対策について数点お尋ねいたします。

まず1点目、今会期中で交通事故による専決処分が1件提出されておりますが、宇土市が保有する二輪バイク、四輪の公用車に対して、過去5年間の事故発生件数及びその事故割合を示していただきたいと思います。企画財政部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君。

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

まず、公用車の保有台数についてです。平成30年度は130台、うち38台が消防団の積載車となっております。令和元年度は132台、うち積載車が38台、令和2年度は131台、うち積載車が38台、令和3年度と令和4年度は130台、うち積載車は37台となっております。

次に、過去5年間の公用車による事故発生件数と公用車保有台数に対する事故発生割合についてお答えいたします。

平成30年度は7件の事故が発生しており、事故発生割合は5.4％となっております。

令和元年度が10件、発生割合7.6%、令和2年度が9件、発生割合6.9%、令和3年度が8件、発生割合6.2%、令和4年度が5件、発生割合3.8%となっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。今までの専決処分の報告内容でそれぞれ事故発生数を見てもみますと、5年間で39件の事故が起きており、これは毎年直しますと、約8件の事故が年間起きている状況であるわけでございます。その事務処理は、職員が直接あるいは保険会社が代行しているものなのか。職員が公用車で起こした事故後の事務処理方法と事故の相手側に支払った過去3年間の賠償金額と件数をお尋ねいたします。企画財政部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君。

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

交通事故が発生した場合の事故処理については、事故が発生した場合、まず警察に連絡するとともに、万が一、負傷者がいる場合には、救急車の出動をお願いすることとしております。その後、直ちに所属長そして財政課に対し事故報告を行い、財政課ではその内容を、公益社団法人全国市有物件災害共済会に事故速報という形で報告をいたします。全国市有物件災害共済会そして財政課及び所管課で調整していきますけれども、必要があれば被害者との示談交渉を行うこととなります。被害者との示談成立後については、市長による専決処分を行い、議会に対する報告を行うこととなります。また、併せて、財政課においては、全国市有物件災害共済会に対して損害賠償金及び公用車修理代金の請求を行います。以上が、事故処理の主な手続となります。

次に、過去3年間の公用車事故による損害賠償額、公用車修理代の状況についてお答えいたします。令和2年度は損害賠償4件、賠償額46万935円、公用車の修理5件、21万1,915円です。令和3年度は損害賠償1件、賠償額3万800円、公用車の修理7件、61万4,779円。令和4年度は損害賠償3件、賠償額21万3,746円、公用車の修理4件、52万4,062円となっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。再度この件で質問いたします。この事故の示談交渉は財政課の所管が行うのか、それとも共済の専門のアジャスターが行うのかをお伺いします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君。

○企画財政部長（光井正吾君） 示談交渉につきましては、所管課や財政課ではなく、全国市

有物件災害共済会に行っていただくようになります。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 檜崎政治君。

○12番（檜崎政治君） ありがとうございます。なぜこのような質問をしたかと申しますと、今加入の保険、全国市有物件災害共済会は総務省管轄の共済保険だと思うわけですが、以前、交通事故の示談交渉はどなたがするのかと執行部にお聞きしましたところ、交通事故に当たり、事故現場の初期対応段階から相手側における交渉、そして最終的な示談まで交通事故を起こした所管課で対応、解決するというのを以前聞いておりました。つまり部下が起こした交通事故の所管の上司が相手側と交渉し、示談書を取り付けて解決すると以前は聞いておりましたが、万一、こういう事故が発生したとき、対応や示談交渉などに新たな負担を強いることにより、業務から逸脱し、大きな精神的負担や事務的負担につながるのではないかと心配しておりました。示談交渉はプロのアジャスターが行うということで、総合保険に切り替わっているということですね。この共済保険の特徴は、何回事故を起こしても繰り返し保険料は上がらないと、民間の保険とは大きな違いがあるわけですが、こうした事故件数を見ても、3か月に2件の割合で起きております。大きな事故は最近起きていないように思われますが、今以上に安全運転に心がけていただきたいと思うわけですが、

第3点目、最も大切なことは交通事故を起こした後、再発防止はもちろんですが、公務中に公用車の事故を絶対起こさないというような安全運転に心がけるという意識啓発を、職員一人一人に認識させることが大切だと思うわけですが、事故を起こさないためにも、運行開始前の始業点検は行われているのか、整備車検は適正に行われているのか、企画財政部長にお尋ねします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君。

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

公用車の運転前点検につきましては、宇土市庁用自動車管理規則というものがございまして、公用車を運転する者は運行前点検を行うこととなっております。実際の運用状況につきましては、タイヤの空気圧や警告灯のチェックなどを行っており、また、燃料補給時にはワイパーやオイル等消耗品の確認を行うとともに、不具合を確認した場合には、すぐに運行管理者に連絡することとしております。

次に、整備車検の実施についてお答えいたします。公用車の車検については、所管課が管理している車両も含めて、全て財政課から宇土自動車整備組合に連絡し、整備組合で割り振られた業者に車検を出すようにしております。ただし、各地区消防団の積載車につきましては、分団あるいは班で希望される地元の整備会社にお問い合わせすることとしております。いずれ

にしましても、車検切れの公用車が発生しないよう随時周知を行い、適切な整備を心がけております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。休日を省いては毎日利用する公用車でございます。朝から公用車に乗る前、運転開始前には主要点検、例えばブレーキランプの確認、ウインカーの確認など、例えばフロントガラスを拭いたり、公用車を大切に扱うことが事故防止につながるのではないのでしょうか。意識啓発を一人一人認識させることを行っていたければと思うわけでございます。それと、宇土市の公用車と分からない何も車に表示していない車もあるようですが、事故防止のためには、宇土市の公用車と市民の皆様に分かるほうがよいのではないかと、実は思ったわけでございますが、後で話を聞きますと、中には市の職員が配慮するような公務の仕事がある場合などは、公用車と分からない車を利用していると、そのためだったということで納得いたしました。

それでは4番目、安全運転管理者は適切に選任されているのか。公務中に交通事故を起こした職員の責任等についてですが、公用車の賠償責任はもとより修理費用についても保険で支払うわけでございますが、全て市民の税金で賄われると考えますと、市として当該職員に対する何らかのペナルティを課すべきかと思いますが、総務部長お尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） まず、安全運転管理者は適切に選任されているかについてお答えいたします。

道路交通法では、車両等の使用者、これは事業主となりますが、その義務を定めるとともに、安全な運転に必要な業務を行わせるため、安全運転管理者と副安全運転管理者を選任することが義務づけられております。

安全運転管理者の選任基準につきましては、自動車を使用する本拠ごとに乗車定員が11人以上の自動車を保有している場合、またはその他の自動車を5台以上保有している場合は、安全運転管理者を選任することになっております。

また、自動車を20台以上保有している場合は、その保有台数に応じた副安全運転管理者を選任することになっております。

そのことから、選任基準に基づき、市長部局等で安全運転管理者を1人、副安全運転管理者を3人、そして教育委員会で安全運転管理者を1人選任しております。

なお、消防団の積載車については、各分団の各班管理のもと、安全管理を行っておりますので、対象には含まれないと判断しております。

次に、公務中の事故に対してペナルティはあるのかについてお答えいたします。

職員の交通事故を含む非違行為につきましては、宇土市職員の懲戒処分等の基準に関する要綱において、懲戒処分等の基準を定めております。飲酒運転以外の交通法規違反として、著しい速度違反等の悪質な交通法規違反をした場合、停職、減給又は戒告、またその場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした場合は停職又は減給処分と規定しております。

しかしながら、今申し上げました処分につきましては、標準的な処分内容であり、実際に処分を行うに際しては、非違行為に至った経緯や過失の程度、事故後の対応等も情状として考慮の上、判断することになっております。

なお、過去の公務中の事故につきましては、幸いにも重大な事故につながったケースはございませんが、公用車による事故は一定数発生していることから、当該職員への注意だけでなく全職員に対して注意喚起するなど、引き続き安全運転意識の高揚と事故再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。自動車事故は、市役所又は職員に重大な経済的損失を与える恐れがあるわけでございます。さらに交通事故防止を呼び掛けていただきたいと思いますわけでございます。宇土市は、非違事案防止対策を積極的に行うために、朝から公用車のアルコールチェッカーでのチェックを義務づけていると思いますが、2020年4月1日に施行されました、いわゆる白ナンバー事業者に対する道路交通法改正では、当分の間、検知器の使用義務は適用しないとしておりましたが、先日、暫定措置を廃止する内容の内閣府令案が発表されております。今年12月1日から同規定が施行されているわけでございますが、本市において具体的な確認方法を伺いたいと思います。総務部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

道路交通法施行規則の改正に伴い、令和4年4月1日から酒気帯びの有無の確認及び記録の保存が安全運転管理者の業務として義務化され、同年10月1日からは酒気帯びの有無の確認について、アルコール検知器を用いたチェックをすることが義務化されました。

しかしながら、法改正に伴うアルコール検知器への需要が高まったことから、その供給状況等を踏まえ、アルコール検知器を使用しての酒気帯びの有無の確認については延期され、本年12月1日から開始をされることになっております。

本市におきましては、法改正の趣旨を踏まえ、先行して令和4年10月から運転前後の運転者の酒気帯びの確認について、アルコール検知器を使用し実施しているところです。

具体的な確認方法としましては、運転前後に所属課の課長がアルコール検知器を使用して運転者の酒気帯びの有無を確認し、また、その結果を確認記録表で管理をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。このアルコールチェックの結果を確認記録表で管理、これは大切なことであると思います。引き続き行ってください。よろしくお願いいたします。

続きまして、職員の通勤車両交通事故防止対策について伺います。車両管理規定は安全運転管理の基本的ルールであり、交通事故損害賠償対策の重要な事項にもかかわらず、業務内容や社会状況の変化により、警戒感が薄れ、実態が悪くなっていることが多くあるわけでございます。また、通勤マイカー管理規定につきましては、マイカー通勤を承認しているにもかかわらず規定がない、規定があっても実態と合わなくなっていることがあります。是非この機会に、本市職員を守るためにも、車両管理規定と通勤マイカー規定の見直しをしていただきたいと思うわけでございます。いつ、どこで、事故に巻き込まれるか分からないのが現実であります。職員の公務中や通勤中の事故につきましては、最近の事例等によりますと、本人の損害賠償の能力がない場合、使用者責任を問われるリスクが高まっております。このような実態を踏まえ、市はどのような防止対策を取っているのか。現状についてお聞きします。1点目が、通勤中の事故防止対策はどのようになっているのか、通勤許可証は取り付けているのか。2点目、通勤者の駐車場の提供や通勤費の支給はあるのか。3点目、公用車がない場合、通勤車を業務に使う場合があるのか、また、自家用車を公務に使う時の規定はあるのか、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） まず、職員の通勤中の事故防止対策及び通勤許可証の取付けについてお答えいたします。

通勤中を問わず、職員の自動車等における事故防止対策につきましては、全職員への交通マナー等の徹底についての注意喚起、さらに、所属長に対しては、職員が公用車等を運転する際には、細心の注意を払うよう安全運転への声かけを行ってもらうなど、日頃から交通事故防止に向けた意識付けを行っているところでございます。

また、令和3年7月からは、事故を起こした職員が特定されないように配慮した上で、事故の概要を全庁で共有する取組を開始しております。その際、事故概要に併せて、どのようにすれば事故は防げたのかといった安全運転のポイントも記載しており、職員の安全運転意識の高揚と事故再発防止に努めているところでございます。

なお、現在、通勤許可証の発行は行っておりませんが、通勤車両の登録は義務づけをしております。

次に、駐車設備の提供や通勤費の支給はあるのかについてお答えいたします。

駐車設備の提供につきましては、市民駐車場と区別して職員駐車場を庁舎東側に整備しておりますので、職員はそちらを利用しております。また、通勤手当の支給につきましては、通勤距離や通勤手段に応じて支給をしております。

最後に、公用車がない場合、自家用車を業務に使う場合があるのか。また、自家用車を公務に使うときの規定はあるのかについてお答えいたします。

公務中は、原則公用車を使用することにしておりますが、公用車が使用できない場合などは、宇土市職員の自家用車による公務出張に関する訓令に基づきまして、自家用車を使用することを認めております。

なお、自家用車を公務のために使用する場合は、登録申請書と併せて、免許証、任意保険証書の写し等を事前に提出することになっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。令和3年7月からは、事故を起こした職員が特定されないように配慮した上で、事故の概要を全庁で共有する取組を開始していると、これは非常に良いことで、再発防止につながるのではないかと思います。今後も継続していただき、職員の安全運転意識の高揚と事故再発防止に努めていただければと思うわけでございます。本市が責任を問われる法的根拠は、民法第715条の使用者責任と自賠法第3条の運行供用者責任があるわけでございます。マイカーの事故全てに責任が発生するわけではありません。そのマイカーを業務に使用することがあるのか、なぜ業務に使用するのか、マイカー管理の内容はどうであったか等によって責任がある、なしが判断されるわけでございます。平成10年8月5日福岡地裁判決で、従業員のマイカーが通勤途上で起こした事故について、通勤は原則として業務の一部を構成するものとして業務執行性を認め、さらに通勤手当を支給したことから、会社のマイカー通勤への容認と評価し、会社に使用者責任を認めております。市では、日常業務使用するマイカーがあること、この場合、被害者救済の観点から、業務中はもちろん通勤中、私用中の事故まで責任を認める判例が続出しております。本市では、自家用車による公務出張に関する訓令があり、そこの第3条、自家用車公務使用登録を申請しなければ使用を認めないという規定があるわけです。また、第11条に第3条の登録、第4条の承認を受けなければ公務に使用してはならないと規定があります。それでは、職員が公用車の承認を受けずに、どうしても緊急の用件で公用車がなく、自家用車を利用した場合はどうなるのか。これは第11条第2項に、承認を受けずに自家用車を公務に使用し、

事故を起こした場合は、市はその責任を一切負わないものとするということが記載されております。もしも事故を起こした職員が、任意保険の切替えを忘れていて、無保険者だったらどうしますか。公用車がないので、ちょっとそこまで自家用車で行くことはないでしょうか。公用車の訓令があるので、本市には賠償責任が発生しないと思いますが、職員はどうなるのでしょうか。訓令を守らなかった、任意保険の切替えを忘れていた、本人だけが悪いのでしょうか。通勤許可を出している、通勤費を支給している市は関係ないのでしょうか。公務中の事故です。保険の切替えを忘れて事故を起こす、このようなことは余りないかもしれませんが、保険会社では保険切れの事故は少なくありません。職員は公務を遂行するために、起こした事故、起こした行動が大変なことになりかねません。この事故で一生を棒に振ることさえあるわけです。通勤マイカー規定を設定していれば、このような問題は起こりません。通勤マイカー規定の中に毎年任意保険や調書コピーを管理課に提出し、管理し、任意保険の期限を確認し、万一保険が切れていれば速やかに保険の加入を勧め、再提出があるまでマイカー通勤及び通勤費の支給停止。このような規定をつくることだけで問題は解決いたします。公用車の規定と通勤規定、この二つがあれば、市と職員を守ることができるわけでございます。このリスクマネジメント徹底のためのマイカー通勤管理規定があるのか。承認の際、任意保険の対人・対物賠償金額はどうなっているか。また、自転車通勤にも任意保険を求められているのか。併せて、自転車のヘルメット着用はどうなっているか。総務部長お尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

職員の交通安全意識の高揚と通勤車両の保有実態や加入保険の状況等を把握・管理することで、不慮の事態に対して職員を擁護するため、また、職員が通勤中等に起こした事故について使用者責任を問われる場合もあることから、平成25年3月に、宇土市職員の通勤車両の管理に関する要綱を制定しております。要綱では承認基準として、任意保険の対人賠償保険で無制限、対物賠償保険で500万円以上と定めております。

また、重大な自転車事故により高額な賠償金を請求される事例が発生していることから、令和3年10月に要綱を改正し、自転車利用についても保険加入を義務化しております。任意保険の承認基準については、対人賠償保険で1,000万円以上、対物賠償保険で100万円以上となっております。

なお、令和5年4月1日から、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことから、今後、職員に対しても周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（樫崎政治君） ありがとうございます。自家用車に関する訓令の第3条第2項の規定があるわけですが、先ほど話がありましたように、任意保険の対物賠償金額500万円以上加入していることと記載してありますが、今の時代でどうでしょうか、対物500万円は低すぎるのではないのでしょうか。例えば、事故例がちょっとありますけれども、センターラインを越えて侵入した加害者が大型トラックと接触、衝撃でトラックは対向車線に入り別車両に接触し、道路脇のパチンコ店に飛び込んだ。東京地裁の判決で1億2,037万円の判決が出ております。また、踏切事故での列車と車の事故でございます。事故の損害賠償は1億1,347万6,892円の支払い命令が出ています。これも物損事故でございます。内訳は列車・車両廃車費用等が約3,400万円、列車・車両修繕費用等が3,770万円、線路、通信設備修繕費用等が1,710万円、事故に関する人件費約1,660万円、乗客の代行運送費用が270万円となっております。本市でも踏切は多数あるわけでございます。事故を起こして修理代、休業補償、荷物の賠償、またレンタカー代、これはもうすぐに500万円どころではありません。対物3,000万円を超える事例も頻繁に起きているわけでございます。それでは、ここで500万円を超えた場合、その額を誰が補償するのかといいますと、自家用車の公務出張に関する訓令第9条に、「損害額が自賠法に基づく強制保険及び任意保険の保険金額を超えるときは、その超える額を市が負担する。」と記してあります。例えば、3,000万円の損害賠償命令が出た場合、市は2,500万円を出さなければいけなくなります。対物500万円、市はこの賠償を補う保険は入っていないと思います。できれば、無制限に早急に見直したほうがいいかと思えます。公用車に使わないマイカーであっても、宇土市は駐車場の施設の提供、市民駐車場の約200台を職員のための駐車場を開放しており、通勤費の支給また、マイカー以外に通勤の手段がない場合、深夜・早朝など交通機関のない出勤を命じられた場合、本市は責任が発生する可能性が高いと思えます。結論から言えば、職員の通勤中であっても、本人の賠償責任の支払い能力がない場合、使用者責任が発生するリスクは高まっているわけでございます。また、自転車通勤による高額な損害賠償の事例も出ております。これはもう随分前の話ですけど、高校1年生の女の子が道路の右側を走行中、対向してきた主婦の自転車と接触し、主婦は転倒後、後日亡くなり、損害賠償を2,650万円の判例が出ているわけでございます。高校生でも責任を問う時代でございます。リスクマネジメントの徹底のため、通勤マイカーを見直したほうがいいのではないかと、再度、副市長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 副市長、谷崎淳一君。

○副市長（谷崎淳一君） この御質問は、本来市長が答弁する予定でございましたけれども、市長が欠席をさせていただいておりますので、市長に代わりましてお答えをさせていただきます。

先ほど総務部長が答弁しましたように、通勤車両の管理に関する要綱では、自家用車の任意保険の条件については、対人は無制限としておりますが、対物は500万円以上となっております。

なお、仮に通勤途中で事故が起こった場合は、まずは、職員の任意保険での対応となりますが、使用者責任等により市が損害を受けた場合は、当該職員にその損害を求償することとなります。

また、自家用車を業務に使用していた場合も、通勤途中と同様に、市が受けた損害に対し求償権を行使することも規定しております。

議員御発言のように、交通事故による賠償金額が高額となるケースがある中で、市からの求償も含め、最終的に職員がその負担を抱えることになることを防止する点からも、対物の損害賠償の基準額を無制限に見直す方向で考えてまいります。

併せて、自家用車、公用車にかかわらず、通勤途中や業務中の安全運転励行の取組を継続してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。この件は早急に見直していただきたいと思うわけでございます。ちなみに自動車保険の加入率、これは共済保険も含めて入れますと2021年度は一般の方でいうと88.4%であり、11.6%の方が現在も無保険者であります。

それでは、次に委託業者における交通事故防止対策について質問したいと思います。宇土市におきましては、委託業者の車両が、連日市民生活の向上のために市内全域で活躍しております。相当数の車両が毎日稼働していることは、比例して交通事故の危険も出てまいります。毎日安全運転に心がけているとは思いますが、今回、委託業者、廃棄物収集運搬業者の車の台数及び委託中の事故はどのようになっているのか、事故報告の義務はあるのか。また、委託契約者はそのところを明記してあるのかお尋ねしたいと思います。市民環境部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

本市が一般廃棄物の収集運搬を委託し、廃棄物の収集運搬に当たっております塵芥車の台数につきましては、可燃ごみ・不燃ごみ・プラごみの収集運搬委託業者4社合計で20台となっております。

収集委託中の事故につきましては、各社と締結している契約書の中で報告義務を課しており、業務中にトラブルや事故等が発生した場合は、収集運搬委託業者から本市に、速やかに

報告をすることとなっております。

過去5年間の事故の報告件数につきましては、令和元年度1件、令和2年度0件、令和3年度1件、令和4年度1件、令和5年度1件となっております。

次に、各委託業者の業務中の安全管理につきましては、交通安全に関する講習会の受講や、アルコールチェック義務化によるアルコールチェッカーでの朝夕の点検など、各業者指導管理のもと実施されております。市としましては、各委託業者の安全管理について、情報提供や助言などにより、今後も協力してまいりたいと考えております。

なお、決算審査特別委員会で議員から御指摘のありました塵芥車の設備外乗車につきましては、道路交通法で禁止されている行為であるため、収集運搬委託業者に注意喚起を行っております。

今後も引き続き、収集運搬委託業者に対して、収集運搬業務中の遵守事項の励行、危険運転の防止、交通安全の徹底を図り、安心・安全で事故が起きないように求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。部長からも話がありましたが、先日行われました決算審査特別委員会の中で、廃棄物収集運搬業務委託業者の件で質問がっております。私も一部紹介したいと思います。これは杉本議員からの意見であります。これは、ある業者さんが、パッカー車のドライバーさんが運転する、もう1人の方が走って追いかけてながらごみパッカー車の中にごみを積む。ドライバーさんが運転する、もう一人の方がパッカー車の後ろにつかまる状態で、回収をされている業者さんがいます。やはり安全面からするとヘルメットを被っていない、安全带や何かの器具で体を固定しているわけでもない状態でつかまっているだけなので、やはり事故につながる危険性が高いので、ヘルメットを被る、安全带を装着する、この注意喚起を行ってくださいという意見が上がっております。ただ、こちらは部長が話しましたように、違反ということであるので、即刻、やっぱり注意喚起を行っていただければと思います。誰もが安心して生活できるまちづくりからの提案でございます。市の仕事中の公務中も同じであります。安全運転を心がけていただくように、車に運転手のネームプレートを試験的に取り付けてはどうでしょうか。市民環境部長お尋ねします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

先ほど答弁いたしましたとおり、現在20台の塵芥車が市内各所を回り廃棄物を回収しておりますが、運転手のネームプレートを付けた塵芥車はございません。

ただし、車体に会社名を記載しているため、年に一、二件程度、スピードの出し過ぎや危

険運転などで環境交通課に苦情が寄せられることがあり、その都度、対象の収集運搬委託業者に連絡し、事実確認と注意・指導を行っております。

このことから今後は、これまで以上に収集運搬委託業者に安全運転の徹底を図る必要があると考えております。

議員御提案の塵芥車に運転手のネームプレートを表示することは、交通安全の気構え及び事故の防止対策として有効であると考えますので、今後、収集運搬委託業者と協議をしてみたいと考えます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。今回の質問は、私が1期生のとき、平成23年のときに同じ内容で質問させていただきました。時代の流れにより、私たちが直面する問題は日々変化をしているわけでございます。しかし、私たちは過去の経験から学び、未来に向けて準備、そして変えることができるわけでございます。是非、いろんなことを検討していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

これにて質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時35分から再開いたします。

-----○-----

午前11時31分休憩

午前11時35分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

13番、野口修一君。

○13番（野口修一君） 皆様、おはようございます。宇土市政研「志」の野口です。今回の一般質問は、図書館の活用、郷土史と地域学、国際性・多様性について質問させていただきます。執行部におかれましては、簡潔明瞭な回答をお願いして、これから後は質問席にて質問させていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 今年のテーマ、図書館について質問準備をしてきました。目的は、図書館を活用しやすくするための質問なのですが、その思いを理解してもらうために、まず1と2の質問をします。質問をするきっかけは、活躍する若者を紹介した熊日の新聞記事です。説明資料は1です。この新聞記事は3年前に遡りますが、熊本市に住む17歳の少年を

特集した記事を読み、感動した気持ちをFacebookのタイムラインに書きました。そのコメントを1年後にそのお母さんが読まれ、メールのやり取りがあり、本人の徳永喜大君から蝶の育成に関するリーフレットと草の種が送られてきました。これは、私はそれまで本への興味は年代によると思っていたのですが、徳永君の成長過程をお聞きし、小学生であれ、興味というかどンドンエスカレートするのかと教えられました。徳永君は16歳までに県立図書館の生物系に関する本、専門書も含め、全て読破しているということです。お母さんのメールを読んでもらうと分かるんですけども、約4千冊の生物系科学に関する本を16歳で全て読んでおられるそうです。今は専門雑誌も購読されているという話でした。そのことから宇土市の図書館や他の図書館を視察する中で、疑問に思ったことを質問します。宇土市立図書館は、当時のニーズや立地の関係はあると思いますが、大人の一般図書と子どもの図書が1階、2階に分かれているのはなぜかについて、教育部長にお尋ねします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず、現在の本市図書館における図書の配列は、日本十進分類法により、大きく10個のグループに分類した配列になっています。これは、日本の多くの公共図書館でも採用されており、どこの図書館に行っても本が探しやすくなる利点があります。また、本市では、新刊、準新刊、料理、パソコン関係など、利用者の目に付くようにカテゴリーごとにコーナーを設けるなど工夫をしています。

次に、子ども図書と一般図書の分離についてですが、図書館が建設された当初はエレベーターが設置されておらず、幼児などが階段を上らずに済むように、1階に児童図書室を設け、2階の一般図書と分離されたものと思われます。

また、2階は学習室も設置しているため、静かな空間を提供できるよう、一般室と児童室を分離している理由の一つとも考えます。

ただし、子どもの一般室への入室を制限しているわけではありませんので、一般図書へ触れる機会を妨げているわけではありません。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。建設計画の資料を引っ張り出すと詳しく分かるのですが、原因を問うのではなくて、今ある図書館をどう生かしていくか、改善していくかについての質問なので、これ以上は必要ありませんが、多分徳永君のような本好きの少年が当時はいなかったか、いたかは分かりませんが、そういう意思が伝わっていなかったのではないかなというふうに思います。そこで、また知りたいことがあります。子どもは本への興味はいつ頃芽生え、実際に本を手にとって読むのはいつかということです。

日々、司書の皆さんは子どもたちに図書への関心を持ってもらうために、いろんな活動や広報をされていると思いますが、その基本となる子どもたちが本に触れるのはいつ頃からか。また、子どもが自ら興味を持ち、学校図書館や市立図書館で本を選んで読むようになるのはいつ頃からか教えてほしいのと、宇土市の図書館を利用する子どもたちの一般図書の利用状況についての報告をお願いします。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

初めに、子どもが本に触れ始める時期についてですが、赤ちゃんは0歳から色や音などが分かると言われていたことから、本市図書館では、ブックスタート事業として、毎月保健センターで実施されている3か月健診に出向き、赤ちゃんや保護者に対し、絵本の良さを伝えるため、読み聞かせをするなどして、本に親しむきっかけ作りを行っています。また、その際に、おすすめの絵本を一人2冊プレゼントしています。

次に、子どもが本に興味を持ち、自ら本を選び読むようになる時期については、一般的には、幼児期から小学校1・2年生にかけては、読み聞かせで本を身近に感じられるようになり、3・4年生になると自力で本を読むようになります。また、5・6年生では本の好みもはっきりし、自分で本を選べるようになっていわれています。

最後に、子どもの一般図書利用については、本市の状況としましては、小学校高学年の子どもの中には、一般図書コーナーに設置している、対象年齢が小学校高学年から高校までのヤングアダルトコーナーからも本を借りて行かれます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。ブックスタートは赤ちゃんの3か月健診で始めているのはすばらしいと思います。薄めの絵本のプレゼントもいいと思いますが、宇土市の幼児向けの絵本の蔵書を知らせると、個人で新たに購入しなくてもよいので助かるのではと思いました。それと子育て中はなかなか外へ出られないので、図書館へネット注文して宅配して届けるようなサービスも今後はあるとよいし、デジタル図書だとスマホやタブレットを使った読み聞かせもできると考えています。昨日の夕方、NHKのニュースで大分県国東市の図書館では、車を使わない高齢者に読みたい本を届けるサービスがあり、直接本人に会うので安否確認になり、実際に具合を悪くした人を発見し、助かった話もありました。ほかの地域では、まず図書館から出向く活動をしていることをここで紹介しておきます。

次の質問に移る前に、昨年11月、佐賀県の伊万里市民図書館に公立図書館に関心のある地方議員が集まり、これからの図書館運営について意見を交わしました。そのときの資料が説明資料2です。その意見交換の前に、伊万里市民図書館の視察をしました。意見交換では、

各市町村議員が自ら利用する地元の図書館の問題点や、これまで視察した他の公立図書館の感想も述べ、議論を始めました。私は、宇土市立図書館の現状と市議になる前から見てきた他市の公立図書館の賛否も含め、話をしました。ひと回りして話題になったのが、そもそも公立図書館は誰のためにあるかでした。最近新築したり、リニューアルしたりした図書館に、市内外から何万人集まったという新聞記事を見るようになりました。その話題が出たとき、30年前、伊万里市民図書館の建設時に図書館友の会を立ち上げ、設計のワークショップに参加した市民活動家で、現在は伊万里市議会議長から「市立図書館は本好きの市民のためにあります。週末に市民が利用しづらいような図書館運営では駄目ですね。」との意見でした。それに対して、武雄市図書館を参考に新しい図書館を提案しようとしていた吉野ヶ里町議が、「皆さんの意見を聞き、市民中心の図書館をつくる考えに変わりました。」と感想を述べたのに、参加者も賛同していました。私は、図書館は観光施設ではないし、市民が使うためにあると思いました。伊万里市民図書館は、市民と共同で設計のワークショップを何度も実施しているので、現在も図書館友の会が図書館運営に深く関わり、我々の図書館という印象でした。伊万里市民図書館の特長は、子どもを中心とした本の配列と読み聞かせ用の小劇場、それとオープンな閉架図書の利用形態で、写真では2階が閉架図書の書棚が並んでいますが、自由に入れて椅子も置いてあり、その場で読むことができます。ほかの公立図書館では司書が閉架図書へ本を探しに行き、利用者は館内貸し出しを読むのが普通ですが、それだと職員の手を取ってしまいます。経費節減で少なくなる司書を使い、本を探すのではなく、どうせ館内閲覧なら本人が探してその場で読めばよいというやり方です。前話が長くなりました。

そこで次の質問なのですが、宇土市立図書館での閉架図書の利用状況について2点報告をください。一つは、閉架図書と貸出図書の区別、一般市民の閉架図書の利用方法と利用状況について。二つ目が、今後改修の発想として、閉架図書空間の活用について考えをお聞かせください。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市では、貴重書や古くなった本を閉架図書としております。また、それ以外を開架図書としています。

閉架図書は、本の状態が古く、貸し出しには適さないため、貸し出しの際は、図書館職員にお尋ねしていただき、対象の図書を所蔵している場合は、書庫から資料を取り出し、貸し出す形になります。開架図書は、利用者が自由に書架に接し、手に取り閲覧できます。

この閉架図書の利用については、月に五、六回で10冊未満の利用があります。

最後に、閉架書庫を含めた図書館の空間の活用につきましては、今後検討してまいります。以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 閉架図書の利用法と利用状況を聞き、基本、本を好きな人は本を大事にするので、オープンな使い方でのよいのではないかと思ったので話をしました。それと、ほとんど利用されないのであれば、月に何件かでするので、ある場所さえ分かればよいので、手の届く普通の本棚ではなく、もっと高い部分に並べてはしごや脚立で取る方法でもよいのではないかと思います。実は、この方法を活用してリニューアルしたのが武雄市図書館です。改修の計画は、当時の樋渡市長から詳しくお聞きしました。説明資料3です。図書館の改修は、市長自ら主導して始まり改修され、運営を蔦屋への民間委託が注目されました。蔦屋は書店として販売もし、貸本、映像も含めあり、市立図書館として本の貸し出しもしています。樋渡市長は、「コーヒーを飲みながら長くいれる図書館をつくりたかった。これは私の望みでした。」と話されていました。たくさんの本を読んだり、深く調査するには、図書館にいる場所の確保が必要で、武雄市図書館の改修の目的の一つでした。武雄市図書館は、1人や数名が本を読む場所を確保するために、閉架図書の本を一般図書の書棚の上部に配置することで、見た目のディスプレイ効果と、1人、数名での研修場所の会議スペースを増やすことができました。ニュースでは武雄市図書館の集客人数ばかりが話題で、改修法のことが注目されないのは残念かなと思います。

そこで宇土市立図書館ですが、課題は幾つもあると思います。一番は、絶対的に少ない駐車場の確保がありますが、それはすぐには解決は難しいので、まず研修室や個人学習コーナーを確保するために、閉架図書の本を一般図書の上部に配列し、研修スペースを確保すること。加えて、子どもたちの本では、年代別に分けるのではなく子どもの興味を重視し、1階、2階の閲覧図書を自由に行けるように、上下の行き来をスムーズにする階段を新たにつくり、その階段の壁には閉架図書の本を配置して、楽しい吹き抜けにしてあげるとよいと思います。是非、検討をお願いします。

次の質問に移ります。これから取り組むべき図書館についてです。今年の春に国立国会図書館は地方の図書館と連携して、デジタル図書の提供を始めていることは御存じだと思います。また、県内の公立図書館が連携して、それぞれが持つデジタル図書を相互に提供するサービスも始まっています。また、宇土市でもDVDなどの映像図書の貸し出しをしています。なかなか自宅で自由に見られない人のために、一人で静かに映像を見られる一人カラオケのような空間が必要です。さらに、伊万里市民図書館では、市へ寄贈いただいた絵画の貸し出しもやっていました。個人や企業が借りているとのことでした。そこで、今後の取組になると思いますが、電子図書、映像図書、絵画等の所蔵・保存の現状及び貸し出しの活用についての考えと、もし電子図書の利活用で、他市や国立国会図書館等の連携についての考えについてお聞かせください。教育部長をお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず、映像図書とは、映画やテレビで映し出された画像資料になりますが、販売価格に著作権者へ支払う補償金が含まれる著作権処理済DVDなどを、映像資料として貸し出しを行っています。

本市図書館に所蔵している映像資料は、一般向けDVDが約400枚、児童向けDVD約250枚を所蔵しております。

次に、デジタル図書とは、現存する図書を画像としてスキャンし、電子化した図書のことを指し、電子図書は、紙媒体で発行されていた本や雑誌等を電子データ化し、それを電子機器のディスプレイ上で読めるようにしたものになります。

電子図書については、新型コロナウイルス感染症の影響で導入している図書館も増えてきましたが、本市図書館では、まだ導入には至っておりません。現在、熊本県立図書館でも電子図書の導入を準備されていますので、そちらとの連携や本市においても導入について検討してまいります。

最後に、本市図書館では絵画は所蔵していません。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 現状報告と今後の取組、特にデジタル図書については、他市との連携についての考えをお聞かせいただきありがとうございます。DVDの所蔵というか在庫は、一般向けが約400枚、子ども向けが約250枚、結構な数でどんどん利用が進むとよいなと思いました。絵画の貸し出しはまだ先のことになると思いますが、市政も長くなると芸術文化の資産が増えていきます。新庁舎のオープンの際にいろんなものが寄贈されているので、これは市が所有する芸術文化の資産ですから、使用条件等があるとは思いますが、伊万里市のような貸し出しをする時期が来るといいなと思いますので、検討をお願いします。

図書館の課題で私の一番のテーマになっている図書館と市民活動のリンクというか、図書館を活用する市民交流、図書館を介しての市民のつながりづくりについてです。伊万里市民図書館のような図書館友の会やテーマを持った本のサークル、読み聞かせ交流会、子育て支援の集まり、古典の輪読会、芸術文化の研修もよいと思っています。またかと思われるかもしれませんが、最後に、市民が図書館にたくさん来るようなコミュニティづくりについての考えをお聞きます。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

従来の図書館機能の中心は、本と人をつなぐことでしたが、最近の利用者同士のつながり

を生み出す場としての機能が注目されています。

本市図書館でも、児童や就学前の子どもたちを対象としたおはなし会を週2回、乳幼児向けおはなし会を月1回開催しております。親子で参加されることが多く、参加後には利用者同士や職員との情報交換や交流の場となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で4年ぶりに開催した図書館まつりでも、おはなし会やワークショップなどを開催しました。今後も、市民がたくさん参加できる楽しいイベントを計画してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 話をお聞きして、現在の司書の皆さんの取組には敬意を払うものがありますが、さらに市民が市立図書館を活用するように、市民協働、市民会館は、九州が目にする市民主導のNPO法人宇土の文化を考える会が会館運営をやっています。今後さらに市民協働の図書館の活性化が進み、市民が我々の図書館と意識できる運営を最後にお願いたします。

後話が長くなりますが、社会活動の先輩がおすすめというか、見たほうがいいのかの意見から、図書館を含む天草市複合施設こころすを10日ほど前に見学に行きました。説明資料の4です。幾つかの複合施設ですが、2階は全て図書館として使用されていました。新築で、屋根は吊り屋根風な形状で、平面的には円弧状の形になっていました。本棚は中央部に配置されて、窓際には個人学習コーナーもありましたが、武雄市図書館とは違い壁が少なく、天井中央部が高くなっていました。この建物の批評は語れませんが、行かれた皆さんにいつか印象等をお聞かせいただければありがたいと思います。図書館関連の質問はもう一つあるのですが、聞く内容が違うので三つ目のテーマで質問いたします。

次のテーマ、郷土史と地域学に移ります。9月の質問で、平成14年住吉中学校の2年生が総合学習で住吉中学校区内の郷土の歴史に関する調査の資料を紹介しました。再度、説明資料で紹介しますが、中学生が細かく地域を回り、年配者に聞き取りをして現地調査をし、写真に収め図書館で調べたものの一部です。この資料発表を聞き、私たち世代が学校で教えてもらわなかった郷土の歴史、人の住んだ形跡の記録を知る機会になりました。また、9年前、4か月で8回大牟田市にある地域の公民館で、坂本龍馬と地方政治なる生涯学習講座の講師を務めたとき、私もその地区に関わる歴史を知るために、三井三池炭鉱の三川坑炭塵爆発事故と三川三池争議について事前に勉強に行きました。そこへ行くと、石炭エネルギーから石油エネルギーへの転換期に何が起こったのかについて、多くのことを知ることができました。大牟田の石炭博物館の存在も知りました。中学の総合学習にしろ、大牟田の公民館講座にしろ、地域の歴史が学びのテーマになっていること。さらに近代史や現在の生活に結び

付いた学びの機会になりました。宇土市も平成時代に取り組んだ市史編纂の事業で新たな発見や小西行長おこしのような歴史の広がりがありました。それと宇土市に住む住民にとって昔の人が生きた痕跡や民話など、興味がある歴史文化を知ることは重要と考えています。

そこで、このテーマの最初に確認したいのが、7地区の郷土史というか地域学の状況について報告をお願いします。教育部長をお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

平成4年度から平成20年度まで実施した新宇土市史編纂事業において、市内各地区の歴史や文化財について詳細な調査を行い、得られた成果をまとめて新宇土市史として刊行しました。また、市内各地区に所在する石造物については、平成13年に新宇土市史基礎資料集として、仏像等の美術工芸品については、平成19年に宇土市史研究として刊行しております。

また、平成18年度から平成27年度まで、市内7地区の史跡を巡って学習する市民向けの歴史講座を毎月1回程度開催し、参加した講座生の方々に特色ある各地区の歴史や文化財に対する知識や理解を深めていただきました。

現在、市としましては、7地区それぞれの郷土史や地域学に関する市民向けの講座等の取組は行っておりませんが、新宇土市史編纂事業で蓄積された調査成果等に基づき、市民の皆様からの郷土史に関する御質問やお問い合わせに対応しております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。宇土市史編纂での資料説明は7地区に行っているが、体験して以降は現在は何もないというところでしょうか。せっかく調査をしたことを市民に知ってもらった後、それをさらに地域で継続的に勉強会なり年配者からの体験の聞き取り等が続けられると、地域学の活動につながるのですが、ちょっと残念な気がします。

そこで、次の質問なのですが、私は4年前から網津小学校の6年生に、宇土であった太平洋戦争の歴史、特に網津校区での戦闘や被害についての戦争講話をしています。私は戦争体験者ではありませんが、20年ほど前、地域の先輩たちに網津の歴史、特に干拓について聞き取りをしました。その集まりに来られた年配者から太平洋戦争時の苦しい生活、終戦の4日前に起こった宇土市街地に空襲にきたB29爆撃機の編隊に同行したグラマン戦闘機が、網津・緑川に機銃掃射をして亡くなったり、被害にあったりした話を聞きました。私は手作りの網津校区の地図を作り、詳しく飛んだルートも含め説明しています。今年特に熱心な生徒がいて、宇土市街地の空襲被害に質問が多くあり、講話の後に「宇土市街地の空襲について

ては、宇土市が出している宇土の今昔百ものがたりにあるから調べてください。」と言ったのですが、ふと全学校に配布しているか分からなかったのので、学校図書館の司書に聞いたら、「その本は、網津小学校図書館にはありません。」との回答でした。そこで校長に伝えると「校長室にあるかもしれませんね。」と確認されたら、校長室の書棚に並んでいました。宇土の今昔百ものがたりには、宇土市の各地の主要な歴史も含め、子どもでも理解できるように分かりやすくまとめてあります。

そこで、そもそもの話になるのですが、宇土の今昔百ものがたりの刊行の目的や周知方法、小中学校や地区公民館等における利活用について、どうか報告をお願いします。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市では平成4年度から平成20年度までの17年間で新宇土市史編纂事業を行い、全3巻の通史編、全4巻の資料編、合計7巻の新宇土市史を刊行しておりますが、新宇土市史は通史編の3巻だけでも2,500ページを超えており、全てを通読することは容易ではございません。

そこで、平成20年3月に、新宇土市史の内容をコンパクトにまとめた、宇土の今昔百ものがたりを市史の普及版として刊行しました。これは、市民による郷土史探訪や小中学生の郷土学習の副読本として活用されることを目的としたもので、原始古代から現代まで本市における多彩な歴史事象から100のテーマを選び、1話当たり2ページから4ページと短く分かりやすい文章でまとめております。文化課の窓口で販売しているほか、遠隔地への郵送販売にも対応しており、現在まで約2,600部を販売し、約400部を関係機関に寄贈しております。

刊行時に、販売促進用のポスターやパンフレットを作成して広く周知し、現在は宇土市デジタルミュージアム上で目次を公開し、書籍の内容を紹介しております。なお、在庫が少なくなっておりますので、来年度に増版を考えております。

市内の小中学校と高校には、平成21年に1部ずつ寄贈しておりますが、学校現場における活用状況や地区公民館の生涯学習における活用状況は把握しておりません。宇土の歴史が分かりやすくまとめられている書籍ですので、今後も多くの市民の皆様が手に取って活用していただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 皆さん御存じだと思いますけど、こういう本ですね。詳しく報告ありがとうございます。宇土の今昔百ものがたりは、私も発刊後にすぐ読みましたが、宇土の歴

史が分かりやすく書いてあります。昨日の今中議員の質問の「島原大変肥後迷惑」の被害状況を4ページにわたり詳しくまとめてあります。私は、戦争講話の中で日清戦争でのスパイ活動をした宗像小太郎の話をちょっと話したら、本を詳しく調べて学習発表で紹介していました。聞きに来られていた年配者が初めて知ったと感心されていました。小学校や中学校の総合学習に、宇土の今昔百ものがたりをもっと活用してもらえるように、教育委員会から丁寧に伝えてほしいと思います。

次の質問に移ります。1番目の質問の続きなのですが、説明資料5で紹介した18年前に我々4人ぐらいで始めたんですけど、住吉地域学教室の活動を熊日に紹介してもらった記事が2枚あります。そんな経験から、市内の各地で地域学の理解と市内の地区公民館で郷土史を調査しているグループはあるか。先ほどないからないと思うんですけども、今後地域学の推進に取り組む予定があるかについての考えをお聞きします。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

市民が自ら居住する地域の歴史や文化、あるいは地域の偉人や地名の由来等を学ぶことは、ひいては地域への愛着や郷土意識の形成につながり、地域活性化につながるものと考えております。

しかしながら、こうしたいわゆる地域学を地域単位で学ぶ場やグループは、現在のところ把握しておりません。今後は、こうした地域単位での郷土歴史を学ぶ場の形成に向け、検討してまいりたいと考えております。そのためには、まずはそれぞれの地域で、歴史が好きで歴史を研究・調査されている人材の発掘に努めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 我々も1人体調を崩して、活動していないのですけれども、余り宇土では聞いたことがないので、多分ないんだと思います。ないからといって何もしなかったら始まらないので、宇土の今昔百ものがたりを15年ぶりに増版し、宇土の郷土史をまず理解する。講話とか輪読会とかそんなことを始めることを期待をしています。地域の歴史に興味を持つ人材の発掘も大事だと思います。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。この質問は、私が宇土高校在学中におられた歴史の先生たちが地域の歴史に熱心で、古墳の調査をされていたように記憶しています。そんなことから後の質問とも関連するので確認したいのが、宇土高校や県内大学の歴史研究グループとの連携について、以前のことも含め報告をお願いします。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市における文化財行政の組織体制が整うまでの昭和50年代までは、市が調査主体となった発掘調査に宇土高校社会部が参加し、轟貝塚や向野田古墳等の本市の重要遺跡の調査に取り組んで大きな成果が得られましたが、現在、同部は活動を行っておりません。

また、現在までの県内大学との連携といたしましては、平成の初期に熊本大学考古学研究室に椿原古墳の発掘調査と天神山古墳の測量調査を委嘱したこともございますし、新宇土市史編纂事業の際に収集した古文書の整理や解説を、熊本大学日本史研究室の学生の方々にお願いしたこともございます。

近年は、大学の研究室や歴史研究グループとの連携事業は行っておりませんが、今後も市の事業実施に当たっては、必要に応じて大学との連携を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。現在のところは、学校との連携はやっていないということですね。ここ7年、震災、コロナ禍で歴史の検証どころではなかったので何もできていませんが、庁舎も完成し、未来の宇土づくりには地域の歴史検証を考えています。娘が大学時代に県外に進学したとき、「どこから、どんな地域から。」とまず聞かれたそうです。また大学在学中にアメリカ留学したときは、「日本のどこから、どんな歴史文化があるの。」と聞かれたと話していました。宇土市を拠点に活動するにしろ、宇土市の歴史文化を若いときに知ることは、グローバル社会ではとても重要です。是非、宇土の今昔百ものがたりをベースとした地域学の推進を学校教育でも進めてもらうことをお願いして、次の質問に移ります。

7月末に網走へ視察研修に行きました。行った折、熊本へ帰る日の午前中に時間があつたので、道の駅周辺を早朝散歩して見つけたモヨロ貝塚を尋ねました。詳しい説明資料や当時を再現した住居、さらに魚を獲る漁の様子を再現されていました。一つの貝塚から展示館までつくる熱意に驚きました。資料6がモヨロ貝塚です。それと今年の春、熊本市博物館に見学に行き、縄文遺跡を説明するコーナーを見て、宇土市内にある縄文遺跡の多さに驚きました。熊本都市圏の半分以上が宇土市内に集中していました。これは宇土の歴史を再度勉強しなければと思ったところでした。そんな思いを持って、網走のモヨロ貝塚館を見学して、同じ縄文文化なのに網走市は一つの貝塚ですばらしい歴史館を建てたが、宇土市はたくさん縄文遺跡があるのに、活用できていないのが残念でなりませんでした。

そこで、再確認の意味で縄文時代の概要と発掘調査や活用について、網走市のモヨロ貝塚館を参考にして、これまで現在、さらに将来に向けた取組について報告ください。教育部長をお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市の縄文遺跡については、7つの遺跡が把握されていますが、このうち、轟貝塚や曾畑貝塚では、大正から昭和にかけて著名な学者たちによる発掘調査が行われており、それぞれ轟式土器と曾畑式土器の標式遺跡として全国的に知られています。

轟貝塚では、貝塚の形成時期や居住域の変遷等がおおまかに把握されており、有明海沿岸に数多く分布する貝塚の実態を明らかにする上で重要な成果が得られたことから、令和4年11月10日付けで、国の史跡に指定されました。今年度から、史跡としての価値や今後の保護・活用の基本方針を定めた保存活用計画を策定するため、有識者で構成される検討委員会において、保存管理や整備活用の具体的内容について検討し、来年度中に計画書を刊行する予定です。

また、市指定史跡の曾畑貝塚では、貝塚の形成時期がおおむね明らかになっており、貝塚に隣接する低地部では、当時の主食とされるドングリ類を保存するための貯蔵穴が多数発見されました。出土した編物等の植物質資料は、県の重要文化財に指定されており、縄文時代の営みを知る上で貴重な貝塚と評価されています。

縄文遺跡の発掘調査については、今のところ具体的な実施年度は未定ですが、貝塚の内容をより詳しく調べるために、将来的に轟貝塚や曾畑貝塚を対象として保存目的の発掘調査の実施が必要となる可能性があります。

なお、本市から遠く離れておりますが、北海道網走市では、オホーツク文化の代表的遺跡であるモヨロ貝塚から出土した土器や石器等の出土品をモヨロ貝塚館で展示するとともに、当時の住居や墓等が復元整備されています。本市にも全国的に著名な轟貝塚や曾畑貝塚がありますので、今後は、モヨロ貝塚のような日本各地の縄文時代の史跡公園や資料館について調査・研究を進め、より効果的な情報発信や将来的な史跡整備を目指した取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 詳しく大正時代からの遺跡発掘の歴史を知り、モヨロ貝塚にも負けない考古学に関心を持つ人たちが、100年前から宇土に注目していたことを知り、感激しました。私は史跡の現場が大好きで、吉野ヶ里には何度も訪ね、青森の三内丸山遺跡を中心とする縄文文化のネットワークは最近の関心事の一つです。一昨日、和水町で開催された江田船山古墳発掘150年記念シンポジウムに参加しました。会場には、県内外からたくさんの方が来られていました。基調講演で東京国立博物館考古学研究所の山本亮氏が、明治維新政府が日本の美術品や文化的な価値のある品を集めるきっかけになったのは、江田船山古墳の発見だったことや、明治・大正期に重要文化財の国宝指定には、寺社仏閣を救済する国策

だったこと、戦後の文化財保護法の考え方などを解説されました。その江田船山古墳の収蔵品の国宝指定は、ずっと遅れて昭和40年でした。その前年が東京オリンピック開催。国は世界からの来訪者に、日本の歴史の第一級品として江田船山古墳の収蔵品をアピールするために、昭和39年に重要文化財指定、翌年に国宝指定がされたとのこと。このことから、重要文化財や国宝指定にはいろんな経緯があり、加えて地域の後押しも必要と分かりました。今後宇土市では、縄文文化の発掘が必要です。山本氏の説明のように、重要文化財や国宝の指定には、関わる人たちの高い評価もですが、発表するタイミングや国の求める動きも研究しなければと思ったところです。和水町の会場には200人を超える方が参加され、熱心に聞かれていました。もし事前申込みで人数制限をしなければ、もっと集まったのだろうと思います。宇土市の貴重な縄文時代の古墳や遺跡を網走市のように活用して、九州各市との交流や朝鮮半島のつながりも研究し、新たな考古学の発信地になってほしい。発掘調査が必要な考古学は、10年、20年で終わるものではありません。もっと長いスパンで歴史検証をお願いしたい。もし50年後に宇土市の縄文文化遺跡群が国の指定を受け、考古学の愛好者が集まるような施設ができることを最後に願っています。

次のテーマ、国際性・多様性についてです。宇土市に在住する外国籍の人たちについてお尋ねをします。今月のインバウンド客がコロナ禍前を超えたというニュースを聞き、4年前の立岡自然公園の桜の見物を思い出しました。3月末に檜崎議員たちの花園フットパスグループとともに企画した、フットパス立岡桜コースのモニターツアーを実施したとき、立岡自然公園に到着すると、ベトナムの民族衣装アオザイを着た女性とスーツを着た男性がデートをしていました。観光バスが来て若いグループの言葉は韓国語、満開の桜の前で集合写真を撮っていました。菖蒲園のほうに歩いていくと、中国人のグループがバーベキューをやっていて、にぎやかな会話が交わされていました。ふと、ここは宇土かと思うような状況でした。それは、インバウンドの与えた風景の話です。その1年後の春は、コロナ禍で風景は一変しました。コロナ禍でも宇土市の産業現場で懸命に働き続けている若者たちがいます。技能実習生、農業実習生の方々です。コロナで帰国できない、新しい人は来れないという厳しい状況の中で、宇土市で生活し、仕事をされていました。本当に感謝しなければと思います。

そこで、インバウンドの観光客ではなく、宇土市民として生活している外国籍の人たちはどれぐらいいらっしゃるのか。知る意味はあると思うので、情報は少ないと思いますが、分かる範囲でいいので調べた内容を報告ください。市民環境部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

令和5年10月31日現在、本市の住民基本台帳上に登録のある外国籍の人数は406人です。うち男性が195人、女性が211人となっております。

次に、在留資格別人数につきましては、永住者やその配偶者及び日本人を配偶者に持つ方が66人、農業実習生を含む技能実習生が199人、介護職などの特定分野に従事する特定技能1号など、その他の在留する資格を持つ方が141人となっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 詳しく報告していただきありがとうございます。ちゃんと市で把握されていることに感心しました。最近よく見かけると思うのでどれくらいかと思いましたが、行動が実習生は自転車为主なので目立つ印象です。宇土市の人口の1%を超える人が住んでいると分かり、ありがとうございました。

次の質問に移ります。今後の日本は少子高齢化、人手不足の問題が深刻になる中、海外からの流入人口が地域活性化のために必要不可欠と考えています。そこで、外国籍の方に宇土市を選んでいただけるような取組を進めるに当たり、市内在住の外国籍の方に、宇土市の住みやすさの調査やアンケート等を実施したことはあるのか。ないのなら、今後取り組む予定はあるか。さらに、外国籍の方へ住みやすさをアピールする活動をするかについてお聞きします。企画財政部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君。

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

本市では、これまで外国籍の方に限定した宇土市の住みやすさの調査やアンケート等を実施したことは、残念ながらございません。

そこで、県内の先進自治体を幾つか調べましたところ、天草市が国際化に対応した地域づくりを進めるため、毎年18歳以上の外国籍の方を対象に外国籍居住者アンケートを実施されておりました。内容は、全部で20問程度の選択式の調査で、英語版、中国語版、やさしい日本語版の3言語で調査が行われておりました。

このアンケート調査を踏まえ、外国籍の方が、生活する上で困っていることや必要としている情報やサービスを把握し、その支援を行うために、日本語教室の開催や外国人総合相談窓口を設置されております。

また、八代市や菊陽町では、アンケートなどは実施していないものの、天草市同様、日本語教室の開催や相談窓口等を設置し、外国籍の方も住みやすいと感じる支援を実施されているようです。

今後、本市におきましても、議員がおっしゃられるように、少子高齢化や人手不足などを背景に、海外からの流入人口が地域活性化のために必要不可欠となることが予想されますので、外国籍の方にとっても住みやすいと思っていただけるような支援が必要であると認識しております。そこで、先進自治体の事例を参考にしながら、本市に居住する外国籍の方を対

象としたアンケート調査の実施や、調査結果を踏まえた外国籍の方への支援を研究し、住みやすさのアピールにつなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 宇土市としての現状報告、他市の状況も含め、ありがとうございます。まだまだ人口が1%程度ですが、他市では移住者受け入れ対策の一つとして取り組んでおられます。特に、人口減少が進む天草市は熱心と思えました。7月末に視察調査に行った北海道東部の網走市の人口減少は、驚愕する数字でした。その実情を見て宇土市でも流入人口増加の取組に加え、そろそろ外国籍の方にも働く場所や移住先として、宇土市に興味を持ってもらえるようにアピールする時期ではないかと思えます。

そこで、次の質問です。もともと宇土市に長く住んでいる人でも、時代変化で困り事は起きますが、海外から来た若者たちが見知らぬ土地で過ごすには、いろんな苦労があると思います。そこで、外国籍の人たちの生活の困り事解決の話です。長洲町の友人が、「一筆」に最近書いているので切り抜きをしているのですけれども、ちゃんと本人に了解を取っています。先進地域の話が掲載されていました。これを読んで聞きたいことは、市民窓口の外国籍の方からの相談はどんな状況かと、その相談に対して市職員はどんな対応をしているかの報告をお願いします。市民環境部長をお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

外国籍の方からの市への相談状況について、各所管課に確認しましたところ、本年度把握している市の窓口等への相談は31件ほど受け付けております。また、同様に地域住民の方から外国籍の方々に関する相談も34件ほどあり、合わせて65件ほど受け付けている状況です。

このうち外国籍の方からの相談内容につきましては、母子手帳の交付や予防接種に関すること、子育て支援に関すること、公民館活動等に関すること、農地の賃借、市の補助金に関する事など、多岐にわたる相談をいただいております。

また、地域住民の方から外国籍の方に関する相談で最も多かったのは、ごみ出しのルールに関する事となっております。

これまで、市の窓口に来られた外国籍の方は、日本語でのやり取りが可能な方が多く、各部署にて丁寧な対応を心がけ、受け答えの表現がやさしい日本語になるよう配慮しながら対応をしてまいりました。

なお、日本語での説明が難しい場合は、絵や写真を活用し、携帯の翻訳アプリや多言語対応しているパンフレット、国等が提供する電話での通訳サービス等を活用して説明を行って

おります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告を聞き、意外に多いなという印象です。若者たちはネット世代で、県内や国内にいる友人たちと情報交換を常にしていて、市の相談等はないのかと思っていました。言葉の問題はありますが、携帯の翻訳機能のツールなども何でも使い、当事者の思いに寄り添う支援をお願いいたします。相談数が少ないからと後回しにせず、最優先で宇土市の国際性に取り組んでほしいと思います。

次の質問に移ります。ここでまた図書館の話ですが、最初のテーマの図書館の役割ではなく、海外から来ている若者たちの学びを支援する話です。昨年のゴールデンウィーク明けに、菊池市の中央図書館にある生涯学習センターに、外国籍の若者の生活を支援する活動について視察研修に行きました。菊池市の図書館活動の調査には二度行くのですが、説明資料を見ていただくと、これは外国語の書籍があるところですけど、そのときに公共図書館には基準があって、自治体人口の規模に合わせたのが必要と教えてもらいました。その基準ですが、日本図書館協会のデータから、人口1万人から3万人の平均人口1万7,900人とした図書館の概要は、延べ床面積1,591平米、蔵書数9万3,373冊、開架図書、一般図書のことで、7万3,657冊が必要で、一般図書に占める新規図書は9.2%、現在の宇土市の人口は3万6,369人ですから、本来なら自治体人口3万人から10万人の図書館グループに入るのですが、その平均人口が4万9,800人で、蔵書数が21万3,900冊になっているので、現在の宇土市の人口と蔵書数から考えて、人口1万人から3万人の図書館規模の1.5倍程度を必要な図書館として考えると、延べ面積が2,386平米、蔵書数14万59冊、一般図書が11万485冊と、一般図書に占める新規図書は9.2%となります。この図書館基準で市民のために必要な冊数を計算すると、一人当たり2.98冊となります。これは外国籍の市民にも必要な冊数なので、現在406人なので1,209冊となります。こんな質問は初めてと思いますが、公共図書館の蔵書基準から宇土市在住の外国籍の市民に対して、図書の在庫状況とどんな貸出状況かを確認したいので報告ください。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市図書館に所蔵されています外国書籍につきましては、写真集や画集などが約150冊、子ども向け絵本が約100冊所蔵されています。

現状では、外国書籍の利用者も余りなく、新刊についても年間数冊購入している程度です。以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。現状はそんなところだろうと思います。図書館の国際基準では、数年であれ宇土市の市民として在住する実習生のためにも必要だし、日本国籍を持つ外国出身の宇土市民のためにも、外国語の書籍が必要です。私は、この外国籍の市民のために必要な冊数を増やし、蔵書数をアピールすることで、外国籍の市民を受け入れているメッセージになり、市内外へ広く伝わると考えています。菊池市立図書館が実施している実習生対象の日本語教室を見学して、若い実習生たちが成長したい、学びたいと意欲的に日本語の習得に取り組んでいる姿に感動しました。宇土市の実習生も菊池市のような学びの場があると、市の魅力にもつながります。今はネット社会、日本中の外国人の方がつながる時代です。宇土市は図書館に多言語の本を増やすことだけではなく、たとえ数年であれ、宇土で生活する人が住んでよかったと思える市民生活に関する多言語の資料作成が急務だと思います。菊池市は五つか六つか並んでいました。さらに図書館のことに危惧しているのは、必要な冊数、これは市の基準ですけど、蔵書数の基準14万冊、開架図書である一般図書11万冊、それに占める新規図書9.2%は、現在、市立図書館が満たしているかです。このことも詳しく調査いただき、すぐに回答できないと思いますので6月議会にでも聞きたいと考えています。とにかく、宇土市立図書館の書籍の充実と利便性向上に早急に取り組んでいただくことを再度お願いして、国際性・多様性の最後の質問に移ります。

私はこれまで、人権をテーマに幾つか質問をしてきました。その中でも性的マイノリティLGBTQなど、以前の性同一性障害という時代からジェンダー問題に関心を持ってきました。11月22日、熊日に特集記事が二つ出ました。資料7の後半です。まだまだLGBTQの人たちの理解が進まないことを危惧しています。男らしく、女らしくではなく、その人らしく生きられる社会の実現が必要です。市民への理解が進むように、定期的にパートナーシップ制度やジェンダー問題を質問に上げてきました。私はこの多様性の課題として、特に同性婚の理解につながるパートナーシップ制度の導入が必要と考えています。

そこで再度、現状と取組はどうなっているか、市の考えをお聞かせください。総務部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

先日、熊日新聞において、暴力や脅迫の被害を受けたことがあるLGBTQなど性的少数者の方のうち、約53%が誰にも相談をしていないという調査の結果が紹介されました。

性自認を明かして被害を届けることは、ハードルが高いものとなっている現状があり、LGBTQなどに対する社会認識の薄さや支援体制の整備が指摘されています。

このような性的少数者の方の生きづらさを支援する方法の一つとして、パートナーシップ

制度の導入があると考えます。

パートナーシップ制度は、令和3年12月市議会定例会においても答弁しておりますが、この制度の導入により、家族としての生活の充実やカップルであることを公的に認められるなど、LGBTQなど性的少数者の方々にとって、暮らしやすい社会につながる契機となります。

現在、県内自治体では、熊本市、菊池市、阿蘇市、合志市、大津町、菊陽町の六つの自治体で、パートナーシップ制度を施行していることを確認しております。

今後の対応としましては、引き続き先進自治体の情報収集や課題や問題点の整理をしてまいりますと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 新聞記事についての意見を含め、報告ありがとうございます。自らの性について悩む人たちは、少なくとも7%から8%いるとのデータもあります。それこそ、図書館の質問の最初に紹介した徳永喜大さんは、まず見た目からいじめが始まり、アスペルガー系の発達障がいなので、それを教師にも理解されず、親族から蔑視され、息苦しい少年時代だったとお母さんが話されていまして。ところが、東大で17歳のときに講義をしたら、それで周りは一変したそうです。私は性的マイノリティLGBTQの理解のために、小中学校の図書館にジェンダー問題に関する書籍の充実が必要と考えています。子どもたちの理解が進まなければ、徳永君のように苦しんでいる子どもが声を上げることができず、いじめにつながり、さらに不登校を増やすこととなります。子どもの個性を認める自分らしく教育を受けられるためにも、教育現場での性的マイノリティの理解を広げる取組をもっと増やしてほしいと思います。まだ宇土市では、同性カップルの権利擁護であるパートナーシップ制度は導入されておきませんが、同じ熊本都市圏の自治体として歩調を合わせ、多様な人たちが集まりやすい環境を整えることをお願いして、このテーマの質問を終わります。

今回の一般質問は、図書館の活用、郷土史と地域学、国際性・多様性について質問をいたしました。執行部におかれましては、簡潔明瞭な回答をいただき感謝いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は、明日6日水曜日、午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後0時40分散会

第 4 号

1 2 月 6 日 (水)

令和5年12月宇土市議会定例会会議録 第4号

12月6日（水）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 福田慧一議員

- 1 物価高騰対策について
- 2 水道事業の経営改善について
- 3 国民健康保険について
- 4 保育所の利用状況と職員の処遇改善について

2. 土黒功司議員

- 1 宇土市のこれまでの行政視察受入実績から見る、他市町村から見た宇土市の特徴について
- 2 自治体DXの取組について
- 3 自主防災組織の取組について

日程第2 常任委員会に付託（議案第85号から議案第111号）

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（16人）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 土黒功司君 | 2番 杉本寛君 |
| 3番 中野洋一君 | 4番 浦本晴美さん |
| 5番 佐美三洋君 | 7番 今中真之助君 |
| 8番 西田和徳君 | 9番 園田茂君 |
| 10番 宮原雄一君 | 11番 柴田正樹君 |
| 12番 檜崎政治君 | 13番 野口修一君 |
| 15番 藤井慶峰君 | 16番 山村保夫君 |
| 17番 村田宣雄君 | 18番 福田慧一君 |

4. 欠席議員（2人）

6番 小崎 憲一 君

14番 中口 俊宏 君

5. 説明のため出席した者の職・氏名

副市長	谷崎 淳一 君	教育長	太田 耕幸 君
総務部長	山口 裕一 君	企画財政部長	光井 正吾 君
市民環境部長	小山 郁郎 君	健康福祉部長	岡田 郁子 さん
経済部長	加藤 敬一郎 君	建設部長	草野 一人 君
教育部長	野口 泰正 君	秘書政策課長	渡邊 聡 君
総務課長	上木 淳司 君	危機管理課長	内田 雅之 君
企画課長	三浦 仁美 さん	まちづくり推進課長	中山 好美 さん
財政課長	北谷 太示 君	市民保険課長	伊藤 誠基 君
税務課長	池田 忠陽 君	子育て支援課長	湯野 淳也 君
上下水道課長	岩崎 広美 さん		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河 一郎 君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木 教明 君
議事係参事	村田 有美 さん	庶務係主事	中山 裕輝 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

本日、14番、中口俊宏君及び6番、小崎憲一君から欠席届が出ておりますので、御報告いたします。

また、元松市長からは欠席の連絡がっておりますので、併せて御報告いたします。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、質疑並びに一般質問を行います。発言通告がっておりますので、順次これを許可します。

18番、福田慧一君。

○18番（福田慧一君） おはようございます。日本共産党の福田です。物価高騰対策など4点について質問いたします。執行部の誠意ある答弁をお願いいたしまして、質問席より質問いたします。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） ロシアによるウクライナ侵略やイスラエルによるパレスチナに対する無差別の攻撃、また極端な円安政策によって石油や生活関連の輸入物資が高騰し、住民の生活や中小零細企業経営など、厳しい状況に置かれております。こうした中で、政府は経済対策を打ち出しておりますが、極めて不十分であります。この経済対策を急いで具体化する必要があると思います。低所得者に対する一世帯当たり7万円の支援については国が決めておりますが、地方が進める地方創生臨時交付金重点支援地方交付金については、前回の7,000億円から今回は5,000億円にされております。その重点支援地方交付金が市にどのくらい交付されるのか。その交付金を使い、小中学校の給食費、保育園の副食費に対しては、前回の対策で来年の3月まで一定の支援が取られておりますが、更なる追加の支援と小中学校の給食費無償化の検討をお願いしたい。次に、さらに物価高騰で介護施設や医療機関など、経営が厳しくなっており、赤字のところも出ているとのことでもあります。これらの施設に対する支援が必要ではないか。農業や漁業、中小企業に対する燃油や肥料高、資材高騰などに対して支援をお願いいたします。以上3点について、市の対応、考えを企画財政部長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君。

○企画財政部長（光井正吾君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

物価高騰対策につきましては、国におきまして、長引くエネルギーや食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、必要な支援が着実かつ迅速に実施できるよう、デ

フレ完全脱却のための総合経済対策が示され、これまで実施してきました低所得世帯支援を追加的に拡大するとともに、影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援していくための補正予算が、先月末に成立したところです。

具体的には、地方創生臨時交付金のうち、地方公共団体が地域の実情に応じて柔軟に活用できる重点支援地方交付金が、今回地方自治体に追加配分される予定で、宇土市の交付限度額は9,423万6千円という内容の通知が届いているところです。

これから物価高騰対策として、必要かつ効果的であって市民の皆様に広く支援が行きわたるような事業に有効活用できるよう、事業実施に向けて具体的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 経済対策分の配分額が決まったばかりであり、広く支援が行きわたるようこれから具体化するということでもありますし、要望しました点についてはよろしくお願ひいたしまして、次の水道事業の経営改善について質問いたします。

令和4年度の水道事業の経営状況を見ますと、令和3年度に比べ有収率が90.2%から86.1%へ、4.1%減少しております。漏水による損失は経営に大きな影響を与えたいと思います。漏水による損失を減らし、その分を新しく加入される世帯や進出した事業所に配分すれば、経営改善につながると思います。令和4年度の有収率の減少した原因と過去3年間の有収率について、建設部長に答弁とお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

有収率は、配水池から各家庭や企業に送り出す給水量に対して、料金など水道事業の収入として計上される有収水量の割合で、数値が高いほど水道水の配水の効率が高いこととなります。

過去3年間の有収率は、令和2年度が90.8%、令和3年度が90.2%、令和4年度が86.1%となっており、令和4年度は令和3年度と比較し、4.1ポイント低下しています。

低下した理由としましては、有収率の分母である配水量が増加したことによるもので、配水量の計測は、各配水池に設置してある計装機器で行いますが、旧簡易水道区域の一部の配水池では、その機器の不具合により、正確な数値が算出されていませんでした。

令和2年度に、市内全ての簡易水道を上水道と統合し、令和2年度から令和3年度にかけて配水量を計測する計装機器の修繕を行ってきました。

その結果、正確な配水量の計測が可能となり、有収率の分母である配水量が増加したことにより、有収率が低下することとなりました。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 漏水が増えた原因として、簡易水道の配水池に設置してある機器の不具合によって、正確な配水量が出されていなかったが、修理の結果、有収率が減少しているのが分かったということであります。機器の修理に長い間かかるのも問題であります。漏水調査を徹底的に行い、漏水箇所を見つけ改善し、老朽管の計画的な更新など漏水による損失を防ぎ、経営改善に力を入れるべきと思うが、建設部長に答弁を求めます。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず、老朽管の状況についてですが、本市の水道管は昭和40年代から50年代に布設されたものが多く、水道管の耐用年数は40年とされており、現在、更新の時期を迎えているところです。

本市の水道管の総延長は、令和4年3月末現在で256キロメートルあり、そのうち耐用年数が経過した老朽管の延長は71キロメートルになります。

老朽管の更新につきましては、基幹管路や過去に漏水が発生した箇所を優先して行っているところです。今後も月日の経過とともに、新たな老朽管が出てくることになります。そのため、計画的に老朽管の更新を行っていきたいと考えております。

次に漏水対策についてですが、有収率が低い地域や漏水が多い地域などを中心に、毎年、漏水調査を実施しています。

調査内容としましては、各戸の水道メーター周辺を調査する戸別音聴調査と、道路下の水道管を調査する路面音聴調査の2種類を行っています。

これらの調査を実施することで、漏水を早期に発見することができ、大規模漏水の未然防止、また有収率の向上に努めているところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 老朽管の更新など、漏水対策に取り組んでいるとの答弁であります。もっと漏水対策に力を入れるべきではないか。特に次の3点について、再度質問をいたします。一つは、上水道と簡易水道が統合したことにより、令和4年度の有収率が大幅に減少している。簡易水道の漏水が大きいのではないか。簡易水道の漏水調査を徹底的に行い、有収率を引き上げる必要があるのではないか。さらに二つ目は、上水道についても漏水調査を徹底して行い、有収率を引き上げる必要があると思います。三つ目は、耐用年数40年を超える老朽管は、現在71キロメートルになるということですが、更新は年間1キロメートルから2キロメートルということになります。この取組では、1キロメートル更新では71年

かかりますし、耐用年数を超える新たな老朽管も出てきます。現在の更新を数倍に引き上げ、漏水を未然に防ぐ点に力を入れるべきと思います。この3点について、建設部長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず、以前からの上水道区域と旧簡易水道区域の有収率についてですが、令和4年度の数値で申し上げますと、全体では、先ほど答弁しましたとおり86.1%となっていますが、簡易水道統合前の区域別では、以前からの上水道区域が92.2%、旧簡易水道区域が62.1%であり、以前からの上水道区域に比べ旧簡易水道区域の有収率が、かなり低い状況となっております。

そのため、今年度から旧簡易水道区域を重点的に漏水調査を実施していくこととしており、今年度は、旧簡易水道区域の中でも有収率が特に低い網津笹原地区及び長浜地区を調査することとしております。

また、以前からの上水道区域につきましては、水道管の布設時期が古い箇所などから漏水調査を行っていきたいと考えております。

次に、老朽管の更新についてですが、先ほど答弁しましたとおり、基幹管路や過去に漏水が発生した箇所を優先的に進めているところです。

管路の更新には多くの時間と費用を要します。安定した水道水を供給していくためには、管路の更新は最も重要なことですが、管路更新の財源が必要となってくるため、水道料金を含め、運営面も考えていく必要があります。

そのため、今後の運営状況を見据え、管路更新を少しでも早めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 漏水対策に力を入れ、有収率を上げることが経営改善につながりますし、加入者の負担を軽減することになると思います。より一層漏水対策に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、国民健康保険税について質問をいたします。国民健康保険の加入者は、年金生活者や非常勤で働く低賃金の加入者が多くなっております。しかし、保険税は中小企業の労働者が加入している協会けんぽよりも倍近い保険税の負担となっております。加入者の所得階層ごとの世帯数と過去3年間の収納率、滞納額、滞納の主な理由について、市民環境部長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

タブレット、モニターに表示されています資料の1ページ、参考1を御覧ください。

まず、過去3年間の世帯の合計所得における所得階層ごとの世帯数について表示をしております。令和4年度について申し上げます。所得ゼロが1,437世帯、所得1円以上100万円未満が1,708世帯、所得100万円以上200万円未満が1,096世帯、所得200万円以上500万円未満が658世帯、所得500万円以上が186世帯、合計5,085世帯となっており、所得ゼロの世帯数が全体の28.3%を占めております。

なお、未申告の方で、所得が不明である方については、所得ゼロに含めて集計しております。

また所得ゼロから200万円未満までの世帯数合計が4,241世帯で、全体の83.4%を占めており、このことから国民健康保険に加入されている世帯は、所得が200万円未満の所得が少ない世帯で多くを占めている状況となっております。

次に、タブレット、モニターに表示されております資料の2ページ、参考2を御覧ください。

こちらは、過去3年間の収納率及び滞納額について表示をしております。令和2年度の現年課税分は、収納率95.45%、滞納額3,267万8,033円、滞納繰越分は、収納率20.36%、滞納額9,803万1,271円。次に、令和3年度の現年課税分は、収納率95.73%、滞納額3,044万9,180円、滞納繰越分は、収納率18.23%、滞納額8,860万4,517円。次に、令和4年度の現年課税分は、収納率95.63%、滞納額3,071万2,050円、滞納繰越分は、収納率18.08%、滞納額8,146万9,440円となっており、現年課税分の滞納額はほぼ横ばいであるものの、滞納繰越分の滞納額は年々減少しております。

次に、資料の3ページ、参考3を御覧ください。

過去3年間の滞納がある世帯を所得階層ごとに区分して表示をしております。令和4年度について申し上げます。所得ゼロが260世帯、所得1円以上100万円未満が186世帯、所得100万円以上200万円未満が179世帯、所得200万円以上500万円未満が96世帯、所得500万円以上が9世帯、合計730世帯となっております。

なお、こちらの未申告の方で、所得が不明である方については、所得ゼロに含めて集計しております。

主な滞納理由といたしましては、景気低迷に伴う所得水準の低下や失業による低所得者の増加、物価高騰の影響から生活が逼迫したこと等により、支払いが困難な状況であることが考えられます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 答弁されるとおり、加入世帯の83.4%が年間所得200万円以下の世帯であり、国保税は高いため、市民税と比べても滞納額が多くなっております。滞納されている世帯の状況を見ましても、730世帯中、ゼロ所得から100万円以下世帯が446世帯で61.1%、200万円以下の世帯では85.6%となっております。滞納の理由も景気低迷に伴う所得水準の低下や失業による低所得者の増加、物価高騰の影響による生活の逼迫とされており、払うための努力をされていても払えない深刻な状況にあることが分かります。さらに、一定期間滞納するとペナルティとして資格証明書や短期被保険者証が交付されます。資格証明書は保険証ではありませんし、そのため受診すると、病院の窓口で医療費全額を負担することになります。払うことができず、受診を控え、重症化する可能性があります。資格証明書については交付しない市町村もあり、交付の見直しが必要と思います。次に短期被保険者証についても、有効期間は3か月間あります。3か月ごとの更新で、1か月間市の担当窓口留め置きをしていれば、高齢のために窓口に取りに行けない、あるいは払うお金がないため窓口に取りに行かない方もおられます。保険証がなければ、受診を控える場合もありますし、留め置きをせず直接自宅を訪問し、滞納者の生活状況などを把握をし、留め置きの改善を図るべきではないか。この点について、市民環境部長に答弁をお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 資格証明書及び短期被保険者証の交付基準及び発行件数についてお答えいたします。

初めに、資格証明書の交付基準は、保険税を滞納している世帯主が当該保険税の納期限から1年が経過するまでの間に、当該保険税を納付しない又は納付履行の約束がない場合に対象としております。ただし、18歳以下の被保険者については、有効期限が6か月の短期被保険者証を交付しております。

資格証明書の発行に当たっては、毎年度4月と10月の年2回、資格証明書等交付審査会を開催し決定しております。開催前には対象者に対し、交付予告通知や弁明通知書等を送付し、審査会時には世帯ごとの収入、医療機関の受診状況、これまでの滞納額の支払い状況、納税誓約の履行状況などを基に慎重な審議を行っており、担税力のない方には資格証明書は交付しないなどの配慮を行い、担税力がある方や、市からの呼び掛け等に全く反応がないなど支払いの意思が伺えない場合等は、やむなく資格証明書の発行を行うこととなります。

また、資格証明書の方が保険証がないことによって、医療機関等を受診せず重症化するのではないか、いわゆる受診控えの対応については、資格証明書交付後、臨戸訪問を行い健康状態の把握などに努めており、高額な医療費や入院等が必要になられた場合は、特別な事情の届出を御提出いただき短期被保険者証の交付を行っております。

なお、資格証明書を交付している世帯数は、令和5年8月1日現在で14世帯、そのうち高校生以下を含む世帯が2世帯となっております。

交付している世帯の所得階層につきましては、200万円以下が2世帯、200万円を超え500万円以下が4世帯、500万円を超える世帯が1世帯、未申告の世帯が7世帯となっております。なお、未申告の世帯につきましては、申告勧奨や催告書等に対し反応がなく、支払いの意思が伺えないため交付しております。

現時点では滞納状況を確認する機会を増やすこと、納期期限内に納付されている被保険者間との公平性や適用・適正化の観点から、資格証明書の交付は必要であると考えております。

次に、短期被保険者証の交付基準につきましては、保険証の年度更新時において、前々年度分以前の滞納がある世帯又は前年度分の滞納が4期分以上ある世帯又はその両方に該当する世帯に対し、有効期限3か月の短期被保険者証を交付しております。ただし、資格証明書同様に18歳以下の被保険者については、有効期限が6か月の短期被保険者証を交付しております。この短期被保険者証の交付により、納付や納税相談につながっているケースもありますので、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

また、受診控えへの対応といたしましては、保険証の期限が過ぎて受診される場合に問い合わせがあったときは、電話により納税相談を行った後に即日保険証を郵送しております。そのほか来庁や電話相談だけではなく、病院受診時に医療機関において保険証の期限が切れていることに気づかれた場合は、その医療機関においてオンライン資格確認で対応していただく場合や、電話での問い合わせにより資格を確認する場合もございます。さらに、高額な医療が必要な場合は、特別な事情に関する届出を提出いただき、自己負担額を一定額までの負担で済む限度額認定証の発行も行っております。

短期被保険者証を交付している世帯数につきましては、令和5年8月1日現在で214世帯、そのうち高校生以下を含む世帯が29世帯となっております。

短期被保険者証の留め置きに関しましては、短期被保険者証の交付の主な目的として、滞納者との接触の機会の拡大による適用適正化・被保険者間の公平化・国民健康保険事業の健全運営にあります。生活困窮等様々な状況にある被保険者の方々の現状を把握し、その生活状況に応じたきめ細やかな対応をするためには、電話相談を含む接触の機会を増やすことは必要不可欠なものと認識しております。そのため、受診控えに配慮し、留め置きの期間を1か月間とし、電話や来庁による納税相談をお受けした場合は、直ちに郵送・手渡しを行っております。相談等がなかった場合でも、1か月を経過したときは直ちに郵送しております。

今後、納税相談の機会の確保については、税務課と連携し、より良い方法はないか検討してまいります。

また、令和6年秋からマイナ保険証への移行が予定されており、短期被保険者証・資格証

明書の取扱いも国において検討されておりますので、今後の動向に注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 先ほどの答弁の中で、年度ごとに滞納額が示されましたが、その中で払えない世帯では地方税法第15条関連で、執行停止や時効によってこの3年間で2,185万円から1,444万円の不納欠損額での処理をされております。こうした特別な理由があっても払いたくても払えない、こういう方々に対しては国民健康保険法第77条、更には第44条で保険税の減免や医療費の減免が受けられることになっております。こうした制度を利用して、資格証明書や短期被保険者証の交付を減らし、この制度を積極的に利用すべきと思いますが、この制度はどのような条件で利用できるのか、この利用者数あたりを併せて答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

まず、国民健康保険法第77条についてですが、国民健康保険法第77条では「市町村等は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。」と規定されており、本市では、宇土市国民健康保険税条例及び宇土市国民健康保険税減免基準に関する規則に基づき、減免を行っております。

具体的な内容として、まず一つ目に、非自発的失業者に対する軽減があります。これは、65歳未満の方で倒産や解雇などの離職により国民健康保険へ加入する方について、翌年度末までの間、前年の給与所得を100分の30として算定し、軽減するものです。

二つ目としては、災害により農作物に被害を受けた場合の減免があります。これは、災害による農作物の減収による損失額が、平年の収入額の10分の3以上で、かつ前年中の世帯所得金額が1,000万円以下であるとき、農業所得に係る金額に応じて10分の2から10分の10の割合で国保税を減免するものです。

三つ目といたしましては、解雇、倒産等による退職若しくは失業、事業の休廃止や死亡又は長期間の疾病若しくは負傷の事由による減免があります。これらの事由により国民健康保険の加入者である世帯の所得見積額が皆無になる場合、前年中の合計所得金額に応じて国保税の所得割額を10分の3から10分の7の割合で減免するものです。

四つ目といたしましては、生活保護となった場合の減免があります。これは、生活保護が開始された場合、それまで課税されていた国保税については、生活保護適用日以降の納期に係る分を10分の10の割合で減免するものです。

このほか、火災等の災害により損害を受けた場合の減免や収監による減免、世帯主が後期

高齢者医療保険へ移行したことによる旧被扶養者の減免等がございます。

タブレットとモニターに表示されます資料の参考1を御覧ください。こちらは、過去3年間の減免規則に基づき、申請減免の内訳を表示しております。

令和4年度について申し上げます。令和4年度における国保税の減免適用件数といたしましては、非自発的失業者に対する減免が39件、生活保護となった場合の減免が3件、収監による減免が2件、旧被扶養者の減免が23件、新型コロナウイルスの影響による減免が8件で、合計75件の減免を適用しております。

次に、国民健康保険法第44条についてですが、これは「市町村等は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等の窓口で一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金を減額又は免除、徴収猶予の措置を採ることができる。」となっているものです。

具体的な内容としましては、宇土市国民健康保険条例施行規則第14条の規定により、一つ目に、災害により死亡し、精神若しくは身体に著しい損害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき。二つ目に、干ばつ、冷害等による農作物の不作その他これらに類する理由により収入が減少したとき。三つ目に、事業等の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき等の事由によるものがあります。

熊本地震以降、適用となる重大な災害がなく、また、第44条が適用されるような収入減などで医療費に関する相談自体も少なく、相談があった場合には、収入や生活状況を確認し、世帯の状況に応じた生活保護など、他の制度を案内しているため、現在、適用している世帯はございません。

また、制度周知が十分とは言い難い点もあり、これらも影響しているのではないかと考えております。

これらの減免申請につきましては、基本的には、市役所窓口において国民健康保険の加入や脱退手続等の際に、減免対象となる方に対して説明を行い、申請書を提出いただいております。

また、減免制度の内容については、市のホームページに掲載を行っておりますが、先ほども申し上げましたように、制度の周知が十分ではない点があるかと思っておりますので、今後はより詳しく周知していくよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） この減免制度は、本人が申請しなければ減免を受けることができません。この制度を知らない人が多いと思いますし、そのため、減免の対象などについて周知徹底をして、これに力を入れてほしいと思います。

次に、保育所の利用状況と職員の処遇改善について質問をいたします。保育所の待機児童とその解消対策についてお聞きしますが、子どもの出生数が減っておりますが、入所希望は増えております。これまで4月の入所時点では待機児童はいなくても、産休明けなど年度途中から職場復帰で働く人が増え、10月時点では3歳未満児で一定数の待機児童が出ているとのことでありましたが、状況はどうなっているのか。さらに国は2026年より、親が働かなくとも希望する児童を受け入れ、親の子育て負担を軽減するとしております。こうなるとさらに3歳未満児の入所者は増えます。今後の市の対策と考えを、健康福祉部長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

保育所の入所状況につきましては、本年4月1日時点で、市内保育所15園の定員1,231人に対して、それを上回る1,235人を入所決定しましたが、それでもなお7人の待機児童が発生しました。また、本年12月1日時点では、入所者総数は1,280人となり、5月以降に45人が入所できたものの、55人の待機児童が発生しております。これは議員がおっしゃるとおり、年度途中に児童が1歳の誕生日を迎えて、その保護者の育児休業からの職場復帰や求職活動の開始、転入などによる入所申込者数の増加、また、保育士不足等の理由から入所希望児童の受け入れができなかったもので、その内訳は0歳児が41人、1歳児が9人、2歳児が4人、3歳児が1人となっております。

これまで本市では、待機児童の解消を図るための対策として、令和3年度から熊本県予備保育士確保促進事業を活用しております。これは、年度当初から児童数に係る保育士の配置基準を超えて、新たに保育士を配置した場合に、その人件費を助成するものです。しかしながら、勤務している保育士の産休取得や退職、保育士のなり手不足などにより、市内保育所においても保育士不足は深刻で、待機児童の解消に至っていないのが現状です。

また、国は、全ての子育て家庭に対して支援を強化する目的で、令和7年度以降に、生後6か月から2歳までの未就園児を対象に、親の就労の要件を問わず時間単位で保育所等を柔軟に利用できる、仮称ですが、こども誰でも通園制度の本格実施を示しております。

本市におきましても、待機児童の解消や新たな制度導入に対応していくため、今後も国や県の事業を積極的に活用するとともに、保育の受け皿の必要量の把握や、特に待機児童が多い、0歳から2歳児の定員増に向け、保育所の増設や新設の必要性などについて、市内保育事業所等と引き続き協議を行いたいと考えております。また、市内保育所で働きたいと希望する保育士を増やすための新たな取組を、早急に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 12月1日時点で、55人の待機児童があるとのことであります。特に0歳児から2歳未満児の定員増については、保育所の増設、新設の必要性について保育事業者と協議をし、検討を進めるとのことでありますので、取組をより努めていただきたいと思いますと思うわけであります。

次に、市内の15保育所の配置基準に対し、保育士の配置状況と正規の保育士と臨時の保育士の割合、正規の保育士と臨時保育士の賃金の割合はどうなっているのか、格差があればその対策について、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、市内保育所15園における保育士の常勤職員数及び非常勤職員数の状況を申し上げます。

各保育所が定める就労規則によりますと、本年10月1日現在の常勤職員は合計で111名、非常勤職員が140名の在籍となっております。

各保育所の雇用形態は様々ですが、非常勤職員より常勤職員の占める割合が多い保育所は2園のみで、ほかの13園の保育所におきましては、常勤職員と非常勤職員が同数又は非常勤職員の占める割合が多くなっております。非常勤職員につきましては、国が示す常勤換算値の算出方法の取扱いに基づいて職員配置の定数が定められており、全ての市内保育所においては、配置基準の定数又は定数以上の職員を配置されている状況です。

次に、常勤職員及び非常勤職員の賃金格差につきましては、各保育園が定める就労規則により異なりますので、一概に比較することはできませんが、常勤職員のほうが非常勤職員に比べ、基本的に勤務年数が長くなることや、主任保育士などの役職に就くことがあるなど、雇用形態の違いにより、非常勤職員より給与が高くなると考えられます。

市内保育所における職員の処遇等については、毎年1回、県による指導監査が実施されており、本市担当職員もその監査に同行し、その中で給与規程が適正に整備・運営されているか、また、給与格付、昇格、諸手当等が就労規則に基づき適正に支給されているかなど、確認及び指導を行っているところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 正規の職員が111名、非常勤職員が140名と、非常勤職員が多くなっております。不安定雇用の改善が必要ではないかと思えます。

次に、保育士の賃金はほかの産業の労働者に比べて大幅に安くなっております。その上、重労働で保育士の確保は難しくなっております。保育士の配置基準の見直しなど処遇を大幅に改善しないと保育士の確保はできず、保育所の運営を縮小するところも出ております。国

に大幅な賃金の引上げなど処遇改善を求めるとともに、先ほどの答弁の中で、市内の保育所で働きたいと希望する保育士を増やすために新しい取組を早急に検討すると、市独自の対策を述べられましたが、具体的にはどういう制度を考えているのか。併せて、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

国は、本年6月13日に閣議決定されましたこども未来戦略方針において、保育士の配置基準の見直しを掲げ、具体的には、1歳児については、現行の子ども6人に対して保育士1人の配置を、子ども5人に対して保育士1人。また、4歳児・5歳児については、現行の子ども30人に対して保育士1人の配置を、子ども25人に対して保育士1人とする配置基準が示されております。また、保育士を増員した場合は国の給付金を手厚くするなど、更なる処遇改善が検討されております。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査によりますと、保育士の給与水準は、国の公定価格である処遇改善加算等により、以前より上がってはきているものの、他の職種に比べて低位となっております。半面、実際の保育現場においては、保育士に更なる資質の向上や専門性が求められ、保育士の業務負担は増大しております。

本市におきましても、保育士の業務負担を軽減するための施策として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する保育補助者雇上強化事業や、保育に係る周辺業務を行う保育支援者を配置した場合などに補助を行う保育体制強化事業を実施しております。市内保育所におきましては、このような事業を積極的に活用していただき、保育士がゆとりを持ち、保育に集中できる効率的な環境整備を通じて、保育士の離職防止や保育士の確保に努めていただいているところです。

このような中、保育士の配置基準の見直しが行われ、実際に保育士の増員につながれば、児童、保育士双方にとって大変素晴らしいことと思いますが、現在の保育士不足の状況を鑑みると、場合によっては、保育士数に合わせて定員児童数を減らす状況を生むのではないかと懸念しているところでございます。そのような事態を生まないように、保育士人材確保や待機児童解消のため、保育士の処遇改善について強く国・県に要望してまいります。

また、先ほど答弁しました市内の保育所で働く保育士を増やす方策についてのお尋ねの件に関しましては、本年9月定例会で市長が答弁しましたとおり、保育士を含めた資格取得などのために、学生時代に受けた奨学金の返還を支援する制度の導入などを検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 保育士の処遇改善をしないと、保育士の確保ができず、児童の受け入れを減らすなどの問題が出てくると思います。保育士を増やすための市の独自の対策も含め、改善に力を入れていただきたいということを強く要望いたしまして、今回の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。10時55分から再開いたします。

-----○-----

午前10時47分休憩

午前10時55分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

1番、土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 皆様、改めましておはようございます。会派、風の土黒功司でございます。一般質問の時間をいただき、誠にありがとうございます。今回は、通告に従いまして、宇土市の行政視察受け入れについて、自治体DXについて、自主防災組織についての3項目について質問させていただきます。以後、質問席より質問させていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 去る10月の栃木県矢板市の自治体DX、埼玉県三郷市の自主防災組織への総務市民常任委員会視察研修に対し、同行していただきました総務部長、企画財政部長そして議会事務局の皆様には深く御礼申し上げます。皆様の御尽力により、実り多い学びの場となりました。先進的な自治体の取組を学ぶことで、改めて宇土市の強みと特性を考える良い機会となりました。特に今回の研修で学んだ自治体DXの取組や自主防災組織連絡協議会の実践例は、私たち市政運営においても有益な示唆を与えてくれたと感じております。今回の質問は、この視察で得た貴重な知見を宇土市の発展に生かすために、提案として取り上げさせていただきました。今回の質問に関しては、委員会としてではなく、あくまでも土黒個人の議員としての視点であり、また全庁において重要な事項であると考えたため、一般質問にて取り上げさせていただきました。

それでは、質問に移らせていただきます。宇土市のこれまでの行政視察受入実績から見る、他市町村から見た宇土市の特徴について。まず、私たちが宇土市でどのようにほかの自治体から行政視察を受け入れているのか、その実態について議会事務局から情報をいただきました。委員会視察研修で他市の視察研修をさせていただいたわけですが、そこで得た知見は、宇土市にとっても有益であると感じています。同時に視点を逆にすると、他市から宇土市へ

の視察がどのように行われているかを知ることで、我が宇土市の強みや特性をより深く理解できるのではないかと考えました。議会事務局から頂いた情報によれば、宇土市は年間を通して多くの視察を受け入れており、特に熊本地震における行政対応や大学との連携事業に関して注目を集めていることが、視察内容から分かりました。これらの分野での取組は宇土市の強みであり、他自治体にとっても参考になる貴重な事例であると考えました。そこで、私はこれらの視察受け入れ内容についてより詳しい情報を求めたいと思います。この情報は我が宇土市の強みをさらに生かし、また市政における改善点を見いだすために非常に重要であると考えております。

それでは1番目、他自治体から見た熊本地震に対する行政対応について、宇土市で取り組んだ熊本地震に対する被災者支援や今後の災害に対する備えなどヒアリングされたと思いますが、実際にどういった内容がヒアリングされ、宇土市としての特徴的な取組としてどういった説明をされましたでしょうか。総務部長にお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

熊本地震に関連した行政視察は、これまで多くの自治体等から依頼を受けて対応をさせていただいており、市では、熊本地震の概要、避難所及び救援物資の状況、施設等の被害状況、熊本地震を踏まえた対策などについて説明を行っております。

この中で、自治体から頂きました御質問につきまして、3点ほど申し上げます。

まず1点目です。熊本地震後を踏まえ、見直しが必要と思われた防災に関するマニュアルや計画とその策定状況についてでございます。

熊本地震が発生した際、数えきれないほどの緊急業務が発生し、職員が不足したことや人・物の受援体制も整っておらず、その受入れに困難を極めました。このため、行政機能が低下した状況下においても、非常時優先業務を遂行できるよう業務継続計画や受援計画をあらかじめ策定しておくことの重要性をお伝えしております。

次に2点目です。4月14日の前震時に自発的な参集職員の割合が過半数を超えているが、定期的な職員の防災意識向上のための取組についてです。

市では、熊本地震前の平成25年度と平成27年度に年1回、職員に事前に訓練日を通告することなく、抜き打ちで職員を招集する職員非常参集訓練を実施しておりました。この訓練を通じて、職員自身が災害に対しての行動を認識し、自発的な登庁につながったものと考えていることをお伝えしております。

最後に、災害に強いまちづくりへの取組状況についてでございます。

市では、平成30年3月に、熊本県宇土市復興まちづくり事業計画を策定し、この計画に基づき、防災井戸、備蓄倉庫、避難路の整備のほか、備蓄用非常食を常時1万8千食以上、

保存水を500ミリリットル換算で常時1万8千本以上を確保するように取り組んでおり、平常時における災害への備えについてをお伝えしております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。防災マニュアルや計画に関する視察結果、そして行政対応の計画策定の重要性についての報告は、私たちが目指す災害に強いまちづくりにとって、非常に重要な内容であると感じました。また、職員の防災意識向上に向けた定期的な取組についても触れられており、これらは宇土市の防災体制を強化する上で大いに参考になると思います。これらの取組を通して、宇土市が災害に対してより強じんなまちになることを期待しております。

続きまして、他自治体から見た大学との連携協力事業について。宇土市として取り組んだ崇城大学との連携協力に対して、視察があっているようでした。宇土市として大学連携のどういった点で視察対象となり、回答としてどういった特徴を御説明されたのか。また、この事業から現在宇土市には何がつながっているのか、企画財政部長にお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君。

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

宇土市と崇城大学は、平成18年11月に連携協定を締結し、地域づくりなどの分野で相互に協力しながら、地域社会の発展と人材育成に寄与する各種取組を行ってまいりました。その連携協定に基づく取組として、平成29年度から令和元年度までの3年間、建築学科3年生の前期授業のカリキュラムとして、宇土市のまちづくり提案事業が行われ、令和元年度に3回、行政視察の対象になりました。

この宇土市のまちづくり提案事業は、「地域を元気にするためにはどうすれば良いか」を研究テーマに、学生約20名がチームに分かれて、実際、宇土市内を歩いて地域の人たちと対話を重ねながら、地域が元気になるアイデアをまとめて市に提案し、市は今後の事業実施の参考にするものです。このように、新たな視点を持つ学生たちがまちづくりに積極的に参加していることや、地域の人たちの声や意見を直接聞き、若者ゆえに気づいた市の魅力や可能性を表に引き出す取組が注目され、行政視察の対象になったのではないかと推察しているところです。

3回の行政視察では、この事業の特徴として、学生たちから市職員や地域の人たちへまちづくりのアイデアの中間発表が行われ、参加者のアドバイスを取り入れながら内容をブラッシュアップして提案を最終発表する仕組みや、学生たちから市の豊かな資産を活用した具体的な提案が多数挙げられる点、市の魅力の再発見につながっている点などを御説明させていただきました。また課題として、提案が市の事業として実施された事例がないことにも触れ

ており、今後は、関係部署で事業実施の可否を検討するとして前向きに検討を行っておりましてけれども、新型コロナウイルス感染症拡大により提案事業の実施に残念ながら至っておらず、崇城大学との宇土市のまちづくり連携事業も、令和元年度を最後に休止している状況になっております。

今後は、地方創生の観点からも、崇城大学に限らず、産官学連携を視野に入れて、宇土の魅力や学生たちとともに発信できるような取組を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。宇土市が数年前に取り組みされた大学との連携事業について、他自治体からも注目されるほど魅力的な取組であったということが分かりました。私自身も崇城大学の発表会に参加させていただき、若い視点からの宇土市の魅力や独自の発想が盛り込まれたプレゼンテーションを聞き、大きな刺激を受けたことを覚えております。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、現在は休止状態であることは非常に残念に感じます。崇城大学の学生たちが考案した企画案が、今どういった状況になっているかは分かりませんが、現在の宇土市の動きに活用されていることを願います。大学や中・高等学校との連携事業は是非復活させていただき、若い世代からの新鮮な風を宇土市の未来に向けて取り入れていただきたいと思います。

続きまして、2番目の自治体DXの取組について移らせていただきます。先日の一般質問で、佐美三議員も取り上げられておりました職員数の問題、職員の退職等を取り上げられておりましたが、本市が抱える重要な視点だと私も思っております。答弁において触れられませんでしたでしたが、私は職員数不足により、本来考えなければいけないことの課題の本質は、職員不足・若手職員の退職による市民サービスの質の低下、業務遂行の効率低下、職員の過労そして業務ミスの増加、こういったことだと考えておまして、これらの問題に対する抜本的な解決策は、答弁においてはまだ見つかっていないと受け止めております。今回、私のほうでは、自治体DXに焦点を当てさせていただきました。自治体DXは、限られた事務的リソースの中で、業務効率化とスピードの向上、市民サービスの質の向上、透明性とアクセシビリティの向上、コスト削減と資源節約等々、数多くのメリットがあることは皆様も御理解されていることだとは思いますが、人口減少が避けられない状況となっている地方自治体において、事業推進をしていく中で、デジタルデバインド等の様々な障壁はあるかと思いますが、今後の地域発展に向けては注力すべき分野であることは間違いありません。冒頭に述べました委員会視察研修の学びを踏まえまして、これからの自治体推進に向けた宇土市の取組について、幾つか質問させていただきます。

自治体DXの推進に向けた体制予算について。資料のほう、これが視察研修の写真を掲載

させていただいております。まずは、本年度における宇土市のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に当たり、具体的な職員体制、配置人数や役職構成と予算配分、システム運用費やデジタルトランスフォーメーションを進めるに当たり先行投資に充てられる予算について、現在の宇土市の予算の配分はどのようになっており、今後どのような計画になっているのか、企画財政部長にお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君。

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

まず、DX推進に向けた推進体制についてお答えいたします。

令和3年12月1日に市長をトップとした宇土市DX推進本部を立ち上げ、課長級で組織する幹事会と関係係長級で組織する作業部会において、研修会や情報共有を行い、国が示す自治体DX推進計画や市の行財政改革大綱の計画的な推進を図っております。

職員の配置としましては、情報統計係が兼務する形で、職員4名、会計年度任用職員1名、地域活性化起業人1名の計6名で、庁内システム関係の調達や維持、統計調査と併せてDXを推進しているところです。

次に、情報担当部署としての令和5年度の予算といたしましては、当初予算額が3億5,089万9千円で、そのうち初期費用として、これは投資的費用とも呼びますが、DX関連に関する予算を2億2,240万4千円計上しております。今年度新たな事業としましては、デジタル田園都市国家構想交付金などを活用した公開型GIS構築業務、スマート申請、手続ガイド及びRPAの導入になります。また、補正予算といたしましては、6月に文書出力状況調査委託料44万円、9月に生成AI利用料114万4千円を計上しているところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。宇土市DX推進本部の立ち上げや幹事会、作業部会などDX推進のための取組が多々行われていることについて、DX推進に向けた力強い取組が行われていること、また、矢板市の視察を通じて、宇土市が人員体制や予算の確保において、ほかの先進自治体に劣らない状況であることが確認できまして、大変心強く感じております。しかし、答弁の中で一つ気になる点があります。それはDXに向けた体制づくりに課長級で組織するというお言葉です。これまでの業務遂行においては、当然経験や人脈が重要であり、役職の方々が適切であり、効率的な判断をすることは理解しております。しかし、今回取り上げている自治体DX化の分野は、時代や感覚の変化が非常に激しい分野です。市役所内の業務経験や年齢が偏った組織体制では、DX化の動きに対して足かせとなっている可能性はないでしょうか。デジタル化、DX化の分野では、若手職員の新鮮な視点やアイデアが重要になってくると思います。若手職員の意見や感性が直接反映されるよ

うな、より革新的な組織編成を検討していただくことは可能でしょうか。これは、宇土市の将来のために非常に重要な視点であると思っておりますので、是非とも御検討をお願いいたします。

続きまして、自治体DXの実現に向けたビジョンの策定、業務の進め方について、宇土市が進める自治体DXにおける市のビジョンについて、詳しく教えていただきたいと思えます。

まずはタブレットの資料の2ページ目に掲載いたします研修先の矢板市から頂いた資料になります。矢板市では、「デジタルバリアフリー宣言」という造語までつくり、庁舎内外に強いデジタル化へのメッセージを送っておられました。宇土市としてはどのような方針をお持ちでしょうか。続きまして、3ページ目。矢板市が目指すデジタル戦略についてですが、こちらは資料に掲載してありますとおり、矢板市はスモールスタート、トライ&エラーといった、こういった戦略を打ち出されておりました。昨今の急激な時代の変化に対応するためOODAループ、Observe（観察）、Orient（状況判断）、Decide（意思決定）、Act（行動）という、PDCAのPlan（プラン）の部分に時間を使いすぎるのではなく、早期の意思決定を重視した方法が矢板市では取り入れられていました。この考え方で自治体DXを推進できるかどうか、詳細をお伺いできればと思えます。また、具体的な取組の例があれば、そちらについても御説明をお願いいたします。さらに、先ほどの御答弁でも宇土市の新しい組織体制の推進については触れていただきましたが、矢板市の例に倣い、宇土市でもプロジェクト制の導入はデジタル相談室の設置など、全庁をまたいだデジタル化への取組や職員のデジタルスキル向上に関する取組を行っているか、状況をお伺いできればと思えます。企画財政部長、よろしく申し上げます。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君。

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

まず、本市のDXを推進する大きなビジョンといたしましては、国の自治体DX推進計画で示されている重点項目、そして第9次宇土市行財政改革大綱に掲げている事業の計画的な推進です。その先にある目指す姿は、「来なくてもいい市役所」、「書かなくてもいい市役所」になっております。

次に、事業の進め方につきましては、先ほど申し上げました幹事会や担当部会で横断的に情報共有を行い、DX推進室が旗振り役としてデジタルの活用方法の提案や普及を行っております。検討に当たっては、特に、住民目線そしてトライ&エラー、横断的取組を念頭に実施しています。

実際の進捗状況としましては、国の自治体DX推進計画では、自治体情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進・利用促進、自治体フロントヤード改革の推進、AI・RPAの利用推進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底の6項目が重点項目

とされております。これらの中では、環境の整備が完了した項目もあり、未整備なものについても完了期限までに遅れることなく推進を図っているところです。

行財政改革大綱に掲げているものとしましては、A I 議事録の導入や庁内無線環境の整備等のハード整備、I C T 推進の強化としてデジタルデバインド解消事業の実施など、進捗率は7割程度となっております。今後は関係課とさらに連携し、業務改革に併せて電子決裁や文書管理システム、窓口支援システムの導入等の推進について検討を行ってまいります。

導入されたツールなどについては、一気に業務を変えることも必要ですが、スモールスタートとして開始し、例えば、今年度導入しましたスマート申請や手続ガイドは、利用者の意見を参考にすることにより、活用しやすいツールとなるよう適宜見直しを行いながら、拡充してまいります。また、生成A I などに見られるようにデジタル技術の進歩は早いため、いつでも見直し等が可能なようにOODAループの手法により、突然の外的変化に対応できるように取り組んでまいります。

なお、職員のスキルアップや気運醸成が必要不可欠であることから、昨年度から様々なセミナーや研修会への参加等を促しているところですが、先ほど御提案いただきました各課の若手職員による意見交換も数回既に始まっているところです。より一層の充実を図るため、グループウェア上での情報交換や情報共有を強化し、D X 情報の発信頻度も高めてまいります。

今後も、市民の利便性向上及び庁内の業務改善の両輪で、全庁一丸となって自治体D X を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。様々な自治体D X に向けた環境整備が進められており、また、OODAループ手法もふんだんに取り入れられているということで、今後の宇土市がとても楽しみです。庁内での情報共有をさらに積極的に取り組んでいただき、業務効率化、市民サービスの向上が進むことを期待しております。

続きまして、公文書・文書管理システムの電子決裁、宇土市の各種条例の現状、これらの今後の進め方について。宇土市においては、ペーパーレス化の取組など積極的な文書のデジタル化を進められているとは既にお伺いしております。さらに令和5年6月議会でも御答弁で触れていただきましたが、公文書や文書管理システムの電子決裁に向けた動きも、市政運営の効率化にとって重要なステップであると考えております。現時点での進捗状況をお伺いできればと思っております。また、宇土市には多くの条例が制定されていますが、その中には制定が古く、デジタル化、D X 化の進展を阻害する可能性があるものがあるのではないかと思います。例えば、公文書の文書配布は紙や磁気メディアに限定されていたり、デジタル

の技術に対応していないような条例はないでしょうか。さらに、デジタル化を推進することで発生し得る業務上のデメリットについて、市はどのように対応しているのか、具体的な対策についても御説明いただければと思います。デジタル化は多くのメリットをもたらしますが、それに伴うリスク管理も重要ですので、その点について市の考えをお聞かせください。総務部長、御答弁よろしく申し上げます。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

初めに、文書管理システムについてですが、現在、文書の作成、決裁、保存及び廃棄までの一連のサイクルをシステム上で管理することができる、文書管理システムの導入を検討しています。

現在の状況としましては、他自治体への視察や先進自治体からの情報収集等を行っているところです。文書管理システムの導入は、業務の効率化を図るとともに、ペーパーレス化の推進ができるものと考えております。導入に当たっては、本市の文書管理に適したシステムの導入や、財務会計システムで作成する文書も非常に多いことから、財務会計システムの電子決裁等も併せて、現在検討をしているところです。

次に、条例に関してですが、古くに制定されている条例も多くございます。その中には、申請は書面で提出する、押印が必要とされている、また表現が古いなど、DXの推進にそぐわないような条例もございます。

現在、市役所で行う各種手続において、利便性向上のために、オンライン申請を順次進めるなど、各業務でDXの推進に取り組んでいるところでございますが、宇土市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の規定を適用させることで、古い規定がDXの推進に支障を来さないように対応を行っております。

また、本年12月から、見積書や請求書等一部の書類に関しまして、押印の省略ができるように、取扱いの変更を行ったところでございます。

そのほか、DXを推進していく上で、必要があれば、その都度条例等を改正し対応している状況です。

議員御指摘の公文書の情報開示に関しましては、開示の方法は、現在、閲覧のほか、紙での写しの交付又は電磁的記録であれば、光ディスク等に複写したものを交付することとなっております。よって、現状では窓口や郵送等で、閲覧・交付等の対応を行っているところでございますが、今後、開示の方法についても検討して行きたいというふうに考えております。

最後に、DXを進める上での業務上のデメリットについてです。

DXを進める上で、導入経費の発生や、検討事項、業務の進め方が変わる等で一時的な業務負担が生じることも考えられますが、それをデメリットではなく、将来を見据えた業務の

効率化につなげるものと捉え、さらに、市全体でDXを推進していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） ありがとうございます。宇土市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例、これが適用されることで、支障が出ないような対応が行われているということで、私の条例の把握不足で大変失礼いたしました。ただ、冒頭に述べましたとおり、既存のやり方を変えられないことによる業務上の無駄な時間が発生していることはないでしょうか。デジタル化を進めることで、それぞれに業務での効率化が行われ、対応にかかる時間も今後は短縮できるのではないかと考えておりますので、DXを取り入れた業務改善に取り組んでいただくことをお願いいたします。

続きまして、情報発信について。本年度から新たに体制が整えられた秘書政策課に関して、現在の情報発信ツールの整備状況とその詳細についてをお伺いいたします。また、行政視察した矢板市の情報発信環境の資料になりますけれども、視察いたしました矢板市では、多くのSNSツールを活用しながら、一番左、「やいたぶ」というさらに市独自の情報発信ツール用の公式アプリの運用もされておりました。宇土市での情報発信戦略についてどのような計画があるのか、具体的な方針や目指す目標、期待される成果について御説明をお願いできればと思います。さらに、秘書政策課が市民への情報発信、市民とのオンラインコミュニケーションづくりについて、どういった考えをお持ちなのかお伺いできればと思います。引き続き、総務部長御答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

自治体による情報発信は、行政施策や手続、災害やイベント情報など、市政におけるあらゆる情報を提供することにより、市民の市政への理解と関心を高め、行政参加の機会を促進するという重要な役割を果たしております。

行政からの情報発信には、正確さや理解しやすさだけでなく、リアルタイムな情報をより迅速に発信することが求められ、また、市の認知度を向上させるために、市の魅力を広く発信することも重要視されております。

そこで、市からの情報発信をより迅速で効果的なものに革新するため、先ほど議員からお話がありましたが、今年度から担当部署を新設しまして、取組の充実と強化を進めております。具体的にはSNS、これはLINEやFacebook、Instagramになりますけれども、これらの利用による即時性、迅速性、拡散性を最大限に活用するための課題解決に取り組んでおります。

一例を申し上げますと、LINEでの情報発信においては、以前は各事業担当課が記事を作成し投稿しておりましたが、現在は、新設した担当部署が記事作成を一括して行うことで、情報量と視覚的な一貫性を向上させ、「分かりやすい。」「見やすくなった。」との意見をいただいています。

また、SNSの情報発信の大きな課題でもあります登録者数の増加につきましては、窓口や市内施設でのPR、市主催の会議やイベントでのチラシ配布を実施し、一人でも多くの方に登録していただけるように努めております。

なお、他自治体では、独自に開発した専用アプリや有料のLINE拡張機能を導入し、利用者の利便性を追求した情報発信に取り組んでいるところも多く見受けられます。今後は、広報紙やホームページ、現行のSNSによる情報発信の充実を図りつつ、他自治体の導入事例等を参考に、本市にとりまして最適な情報発信の方法を検討し、より高い効果が得られるように取り組んでまいります。

さらに、SNSを含む情報通信技術は日々進化をしております。今後は、民間の高度な専門知識やノウハウ、機動力を活用することも併せて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。御答弁で触れていただきましたが、LINEの活用に関しては、私も宇土市からのLINEの情報発信には大変助かっており、最近の発信内容や方法に関しては非常にすばらしい変化だと、私自身も感じております。担当されている職員の方が、相当工夫をしながら業務を進められているのだと強く感じております。今回、情報発信ということで、担当課である秘書政策課に御質問させていただきましたが、庁内を見ると、例えば商工観光課が公開されている宇土市観光サイト「うとびより」、たびたび議会でも取り上げられます宇土移住・定住の取組に関しても、今後、新たな情報発信の仕組みが検討されているとお伺いしております。情報発信に関しては、市内の方だけではなく、市外の方々にも宇土市のこと、宇土市の魅力を感じてもらいたいことだと思っておりますので、是非全庁をまたいだ、より効率的で効果的な取組を検討していただければと思っております。また、企画財政部長からも御答弁がありましたが、自治体DXに向けて、住民目線、トライ&エラー、横断的取組、こういった言葉が出てきましたが、情報発信に対しても組織体制、運用体制をホームページ等の環境を立ち上げることをゴールとするのではなく、生み出した環境を育てていくことにも取り組んでいただければと思います。

最後の質問になります。自主防災組織の取組についてお伺いいたします。自主防災組織の運営において、平時からの継続的な活動が重要であると認識を持たれていると思います。しかし、この継続的な活動を維持することは容易ではありません。特に、ボランティアによる

組織運営の限界、資源の不足、住民参加の促進など、様々な課題が存在しております。行政として、これら自主防災組織の持続可能な運営を支援し、強化するためには、どのような具体的な施策や支援体制を考えられておりますでしょうか。また、自主防災組織の活動に対する認識の普及や住民の参加促進、継続的な訓練や教育プログラムの提供など、行政が行うべき役割とその実現策について、検討されている項目があればお伺いさせていただきます。総務部長、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

自主防災組織は、現在157行政区のうち138行政区で設立されておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が休止している状態にある行政区もあることを認識しております。

このため、未設立の行政区に対しましては、自発的な結成に向けて、会議やイベント等をお願いをしており、活動が休止している行政区につきましては、組織編成の見直しを図っていただくようお願いをしている状況でございます。

自主防災組織は、地域で助け合い、励まし合い、そして、お互いの命や財産を守るために必要な組織であるということ認識しております。

現在、市としましては、自主防災組織から防災訓練などの依頼があった場合は、行政区長等と打ち合わせを行い、市からアドバイザーを派遣して、防災力が身につく内容となるよう工夫しながら、防災訓練や講座などへの指導や支援を行っております。

また、自主防災組織等相互の協力体制を構築することで、「誰一人取り残さない」自助・共助に基づく地域防災力の向上につながるものとして、自主防災組織連絡協議会の設立を進めており、市内7地区中4地区が設立を完了されております。

特に、大規模災害に備え、普段から自主防災組織で協力し合える体制の構築や、地区内の自主防災組織間での情報交換、また行政区単体ではできなかった合同訓練の実施、さらに他組織の先進的な活動内容を知ることができる意義は、防災意識の向上を図る上で非常に大きいと考えております。

さらに、地域における防災リーダーを担う防災士を養成するため、昨年度、宇土市において、県主催の火の国ぼうさい塾が開催され、市では、防災士の取得に必要な経費を全額負担しまして、27名の方が防災士の資格を取得されておられます。

この防災士の資格を取得された方には、自ら積極的に地域の自主防災組織が実施する防災訓練などに参加をしていただき、地域防災力の向上に寄与していただきたいというふうに考えております。

今後、自主防災組織が継続的に活動できるよう、市民の皆様に防災への関心を持っていた

だくとともに、大規模災害に備えるため、近隣の自主防災組織とも連携し、平時から災害時に協力できる体制の構築ができるよう、自主防災組織等に対する補助制度等につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。まず、自主防災組織連絡協議会、これは市内7地区中4地区が設置完了をしているということで、大変ありがたく思います。しかし、市民の安全を守る上で、残る3地区においても速やかな設置が求められていると思いますので、市民一人一人の安全確保に向けて早期の対応をお願いいたします。

次に、私の地元、走潟における自主防災組織が立ち上がっていること、市職員の皆様の御尽力に感謝いたします。しかし、自主防災組織活動の推進には、地域住民の皆様の広範囲の理解と協力が必要です。特に、若い世代や女性の参加を促進し、多様な視点を取り入れることが持続可能な地域社会の構築につながると思っております。先日の浦本議員も提起された地域における女性の力の重要性についても、強く同感いたします。地域の防災活動において多様な層の積極的な参加は、発災後の長期的な支援においても大きな力になることは、私、実際に支援活動を現場で行ってきた立場からも明らかに感じました。自主防災組織の活動が日常的に行われますよう活動のサポート、そして御答弁でも触れていただきました補助制度の設立に向けても、是非早急に御検討いただければと思います。そして、今回2番目の質問で取り上げさせていただいた自治体DXの推進についても、災害に強い地域づくりにおいて重要な要素であると考えております。自治体DXを進めることは、運営の多様化を取り入れることで、より効果的な防災対策を実現し、市民の皆様の安全と安心を確保できるものと思っております。

最後になります。DXの真髄は、デジタル化そのものではなく、トランスフォーメーション、変革にあると考えております。今を守るために変革を恐れて止まり続けるのか。10年後、20年後、宇土市に住みたい、宇土市で働きたいという子どもたちを宇土市で育てるために、新たな視点や感性を取り入れるのか。宇土市を前へ、共に進めていければと思います。

以上で、私からの一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、質疑並びに一般質問は全部終了いたしました。質疑並びに一般質問を終結いたします。

-----○-----

日程第2 常任委員会に付託（議案第85号から議案第111号）

○議長（藤井慶峰君） 日程第2、議案の委員会付託を行います。

まず先に、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

諮問第4号及び諮問第5号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての2件の人事案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、諮問第4号及び諮問第5号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました諮問を除く市長提出議案第85号から議案第111号までの27件について、配布のとおり、令和5年12月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第3 常任委員会に付託(請願・陳情)

○議長(藤井慶峰君) 日程第3、請願・陳情については、配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしましたので、御報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、7日総務市民常任委員会、8日経済建設常任委員会、11日文教厚生常任委員会となっておりますので、よろしく願いいたします。

次の本会議は、15日金曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でございました。

-----○-----

午前11時43分散会

令和5年12月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

総務市民常任委員会

- 議案第 85号 宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 86号 宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 87号 宇土市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 88号 宇土市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 89号 宇土市廃棄物等の減量化、再資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 94号 辺地総合整備計画について
- 議案第 97号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第 98号 令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第101号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第102号 宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第103号 宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第104号 宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第105号 宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第107号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第109号 令和5年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

経済建設常任委員会

- 議案第 93号 宇土市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 97号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第100号 令和5年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第106号 令和5年度 網津第2排水機場整備工事（ポンプ設備）請負契約の締結について
- 議案第107号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第110号 令和5年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第111号 令和5年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について

文教厚生常任委員会

- 議案第 90号 宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 91号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 92号 宇土市老人ホーム条例の一部を改正する条例について
- 議案第 95号 指定管理者の指定について
- 議案第 96号 指定管理者の指定期間延長について
- 議案第 97号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第 98号 令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 99号 令和5年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第107号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第108号 令和5年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和5年12月宇土市議会定例会請願・陳情文書表

継続審査になっている請願

受理 番号	受 理 年月日	請 願 の 件 名	請願者の住所・氏名	付 託 委員会	紹介議員
令和 5年 3	R 5. 8. 24	健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書	宇土市築籠町177-7 宇城民主商工会 会長 坂本 英治	文教厚生	福田慧一

陳情

受理 番号	受 理 年月日	陳 情 の 件 名	陳情者の住所・氏名	付 託 委員会
令和 5年 3	R 5. 11. 15	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書	宇城市松橋町松橋 414-1 宇城教職員組合 委員長 今村 良博	文教厚生

第 5 号

1 2 月 1 5 日 (金)

令和5年12月宇土市議会定例会会議録 第5号

12月15日（金）午前10時35分開議

1. 議事日程

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
 - 1. 総務市民常任委員長報告
 - 2. 経済建設常任委員長報告
 - 3. 文教厚生常任委員長報告(質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願・陳情について
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(討論・採決)
- 日程第5 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(討論・採決)
- 日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
(採決)

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
 - 1. 総務市民常任委員長報告
 - 2. 経済建設常任委員長報告
 - 3. 文教厚生常任委員長報告(質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願・陳情について
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(討論・採決)

日程第5 諮問第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(討論・採決)

日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
(採決)

(追加日程)

日程第7 議案第112号 令和5年度宇土市一般会計補正予算(第6号)について
(質疑・討論・採決)

3. 出席議員(17人)

1番 土 黒 功 司 君	2番 杉 本 寛 君
3番 中 野 洋 一 君	4番 浦 本 晴 美 さん
5番 佐美三 洋 君	7番 今 中 真之助 君
8番 西 田 和 徳 君	9番 園 田 茂 君
10番 宮 原 雄 一 君	11番 柴 田 正 樹 君
12番 檜 崎 政 治 君	13番 野 口 修 一 君
14番 中 口 俊 宏 君	15番 藤 井 慶 峰 君
16番 山 村 保 夫 君	17番 村 田 宣 雄 君
18番 福 田 慧 一 君	

4. 欠席議員(1人)

6番 小 崎 憲 一 君

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長 元 松 茂 樹 君	副 市 長 谷 崎 淳 一 君
教 育 長 太 田 耕 幸 君	総 務 部 長 山 口 裕 一 君
企画財政部長 光 井 正 吾 君	市民環境部長 小 山 郁 郎 君
健康福祉部長 岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長 加 藤 敬 一 郎 君
建 設 部 長 草 野 一 人 君	教 育 部 長 野 口 泰 正 君
秘書政策課長 渡 邊 聡 君	総 務 課 長 上 木 淳 司 君
危機管理課長 内 田 雅 之 君	企 画 課 長 三 浦 仁 美 さん
まちづくり推進課長 中 山 好 美 さん	財 政 課 長 北 谷 太 示 君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長 江河一郎君 次長兼議事係長兼庶務係長 春木教明君
議事係参事 村田有美さん 庶務係主事 中山裕輝君

午前10時35分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

開会に先立ちまして、御報告いたします。

本日、6番、小崎憲一君から欠席届が出ておりますので、御報告をいたします。

-----○-----

日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長、西田和徳君。

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（西田和徳君） おはようございます。

ただいまから、地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過並びに審査内容について、中間報告をいたします。

まず、先般行いました要望活動について御報告いたします。

去る10月26日に、国土交通省九州地方整備局及び八代河川国道事務所、また11月7日には、熊本県選出の国会議員及び国土交通省の本省に、熊本天草幹線道路の早期全線開通と整備に伴う所要の予算の確保を強くお願いしてまいりました。

福岡の九州地方整備局では、谷川道路情報管理官をはじめ幹部職員と、八代河川国道事務所では、宗事務所長をはじめ幹部職員と面会し、整備に関する要望及び意見交換を行いました。

また、東京での要望活動では、金子恭之衆議院議員、松村祥史国家公安委員会委員長に面会し、要望及び意見交換を行いました。その後の国土交通省本省訪問の際は、吉岡技監など多くの方に直接、早期の開通や予算拡充の要望を伝えることができました。今後の事業促進につながる大変意義のある要望活動であったことを、まず御報告いたします。

続きまして、去る12月1日、執行部出席のもと本委員会を開催し、現在までの取組状況について、執行部から説明がありましたので御報告申し上げます。

まず、熊本・宇土道路、宇土道路、宇土三角道路における用地進捗率、事業進捗率につきましては、前回の報告から変更はあっておりません。宇土道路、宇土三角道路につきましては、予算配分の変更及び契約締結がなされた業務等がございますので、御報告させていただきます。

まず、宇土道路につきまして御報告申し上げます。

令和5年度予算については、当初予算額39億円に対し10億2,400万円を増額する

補正が行われております。

次に、令和4年度繰越事業で、熊本57号平原地区工事用道路3期工事及び令和4年度宇土道路裁決申請図書作成等業務の工期の延長が行われております。

令和5年度事業では、熊本57号長浜地区改良2期工事で契約締結がなされております。さらに、熊本57号城塚地区改良19期工事及び令和5年度国道57号宇土三角道路外土地評価業務の契約締結が行われ、これらは、城塚地区の地盤改良工事並びに宇土三角道路及び宇土道路の用地取得のために必要な土地評価業務などとなっております。そのほか、熊本57号網津地区改良2期工事で入札に伴う公告がなされております。これは、網津地区の改良工事となっております。

次に、宇土三角道路につきまして御報告申し上げます。

令和5年度予算については、当初予算額1億円に対し8,000万円を増額する補正が行われております。

令和4年度繰越事業で、令和4年度熊本天草幹線道路測量（その6）業務、令和4年度熊本天草幹線道路地質調査（その4）業務及び令和4年度宇土三角道路権利者調査等業務の工期の延長がなされております。

令和5年度事業の用地補償では、令和5年度国道57号宇土三角道路外土地評価業務の契約締結がなされておりますが、先ほど宇土道路で御報告したものと同一契約となっております。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議されました主な内容を御報告いたします。

まず、前回の委員会で、委員から「高規格道路の事業を進めていく上で、市の事業者を下請けで使ってもらい、少しでも地元が潤うようにすべきではないか。」との質疑があったため、執行部から「国土交通省に確認したところ、契約の仕様書等には条件として記載できないと回答があった。しかし、これまでも一部の工事において、市内事業者が下請け事業者として携わっているものがある。」との報告がありました。

今回の委員会では、委員から「宇土道路で10億円の補正があったとのことだが、どういった事業を行うのか。」との質疑があり、執行部から「国土交通省に確認したが、予算の内容については説明ができないとの回答だった。宇土道路についての施工箇所はまだ多く残っているため、その進捗を進めるためのものと捉えている。」との答弁がありました。

次に、委員から「宇土三角道路の区間である網田は、田平城跡やヤンボシ塚古墳など文化財が多くある。道路をつくる際の掘削など、これから考慮する必要があるのではないか。」との質疑があり、執行部から「国土交通省から、正式なルートの説明はまだ受けていないが、委員会で出た意見はお伝えする。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「文化遺産として観光につながる可能性があるので、大事にしてほしい。」との意見があり

ました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

-----○-----

日程第2 各常任委員長報告

○議長（藤井慶峰君） 日程第2、去る12月6日の本会議において、各常任委員会に付託いたしました、市長提出議案第85号から議案第111号までの27件並びに請願・陳情につき、審査の経過と結果についてそれぞれ報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

順次、各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任副委員長、佐美三洋君。

○総務市民常任副委員長（佐美三 洋君） おはようございます。

ただいまから、総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る12月7日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係10議案、予算関係4議案、その他1議案の合計15議案であります。

まず、議案第85号、宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第86号、宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号を利用することができる事務を追

加するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第87号、宇土市印鑑条例の一部を改正する条例について。これは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、スマートフォンによるコンビニ交付サービスに対応するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第88号、宇土市手数料条例の一部を改正する条例について。これは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴う、スマートフォンによるコンビニ交付サービスに対応するため及び手数料の還付の規定を追加するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第89号、宇土市廃棄物等の減量化、再資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、燃えないごみの収集方法変更に伴い、家庭系廃棄物の種別等を変更するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第94号、辺地総合整備計画について。これは、辺地に係る総合整備計画を定めるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第97号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

議会費では、国際交流事業経費（議会事務局分）として195万3千円を増額するものであります。

総務費では、政策推進一般経費として711万7千円を増額するものであります。

衛生費では、清掃総務費一般経費として1,002万円を減額するものであります。

消防費では、避難所強化事業として2,208万4千円を増額するものであります。

また、避難所強化事業など3事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行い、ごみ拠点回収業務委託に要する経費など6事業については、債務負担行為の設定及び変更を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第98号、令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。当委員会所管のものとしましては、産前産後期間の保険税免除措置に伴い、一般会計から免除相当額の6万円を繰り入れるものであります。

次に、議案第101号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法等の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第102号、宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について。議案第103号、宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第104号、宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正

する条例について。これらは、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員特別職の職員の給与改定に準じ、条例を改正するものであります。

次に、議案第105号、宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。これは、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員一般職の職員の給与改定に準じ、条例を改正するものであります。

次に、議案第107号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。補正額は2,672万6千円を増額するもので、補正後の総額は230億7,386万2千円であります。これは、人事院勧告に伴う人件費の増額補正となっております。

次に、議案第109号、令和5年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。補正額は40万円を増額するもので、補正後の総額は5億5,540万7千円であります。これは、人事院勧告に伴う人件費の増額補正となっております。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第97号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。委員から「防犯カメラの設置について、区から相談を受けることがあるが、補助内容やサポートはどうなっているのか。」との質疑があり、執行部から「補助率は4分の3で、上限額が10万円である。事前に区で運用基準を決めてもらう必要があるため、その書面作成などの支援を行っている。まずは、設置前に相談をいただきたい。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「いろんな犯罪が横行する中、防犯カメラの役割が大きくなっている。設置したら維持費もかかるので、区の負担軽減のために上限額を見直してほしい。」との意見がありました。

次に、地域活性化起業人の活用について、委員から「新たに、地域公共交通の分野に1名募集されているということだが、どのような支援を求めているのか。また、具体的にどういった課題があるか。」と質疑があり、執行部から「宇土市地域公共交通計画に基づく事業全般に対して、様々な支援をいただきたいと考えている。解決すべき課題としては、バス停まで行くことが困難な高齢者の増加に対して、乗りたいときに乗れるような利便性を向上させるサービスの提供などがある。」との答弁がありました。

次に、宇土シティモール北側の土地開発について、委員から「県道14号に接続する幹線的な道路整備のため、関係機関と交差点協議を行うとのことだが、地元の同意は取れているのか。」との質疑があり、執行部から「地元からは、以前からどうにかしてほしいという声をいただいている。来年度に地権者の意向調査を計画している。」との答弁がありました。それに対して、委員から「開発についての構想はあるのか。」との質疑があり、執行部から

「県道14号から接続する道路を市で整備し、全体的な開発を考えている。」との答弁がありました。

次に、議案以外で、デマンドバスについて、委員から「三角・宇土間の路線バスを減便するというので、デマンドバスの利用が増えると考えられる。このような中、デマンドバスの利用料金が、同じ網田地区内で距離に応じて600円から900円までの設定がされているのはいかかなものか。他自治体では、全域を安い均一料金で運行されているところが多いので、路線バスの減便で不要になる地方バス路線維持費補助金を活用して、同一料金にすべきではないか。」との意見がありました。また、デマンドバスの名称について、委員から「名称が分かりづらいということで、網田・網津地区の小学生を対象に愛称を募集されていることはいいことだが、利用者の大半は高齢者であり、高齢者にも分かりやすいものにしてほしい。」との意見がありました。

次に、防災井戸の活用について、委員から「小学校などに防災井戸が整備されていることを知らない人が多いと思うが、この活用と周知はどのように考えているのか。」と質疑があり、執行部から「飲み水ではないため、災害時のトイレや掃除などに利用してもらう考えである。また、小学校では常時使用してもらうことで身近に感じてもらい、地域では自主防災組織連絡協議会等の訓練で使ってもらうなどにより、周知啓発を図っていく予定である。」と答弁がありました。それに対して、委員から「自主防災組織に女性が入ることで、バッククッキングの加熱用に使うなど、他の活用の視点が出てくると思う。また、訓練などで使い慣れていないと、災害時にいざ使おうと思っても行動に移せないのも、日常的に使われるように市と自主防災組織が連携して取り組んでいてもらいたい。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 総務市民常任副委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、今中真之助君。

○経済建設常任委員長（今中真之助君） おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る12月8日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係1議案、予算関係5議案、その他1議案の合

計7議案であります。

まず、議案第93号、宇土市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について。これは、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第97号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、水産物供給基盤機能保全事業（国補正分）として1億8,895万円を増額するものであります。

次に、商工費では、マリーナ施設管理経費として578万5千円を増額するものであります。

次に、土木費では、都市計画道路整備事業（国補正分）として1億4,800万円を増額するものであります。

そのほか、漁村再生交付金事業など19事業については、年度内の事業完了が困難であることから繰越明許費の設定を行っており、海岸樋門等の維持管理業務委託に要する経費については債務負担行為の設定を行っております。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第100号、令和5年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について。下水道汚泥収集運搬処分業務委託について債務負担行為の変更を行っております。

次に、議案第106号、令和5年度 網津第2排水機場整備工事（ポンプ設備）請負契約の締結について。これは、予定価格1億5,000万円以上の工事の請負に関する契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第107号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。これは、人事院勧告に伴う人件費の増額補正となっております。

次に、議案第110号、令和5年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について。補正額は、収益的支出300万円を増額するもので、補正後の総額は6億9,398万4千円であります。これは、人事院勧告に伴う人件費の増額補正となっております。

次に、議案第111号、令和5年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について。補正額は、収益的支出60万円を増額するもので、補正後の総額は9億9,118万6千円であります。これは、人事院勧告に伴う人件費の増額補正となっております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第93号、宇土市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例につ

いて。委員から、空き家対策について、「一人世帯の高齢者がお亡くなりになり、そのまま空き家として放置されるケースが増えている。例えば、築年数などを条件として行政代執行できるように条例に加えられないか。」との質疑があり、執行部から「今後、県や国のガイドラインを参考に検討する。」との答弁がありました。それに関連して、別の委員から「今回改正する条例に追加されている、空き家の所有者等に対して求める報告とは何か。」との質疑があり、執行部から「まずは所有者等に空き家と向き合ってもらう必要があるため、空き家の管理状況であったり、誰が新たな所有者となるかなどを報告していただく。」との答弁がありました。

次に、議案第97号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。委員から、干潟景勝地展望広場整備事業について、「この事業の概要は。」との質疑があり、執行部から「網田地区グラウンド入り口から干潟景勝地展望広場へと続く道路の中で、市道塩屋・戸口線道路の区間を拡幅する事業である。また、昨年度、測量設計をしており、今後用地交渉を進め、用地交渉が成立したところから工事を行っていく。」との答弁がありました。

次に、議案以外で、宇土マリーナ駐車場における電気自動車充電スタンドについて、委員から「現在使用できない状態であるが、対応状況はどうなっているのか。」との質疑があり、執行部から「宇土マリーナの指定管理者とともに整備を検討している。」との答弁がありました。それに対して委員から、「現状の設備の修理ではなく、新しいものを導入するのか。」との質疑があり、執行部から「修理ではなく、設備を一新する方向で検討している。」との答弁がありました。

次に、ふるさと納税について、委員から「何月頃の寄附が多いのか。」との質疑があり、執行部から「例年、年末が多い。ただ、今年度は10月に返礼品の基準等が見直されたため、9月に駆け込みで非常に多くの寄附があっている。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「制度が改正されたことで、期待した寄附額に及ばないのではないかとこのことを懸念している。」との意見がありました。

次に、令和5年1月の風波被害に伴う海苔の支柱の処分について、委員から「予算のうち、執行されたのは幾らか。」との質疑があり、執行部から「現在のところ執行していない。処分については熊本市の環境工場を利用することとしており、現在、熊本市が焼却の試験を終えたところである。それを踏まえて熊本市と協議しながら処分を進めていく。」との答弁がありました。

以上が、論議されました主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、議案第107号については賛成多数、その他の議案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、

どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、樫崎政治君。

○文教厚生常任委員長（樫崎政治君） おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る12月11日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係3議案、予算関係5議案、その他2議案の合計10議案と請願1件、陳情1件であります。

まず、議案第90号、宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について。これは、花園小学校敷地内に新たに花園小学校児童クラブを創設するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第91号、宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第92号、宇土市老人ホーム条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市軽費老人ホーム（B型）芝光苑を令和6年3月31日付けで廃止するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第95号、指定管理者の指定について。これは、指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第96号、指定管理者の指定期間延長について。これは、指定管理者の指定期間を延長する必要があるので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第97号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

まず、民生費では、障害児施設給付サービス事業経費として8,915万円を増額するものであります。

次に、衛生費では、妊娠・出産包括支援事業として74万4千円を増額するものであります。

次に、教育費では、学校管理費一般経費（学務・小学校）として2,579万4千円を増額するものであります。

次に、災害復旧費では、令和5年7月梅雨前線豪雨災害対策経費・史跡宇土城跡保存整備事業として2,017万1千円を増額するものであります。

また、社会福祉協議会経費など7事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っており、後期高齢者健診業務委託など9事業に要する経費については、債務負担行為の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置として、地方債の補正を行っております。

次に、議案第98号、令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。当委員会所管のものとしましては、第4期特定健診・特定保健指導の開始に伴い、健康管理システム改修委託料399万3千円を増額するものであります。

また、特定健康診査等業務委託など2事業に要する経費について、債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第99号、令和5年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は158万1千円を増額するもので、補正後の総額は39億4,309万7千円であります。これは、介護保険システム改修の増額及び宇城広域連合負担金の減額補正であります。

次に、議案第107号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。これは、人事院勧告に伴う人件費の増額補正であります。

次に、議案第108号、令和5年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。補正額は200万円を増額するもので、補正後の総額は39億4,509万7千円であります。これは、人事院勧告に伴う人件費の増額補正であります。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第97号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。さかいめ学童クラブの移転に伴う旧施設の原状復旧について、委員から「具体的にどのような部分を復旧するのか。」との質疑があり、執行部から「現在借用しているフロアの床の張り替え、キッチンテーブルの修繕、ピアノの調律などを予定している。」との答弁がありました。

次に、議案第98号、令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。委員から「特定健診の受診率はどうなっているのか。」との質疑があり、執行部から「新型コロナウイルス感染症の影響により、受診率が落ちた時期があったが、令和4年度は持ち直し、39.8%まで戻った。」との答弁がありました。これに関連して、委員から「人間ドックについてはどうか。」との質疑があり、執行部から「令和5年10月末現在の

数値で、対象者956人のうち受診者は103人である。なお、受診率は10.8%となっている。」との答弁がありました。これに対して、委員から「人間ドックの金額が上がっている影響があるのではないか。病気の早期発見にもつながると思うので、助成金額を上げることを検討してほしい。」との意見がありました。

次に、報告第21号、専決第13号、損害賠償額の決定について。委員から「学校で草刈りの作業中に石が飛び、車のガラスが割れた事案があったため、草刈り作業のマニュアルを作成したとのことだが、これまではなかったということか。」との質疑があり、執行部から「これまで口頭で安全対策の周知を行っていたが、更なる徹底を図るため、この度マニュアルを作成した。」との答弁がありました。これに関連して、委員から「草刈りに従事する職員は1人だけと思うが、石が飛ばないように何か対策を行うべきでは。」との質疑があり、執行部から「現在、石の飛散を抑制する新しい草刈り機の刃の導入を予定しており、効果が高ければ各校導入したい。」との答弁がありました。

次に、議案以外で、お腹にやさしい牛乳とされるA2牛乳について、委員から「現在注目を集めているA2牛乳を、宇土市の給食に使用する考えはあるか。」との質疑があり、執行部から「A2牛乳は、タンパク質の一種であるβカゼインの違いにより、免疫力の向上や、胃腸の不快感を緩和する働きが期待されている牛乳であるが、普通の牛乳より高価である。熊本県学校給食会へ確認したところ、取扱いがないため、もし宇土市が採用する場合は、独自の料金体系になるとのことだった。そのほか、市内業者の取扱いの有無、数量の確保の可否など、検討すべき事項があるため、今後研究していく。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして御報告申し上げます。

令和5年請願第3号「健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書」については、賛成少数で不採択といたしました。

次に、令和5年陳情第3号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書」については、賛成多数で継続審査といたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番、福田慧一君。

○18番(福田慧一君) 提案されている議案の中で5議案に反対をいたします。

議案第86号、宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。令和6年秋に健康保険証が廃止され、改正が必要になったとのことであります。健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化すれば、誤った登録や個人情報の流出など、いろいろな問題が出ておりますが、健康保険証を廃止しなければこうした問題は出てきませんし、条例の改正も必要ありません。健康保険証はこれまでどおり存続すべきとの立場から、改正に反対をいたします。

議案第102号、宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第103号、宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第104号、宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、これらの議案は関連しておりますので、併せて意見を述べます。円安による輸入物資が値上がりし、物価高が続く、市民生活や中小事業者の経営に深刻な影響が出ております。こうした中、こうした方々に予算を回し、議員や市長等の期末手当の引上げは見送るべきだとの立場から、条例改正に反対いたします。

また、議案第107号、令和5年度宇土市一般会計補正予算(第5号)については、議員や市長等の期末手当の一部引上げの予算が計上されておりますので、反対をいたします。

以上です。

○議長(藤井慶峰君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第85号、宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決したいと思っております。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第85号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第86号、宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第86号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第87号から議案第101号までの15件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第87号から議案第101号までの15件については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第102号、宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第102号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第103号、宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第103号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第104号、宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第104号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第105号から議案第106号までの2件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第105号から議案第106号までの2件については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第107号、令和5年度宇土市一般会計補正予算(第5号)について採決したいと思います。

います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第107号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第108号から議案第111号までの4件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第108号から議案第111号までの4件については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 請願・陳情について

○議長(藤井慶峰君) 日程第3、請願・陳情についてを議題といたします。

まず、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番、福田慧一君。

○18番(福田慧一君) 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書について、原案に賛成、不採択に反対の立場から意見を述べます。

健康保険証は2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法律が成立しましたが、保険証を廃止してマイナンバーカードの取得を事実上強制することは、申請に基づき個人番号カードを発行すると定めた同法第16条の2に反しています。また、健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードの申請・取得・管理に非常に困難さを抱えている人たちは、公的医療機関から遠ざけられる可能性があります。マイナ保険証を使うことで、紐づけ

された個人の医療、健康診断などの情報が企業の儲けに利用される問題もあります。健康保険証を存続すれば、こうした問題は出てきません。健康保険証を廃止しないように国に意見書を上げるべきとの立場から、原案に賛成、不採択に反対し、討論を終わります。

○議長（藤井慶峰君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。令和5年請願第3号、健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書について採決をいたします。

採決は、電子表決によって行います。

この請願に対する文教厚生常任委員長報告は、不採択であります。よって、請願本件について採決いたします。令和5年請願第3号を採択することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員少数です。

よって、令和5年請願第3号については、委員長報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

令和5年陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書について採決いたします。

ただいまの文教厚生常任委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、令和5年陳情第3号については、委員長報告のとおり継続審査と決定いたしました。

-----○-----

日程第4 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第5 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤井慶峰君） 日程第4、諮問第4号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてから、日程第5、諮問第5号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてまでの2件を一括して議題といたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

諮問第4号について採決いたします。原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第4号については、原案のとおり答申することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

諮問第5号について採決いたします。原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第5号については、原案のとおり答申することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（藤井慶峰君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件並びに所管事務調査について会議規則第111条の規定により、配布しております閉会中の継続審査並びに調査の申出があっております。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、日程についてお諮りいたします。

本日、市長より議案第112号が新たに追加上程をされております。

この際、本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 議案第112号 令和5年度宇土市一般会計補正予算(第6号)について

○議長(藤井慶峰君) 日程第7、議案第112号、令和5年度宇土市一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君。

○市長(元松茂樹君) 追加提出しております案件について、御説明を申し上げます。

議案第112号、令和5年度宇土市一般会計補正予算(第6号)について。補正額は3億7,578万3千円を増額するもので、補正後の総額は234億4,964万5千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、民生費では、物価高騰対応臨時給付金支給事業等の計上を行っております。

農林水産業費では、船場川湛水防除事業(国補正分)の計上を行っております。

そのほか、地方債の補正について、船場川湛水防除事業(国補正分)の追加を行っております。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(藤井慶峰君) 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第112号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第112号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

議案第112号、令和5年度宇土市一般会計補正予算(第6号)について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

全員賛成です。

よって、議案第112号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和5年12月宇土市議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

午前11時38分閉会

○議長(藤井慶峰君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る11月30日に招集されました今定例会は、議員各位並びに執行部の皆様の御協力により、本日ここに無事閉会の運びとなりましたことに厚く御礼を申し上げます。また、今、コロナあるいはインフルエンザが流行っておりますので、どうぞ御自愛いただきたいと思っております。

最後に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君。

○市長(元松茂樹君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、補正予算案をはじめ、多数の重要案件を提案しましたところ、慎重な御審議により全て原案どおりに御決定をいただき、御礼を申し上げます。

会期中に議員の皆様からいただきました御意見、御要望につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいり所存でございます。

まず、私のインフルエンザ感染によります本会議の欠席で、議員の皆様、そして市民の皆様や関係者の方々に、大変御心配をおかけいたしました。

この間、市の公務に支障を来してしまっただことに対しましても、心よりお詫び申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。今後は、感染予防を徹底し、公務に全力を尽くしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、新聞報道等で御存じのとおり、宇土市産米を100%使用して醸造した焼酎が完成をいたしました。この焼酎は、道の駅宇土マリーナの指定管理者でございます、株式会社グッドスタッフが、宇土市の新たな特産品を生み出そうと取り組まれたものでございます。

完成した焼酎は「御輿来の露」と名付けられ、来年1月中旬頃から販売される予定となっております。また、この焼酎のうち200本を、先月28日に宇土マリーナ防波堤内に沈め、海底熟成が行われているところでございます。この、海底熟成酒は「御輿来 海の刻印」と名付けられ、海底で3か月ほど熟成されたのち、来年3月以降に販売される予定となっております。

是非、多くの皆様に飲んでいただき、新たな宇土市の特産品となっていくことを期待しているところでございます。

次に、本日、御承認いただきました追加の補正予算に経費を計上しておりますが、先月2日に、国において、デフレ完全脱却のための総合経済対策が閣議決定されました。この経済対策における施策の一つに、物価高騰対策として住民税非課税世帯へ7万円の給付金の支給を行います。

この給付金の対象は、12月1日時点において、宇土市に住民基本台帳がある住民税非課税世帯となっております。

また、市独自の給付金として、住民税非課税世帯のうち、今回の国の給付金支給対象外となります、住民税が課税されている方の被扶養者のみの世帯についても7万円の給付金の支給を行います。

いずれの給付金も、速やかに給付に向けて準備を進めてまいります。

いよいよ今年も残すところ2週間余りとなりました。議員の皆様におかれましては、年末と新年を迎える準備等でお忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。

これから日に日に寒さが厳しくなっております。どうか、健康管理に十分留意され、御家族揃って健やかに新年を迎えられますよう心から御祈念申し上げます。

結びに、市政の運営に対して、多大なる御理解と御協力を賜りましたことに深く感謝を申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） これをもって終了いたします。ありがとうございました。

-----○-----

午前11時43分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 藤 井 慶 峰

宇土市議会議員 西 田 和 徳

宇土市議会議員 宮 原 雄 一